

## 令和2年第6回浅川町議会定例会

### 議事日程 (第2号)

令和2年12月11日(金曜日)午前9時開議

#### 日程第 1 一般質問

---

#### 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

#### 出席議員 (12名)

1番	菅野朝興君	2番	兼子長一君
3番	会田哲男君	4番	木田治喜君
5番	岡部宗寿君	6番	渡辺幸雄君
7番	金成英起君	8番	須藤浩二君
9番	上野信直君	10番	角田勝君
11番	水野秀一君	12番	円谷忠吉君

#### 欠席議員 (なし)

---

#### 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職・氏名

町長	江田文男君	副町長	藤田浩司君
教育長	真田秀男君	総務課長	江田豊寿君
会計管理者	菊池三重子君	建設水道課長	八代敏彦君
税務課長	高野喜寛君	住民課長	我妻美幸君
保健福祉課長	坂本高志君	農政商工課長	坂本克幸君
学校教育課長	生田目源寿君	社会教育課長	岡部真君

---

#### 会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長 佐川建治 主 事 生方健人

開議 午前 9時00分

◎開議の宣告

○議長（円谷忠吉君） ただいまの出席議員数は12名であります。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

---

◎議事日程の報告

○議長（円谷忠吉君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

---

◎一般質問

○議長（円谷忠吉君） 日程第1、一般質問を行います。

一般質問は通告表のとおり、10人で32項目であります。

一般質問通告表の中で同趣旨扱いと認められる質問については、議会運営委員会において協議をいただいておりますので、今までの例により一括質問をし、一括答弁を求めたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 異議なしと認めます。

したがって、同趣旨扱いの一般質問については一括質問、一括答弁とすることに決定しました。

同趣旨扱いを事務局に報告させます。

議会事務局長、佐川建治君。

○議会事務局長（佐川建治君） それでは、同趣旨扱いをご報告いたします。

別紙の一般質問同趣旨扱いをご覧ください。

質問順2、3番、会田哲男議員の（3）中学校のスクールバス実施についてと、質問順3、11番、水野秀一議員の（2）中学生もバス通学にできないかの2項目が同趣旨扱い。

次に、質問順3、11番、水野秀一議員の（1）旧里小、山白石小の跡地利用についてと、質問順9、10番、角田勝議員の（6）山白石小、里白石小の跡地利用を積極的に進めるべきの2項目が同趣旨扱い。

次に、質問順4、2番、兼子長一議員の（1）令和3年度予算編成において個人事業主などへの支援策拡大を講じるべきと、質問順5、8番、須藤浩二議員の（2）新型コロナウイルスについての2項目が同趣旨扱いです。

以上でございます。

○議長（円谷忠吉君） あらかじめ申し上げます。一般質問は、多くの方々から通告されております。昨日、議

会運営委員長からもお願いがありましたが、質問、答弁に際しては、特に前置きを短く、さらには明瞭かつ簡潔に行い、効率的な議会運営にご協力をいただきたいと思います。

順番に質問を許します。

質問順1、1番、菅野朝興君、(1)出シ山白石間の町道の舗装化が必要ではないかの質問を許します。

1番、菅野朝興君。

[1番 菅野朝興君起立]

○1番(菅野朝興君) 出シ山白石間の町道の舗装化が必要ではないかということで、ご質問いたします。

現在、出シ山白石間の町道は、民家が途切れる地点から山頂までの間は、ほぼ砂利道となっています。一部は舗装されていますが、山の中に入って行くと斜面が急になっており、大雨のときには道路が川のようになって、舗装ではないのでわだちが深くえぐられて、普通乗用車では通行が困難な状況になってしまいます。道も一車線しかないので、交互通行する際の逃げ場所が砂利もない箇所があり、雨のときや跡でタイヤが泥にはまり抜け出せない危険もあります。また、山白石からは、救急車を呼んだ場合の通行にも利用が叫ばれています。ですが、今のままでは、肝心なときに逆に遭難してしまう危険性が大きいままです。

1点お伺いいたします。

できれば、全線舗装化か、危険箇所の一部舗装化が必要かと思われませんが、この点についてお伺いします。よろしくお願ひします。

○議長(円谷忠吉君) 町長、江田文男君。

○町長(江田文男君) お答えいたします。

ご質問の町道につきましては、現在のところ舗装の予定はございません。

不良箇所につきましては、維持補修等で対応したいと考えております。

今後の改良、舗装等の計画につきましては、交通量等を考えると難しいと判断しております。

○議長(円谷忠吉君) 1番、菅野朝興君。

○1番(菅野朝興君) 毎年、作場道として地域の方が除草作業をしたり、農作業に利用するに当たり、通行に身の危険を感じながらこの道路を使用しております。

毎年、大雨が降ると、わだちが深くえぐられてしまっていて、とても危険ということもありますし、車の逃げ場所も今も泥のような状態になっていまして、雨が降るとどろどろになって、それがぬかるんで、逃げ場所から、そこから脱出できないような状態になってしまうので、その逃げ場所には、最低限の砂利を入れないと駄目であるように見受けられます。

そして、今のところ舗装の予定なしということでありましたが、最低限20メートル、2か所ぐらいのところは毎年毎年えぐれてしまうので、全線ではなくても一部舗装化ということでやっていただければと思いますが、ご意見を伺います。

○議長(円谷忠吉君) 町長、江田文男君。

○町長(江田文男君) 例えば、作場道として、作業等で身の危険があるということでございますので、当然、補修等が必要であれば、今後やっていきたいと思っております。

町道でありますから、道がある限り人は通ります。車も通ります。町道維持管理は十分気をつけて、やって

いきたいと思いますので、今後ともご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（円谷忠吉君） 1番、菅野朝興君。

○1番（菅野朝興君） ぜひ、実際、実地調査というか、見ていただいて、ここ危険だなということを、見ていただきたいなと思います。

よろしく願いいたします。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 私は、この通告があったからではありませんが、あそこは何度か確認しております。通るときは、それなりの補修はさせていただきます。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 次に、（2）コロナ感染症により収入が減少した方々への雇用創出が必要ではないかの質問を許します。

1番、菅野朝興君。

〔1番 菅野朝興君起立〕

○1番（菅野朝興君） コロナ感染症の影響で、仕事がなくなった人や収入が減少してしまった人も出てきております。

また、今年の夏場に、町内の数か所で除草作業が追いつかずに雑草が生い茂っているという状態が議題に上がりました。

1点お伺いいたします。

雇用創出のために、仕事がなくてお困りの方や収入が減少してしまった方などの救済として、町と直接登録制にするなり、契約で町で雇うなりして、仕事がなくて困っている方々にも仕事の間をつくったり、収入を増やしたい方々にも仕事が回るようなシステムづくりが必要かと思っております。

お伺いします。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） お答えいたします。

コロナ感染症による雇い止めや会社都合による解雇などは、町内の事業所ではなかったと聞いております。

また、そういった相談や問合せも町や社会福祉協議会にも来ておりませんが、今後、そのような話が出てくるようでしたら、何らかの対策は考えていきたいと思っております。

○議長（円谷忠吉君） 1番、菅野朝興君。

○1番（菅野朝興君） 除草作業、城山の整備、環境美化などいろいろな仕事が町にもあるかと思っております。

福島市などでは、このような仕事がなくなった人に対して雇用をつくるという取組もなされているとお聞きしております。ぜひ、困っている方がいるのであれば、検討してそのような形でやっていただきたいと思っております。

よろしく願いいたします。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 町にも仕事はございます。

当然、ご存じのとおり、町で道路作業員を募集いたしました。今年度は見つかりませんでした。次年度は当然、作業員がいなければ、町の道路の作業等がなかなかできなくなってくると思っております。そういう仕事のない方が、もし、そういう道路の作業員で来ていただければ、あるいはそれなりのことは考えさせていただきたいと思っております。

○議長（円谷忠吉君） 次に、質問順2、3番、会田哲男君、（1）中根・袖山地内用水路改修工事についての質問を許します。

3番、会田哲男君。

〔3番 会田哲男君起立〕

○3番（会田哲男君） 中根・袖山地内用水路改修工事についてお伺いいたします。

中根及び袖山地内用水路改修については、その破損及び維持管理の面から、地区の長年の要望を受け、補助事業として採択され、さきの9月議会の中では設計が終了し、令和3、4年度で2地区の工事に入りたいとのことでありましたが、地区の方々からは、この事業が数年前から話はあるんですが、一向に進まないというような状況であると。また、地区への説明もどのような工期でやるのか、延長はどのぐらいなのか、そのような話もないというような状況を聞いております。この事業について、一体いつ始まるんだろうかというような声が多いです。

確認の意味も含めまして、次の点を伺いたいと思います。

1つ、中根・袖山の改修工事の着工予定、工事の内容、補助率等はどのようなものか。

2つ目として、平成30年度から令和4年度までの5年間の事業ということで承知しておりますが、令和4年度までに完成する予定なのか。

3つ目として、今後、地区への説明等はどのように対応するのか、お聞きしたいと思います。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） お答えいたします。

1点目については、着工は令和3年度を予定しております。

内容は、水路の底盤コンクリート舗装と破損箇所補修が主なものとなります。

補助率は国が50%、県が14%となります。本来ですと、町が21%、地元負担が15%となるのですが、排水路の修繕でありますので、地元負担を求めず、町が36%を負担する予定であります。

2点目については、令和3年度、令和4年度の2か年で工事を完了させる予定です。

3点目については、今年度内に各地区へ説明会を予定しております。1年目、2年目の具体的な工事予定が示せるようになりましたら、速やかに開催したいと思っております。

○議長（円谷忠吉君） 3番、会田哲男君。

○3番（会田哲男君） 3点ご答弁いただきましたが、地元負担なしにするということで、大変喜ばしいと思っております。

また、令和3年度、4年度で完成させるということでございますので、ぜひ、繰り越しなどのないように、4年度に中根・袖山、ぜひ完了させていただきたいと思っております。

あと、工事補修なんですけれども、底盤のコンクリート補修、破損個所の補修ということでございますが、

あそこは柵渠板が入っていますよね、今、中根地区は。柵渠板の底盤、板ではなくコンクリート打ちみたいな形でやるのか聞きたいと思います。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 担当課長より説明させていただきます。

○議長（円谷忠吉君） 農政商工課長、坂本克幸君。

○農政商工課長（坂本克幸君） それでは、お答えいたします。

柵渠水路の基本的には、底盤コンクリートの舗装のし直しということで考えております。一部修復不可能な部分につきましては、交換ということも考えております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） いいですか。

3番、会田哲男君。

○3番（会田哲男君） 分かりました。

底盤コンクリートの……。分かりました。地元、中根松、袖山の方の中の農家の方々、大変期待して待っておりますので、ぜひ説明会を開いて、内容をご理解いただいて、令和3年、4年度で完了させるよう、ぜひ、強く要望したいと思います。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 次に、（2）河川管理道のつっかけ橋下流（殿川と畑田川交流箇所）に橋の設置をの質問を許します。

3番、会田哲男君。

〔3番 会田哲男君起立〕

○3番（会田哲男君） 河川管理道のつっかけ橋下流に橋の設置をについてお伺いします。

現在、県により殿川の河川管理道の舗装工事が実施されております。増水時の堤防の天端とのり面の保護並びに農作業の利便、除草作業軽減につながるものと私は思っております。また、この河川管理道はウォーキング道として、利用する町民の方も多く見かけられます。また、今一部浅く舗装されていますが、その舗装になったことによって、より従前よりもウォーキング等する方が増えているように見られます。

そんな面から今後、町の事業の仕掛けによっては、管理道のよりよい活用ができるものと思うところですが、つっかけ橋下流の畑田川との合流箇所には橋がなく、行き止まりとなっている状況でございます。今後は、活用と通行の利便性を考えたとき、この合流箇所に、軽自動車とは言いませんが、人が渡れるような、俗に言う人道橋、そのような橋を設置し、町民が有効に活用できるようにすべきと思います。

浅川町も、ここ数年前までは、健康ハイキング、あるいはさんぎょう祭のときはスタンプラリーとかやっていたのですが、現在はやっていない状況でございます。高齢者を含めて、健康づくりの意思が高くございます。ウォーキング等やっている方もどんどん増えているような状況でございます。また、東大畑のライスセンターからセブン浅川店ですか、あそこまで桜の木が七、八十本、今現在、植えてあります。在京の方々の力をいただいて、あるいは有志の方々が植えたものでございますが、大分大きくなって見頃の桜になってございます。その辺を活用して、ウォーキング等をやることもできます。あるいは、健康づくりの事業に取り組むことも、

今後できるかと思えます。そのためには利便性のためにも、この殿川と畑田川の合流地点に、軽トラックはいないと思うのですが、人道橋、人が渡れる程度の橋をぜひ、設置、検討をしていただきたいと。そして、町民に有効に活用していただいて、また健康づくりにも役立ってもらおうと。町の行事にも役立ってもらおうと。ということも考えられますので、ぜひこの橋の設置について、町としてご検討いただきたいと思ひまして、質問いたしました。よろしくお願ひします。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） お答えいたします。

ご質問のとおり、舗装された殿川の堤防をウォーキングや散歩に利用されている町民の方々が、数多くおられます。畑田川合流箇所への橋の設置につきましては、実施に向けてよい方策がないか、県にも相談しているところであります。

町といたしましても、健康増進や親水空間での環境意識の醸成など、殿川堤防の利活用のため、地域づくりの観点から、何らかの事業が取り組めないか検討したいと思っております。

○議長（円谷忠吉君） 3番、会田哲男君。

○3番（会田哲男君） 今、町長答弁でも、この有効活用によって、町長が今言ったように、地域づくりにも多少なりとも役立ってくるものと思ひます。

ぜひ、県のほうともいろいろ相談して、設置の方向に向けて、取り組んでいただきたいと思ひます。検討するというございますますので、ぜひお願ひしたいと思ひます。

また、先日、私、工事をやっている監督者かな。その方とちょっとお話しする機会がありまして、一応予定では、殿川の両岸をセブンから東大畑の先まで両岸をやっていると、舗装するというような計画だそうございます。ただ、今、コロナと災害関係、昨年の災害もありますが、それらを含めた中で、予算がなかなかつづのが難しいという状況があるそうございます。この予算獲得のために、ぜひ町から、町長から、県のほうに對して強く要望が必要かなと、その方もそのようにおっしゃってございましたが、地元の要望が必要だろうというような話ございました。ぜひ、両岸やる計画だそうございますので、それを引き続き、検討して取り組んでいただくように、町から強く要望、要請をお願ひしたいと思ひますが、その辺はいかがでしょうか。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 住民の方々が、散歩やウォーキングしている人たちの盛り上がりも大変必要かなと思っております。そして、多くの方が今、散歩しているのは、私も大変うれしく思ひます。

私は、山や川等を散歩して、健康寿命を延ばしていただきたいと思っております。少しでも、町に活力がある町をつくっていききたいと思っております。そのためには、様々な整備をさせていただきます。

○議長（円谷忠吉君） 3番、会田哲男君。

○3番（会田哲男君） 町長の今、前向きな答弁をいただきました。

ぜひ、地域づくりも兼ねますので、ぜひ前向きに要望等もよろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（円谷忠吉君） 次に、（3）中学校のスクールバス実施についての質問を許します。

3番、会田哲男君。

〔3番 会田哲男君起立〕

○3番（会田哲男君） 中学校のスクールバスの実施についてお伺いいたします。

令和2年度より、小学校より約1.5キロメートル以上の地域、部落はスクールバスが実施され、通学の安全・安心と保護者の送迎の負担の軽減につながっており、大変助かる等の声が届いております。

昨年12月の議会一般質問の答弁は、中学校のスクールバス実施については、調査を継続し、検討することとございました。

中学生も自転車通学、徒歩通学ともに、登下校時は通勤等による車の通行量の多い時間帯でございます。子供の安全確保と子育て支援の両面から、中学校もスクールバスを早期に実施すべきと思います。

以下、お伺いしたいと思います。

1つ、中学生に対してのスクールバスの運行に伴う意向調査を実施したと思いますが、その内容、調査結果はどのようなものだったのですか。

2つ、中学校のスクールバスを早期に実施すべきと思いますが、町の対応をお伺いしたい。

3つ、中学校のスクールバス実施のためには、新たに一般財源はどの程度必要になってきますか。今現在、3,000万円ぐらいですよ、小学校のスクールバスの予算は。先日、200万円程度補正がありましたが。実際、今度中学生がやる場合に、どの程度の一般財源が必要になるのかをお伺いしたいと思います。

以上、3点よろしく申し上げます。

○議長（円谷忠吉君） 次に、質問順3、11番、水野秀一君、（2）中学生もバス通学にできないかの質問を許します。

11番、水野秀一君。

〔11番 水野秀一君起立〕

○11番（水野秀一君） 中学生もバス通学にできないかを伺います。

小学校の子供たちは、1.5キロメートル以上の地域の子供たちはバス通学になり、父兄から安心・安全で通学ができると大変喜ばれております。以前にも質問いたしました、中学生もバスの通学ができないかということが、父兄から強い要望でございます。

前の答弁では、中学生までとなると、バスの大型化や朝夕の便数の増加なども見込まれ、今後も引き続き調査、検討並びに結論を出すという考えの答弁でございましたが、令和3年実施するのかどうか、お伺いいたします。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） スクール関係なので、教育長より答弁させていただきます。

○議長（円谷忠吉君） 教育長、真田秀男君。

○教育長（真田秀男君） お答えいたします。

まず、3番、会田哲男議員にお答えいたします。

1点目につきましては、中学生保護者に対して、町においてスクールバスを中学生まで乗せる場合、利用するか、あるいはしないかというものです。これにつきましては、小学生と同じく、片道1.5キロメートルから2キロメートルの生徒を対象に意向調査をしたものです。調査結果につきましては、該当エリアに住んでいる大半の生徒が、往復や片道乗車を望んでいることが分かりました。

2点目につきましては、この後、来年度の予算編成の時期を迎えますが、予算の計上を考えております。

3点目につきましては、現時点での試算ですが、バスの増車、台数を増やさなければなりませんので、概算で2,000万円程度は新たに必要になるものと思われます。

次に、11番、水野秀一議員にお答えいたします。

現在、小学校スクールバスは、5コースで朝夕1便ずつ運行しておりますが、小中学生を一緒に乗せるとなれば、バスの増車となります。今走っているコースを細分化し、運行する計画を検討しております。また、朝の登校時は、小中学生とも登校時間がほぼ同じですので、1便で間に合いますが、帰りの便につきましては、小学1年生から中学3年生までとなりますと、下校時間に大変差があります。

したがって、2便にするなど、できる限り児童生徒が、あまり長い待ち時間が生じないように、各学校とも協議を進めているところです。

答弁につきましては、以上です。

○議長（円谷忠吉君） 3番、会田哲男君。

○3番（会田哲男君） 今、教育長の答弁に、来年度予算の計上を予定しているということでございますので、ぜひ。今、ちょうど来年度の予算編成の時期かと思うのですが、12月から1月ですね。ぜひ、実施の方向で予算計上をしていただくことを期待したいと思います。

また、一般財源が2,000万円かかるということでございますが、これは地方交付税等の対象にはなってくるんですか。多分、2,000万円だとすれば、その何割かが交付税の対象になってくるのかなと。そんな形でいきますと、2,000万円までは一般財源として一時は立て替えるわけですけれども、後から交付税で返ってくるという状況があるかと思っておりますので、それほどの負担にはならないでできるのかなと。多少5割、7割ぐらいは来るのかなと私は考えるんですが、2,000万円だと、割ると1,000万円ぐらいですか。財政面で2,000万円は大きいのですが、便数、時間なども考えた上で、来年度、ぜひ実施の方向でお願いしたいと思います。

○議長（円谷忠吉君） 教育長、真田秀男君。

○教育長（真田秀男君） 先ほど申し上げましたように、実施の方向で検討してまいりますから、やってまいります。

○議長（円谷忠吉君） 11番、水野秀一君。

○11番（水野秀一君） 本当に素晴らしい答弁、来年から実施するというので、本当にありがとうございます。

これで、父兄の方も、遠距離に住んでいる住民も大変喜んでくれると思っております。

それで、中学生、教育長も答弁されたように、朝は一定の時間にどのバスにも乗れると思うんですが、帰宅のバスの便数など、しっかり検討していただきたいと思っております。それには、やはり中学生は部活によって時間の差などもできると思うんですが、そして、コースはどのような、何コースぐらいのコースで回るような予定をしているのか、お伺いいたします。

○議長（円谷忠吉君） 学校教育課長、生田目源寿君。

○学校教育課長（生田目源寿君） それでは、お答えいたします。

中学生を新たに乗せるようになりますと、まず一番最初に問題になるのが、その部活動なんですね。部活動

は、月によって終わる時間が変更となりますので、バスの時刻もその都度変更になるかと想定はしております。先ほど教育長も答弁したとおり、今現在、各小中学校等詰めてはおりますが、朝はもう7時半に、浅川の駅、7時40分に目の前の役場の駐車場で中学生を降ろすように考えてはいるんですけども、帰りにつきましては、今後さらに煮詰めたいと思っております。

それと、あと便数も、先ほど教育長が答弁したとおり、8台、8便、8コース。今現在は、5台で5コースなんですけれども、8コースを予定しております。具体的に言いますと、山白石、里白石につきましては、細分化しまして、山白石の南コース、北コース、里白石も同じように、南コース、北コースと予定しております。若干、横にスライドでエリアを変更しなければならない所もありますけれども、そこも今現在、煮詰めているところです。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 11番、水野秀一君。

○11番（水野秀一君） 財源についてなんですけど、3番議員もおっしゃるように、国の交付金などがあると思うんですけど、その配分といいますか、バス1台に対して交付金の配分は、児童数、学校の規模によって交付金などの差はあるのか、その辺分かればお願いします。

○議長（円谷忠吉君） 学校教育課長、生田目源寿君。

○学校教育課長（生田目源寿君） お答えいたします。

そちらにつきましては、今現在では、はっきりとは申し上げることはできないんですけど、今後、バスの、実は試算をこれから行いますので、それをしてから財政担当課と協議をしたいと思っております。

○11番（水野秀一君） 分かりました。

○議長（円谷忠吉君） 次に、質問順2、3番、会田哲男君、（4）あさかわこども園とあさかわ図書館前に横断歩道の設置をの質問を許します。

3番、会田哲男君。

〔3番 会田哲男君起立〕

○3番（会田哲男君） あさかわこども園とあさかわ図書館前に横断歩道の設置をについてお伺いいたします。

この件につきましては、昨年の12月議会でも質問したところですが、特にあさかわ図書館は、子供たちに多くの使用を促す施設であります。こども園は園児たちの散歩等に係る安全が必要でございます。両施設とも道路横断の安全確保が重要であり、町道大名大塚背戸谷地線の開通により、車の流れの変化による危険度が増したのではないかと考えております。

国においても、保育施設周辺の安全確保のためのキッズゾーンの設置を促しているところでございます。昨年12月議会の質問において、退避場所となる両側の歩道の設置も含めて検討するとの答弁でございました。早急に横断歩道を設置すべきと思いますが、1年たった今、町の歩道設置に係る検討はどのようになっているのか、また設置に向けての検討、これはどのようになっているのかをお伺いいたします。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） お答えいたします。

以前の議会においてもお答えしたとおり、横断歩道の設置のためには、基本的に道路の両側に歩道等があり、

歩行者が安全に退避できる場所が必要となります。

ご質問の箇所につきましては、現在、こども園から図書館まで歩道を設置するための測量設計を行っております。今年度、用地取得が完了すれば、来年度着工に着手し、横断歩道の設置についても、改めて要望してまいりたいと考えております。

○議長（円谷忠吉君） 3番、会田哲男君。

○3番（会田哲男君） ありがとうございます。

最後のほうだったんですが、測量設計は、行っている。来年度で着工したいということで、よろしいですか。来年、着工するというような考えで、今答弁ありましたけれども。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 来年度、工事に着手するために、改めて要望をしてまいりたいとは思っております。

町の宝である子供たちの安心・安全のために、どんなことがあっても、横断歩道は必要だと思っておりますので、さらに要望を強めて、一日でも早く横断歩道ができるように要望してまいります。

○議長（円谷忠吉君） いいですか。

3番、会田哲男君。

○3番（会田哲男君） 分かりました。

ぜひ、強く要望していただきたいと思います。

こども園前と図書館前ということでございますが、2か所一週ということが無理であれば、最低でも早めに、国への要望も当然ではございますが、図書館前、あそこは多世代交流センターにもなっていますね、あの看板を見ますと。年寄りも来ると、子供も来ると。当然、図書館自体は、子供に多く使ってもらおうというのが、多分趣旨だと思っています。その面からも、ぜひ図書館前だけでも、早めに設置するよう強く要望していただきたいと思います。

また、測量設計をやると、計画をしているということでございますが、他町村なんかを見ますと、道路の路側帯歩いただけのところにも横断歩道がついている状況でございます。そのような状況でございますので、ぜひ公安庁、あるいは警察に要望するときに、その辺の他町村の状況も見極めた上で、要望していただきたいと思っています。

退避所をつくるのは一番いいことではございますが、それがなかなか難しいということであれば、そちらのほうにしてもいいのかなとは私は思っています。ただ、今話があったように、測量設計を行っているというふうなことではございますので、ぜひ強く県のほうに、公安庁のほうに強く要望いたしまして、早めの設置をぜひお願いしたいと思います。再度よろしく申し上げます。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 町内の歩道整備、これも昨年から発注しておりますが、災害等でなかなか工事できない現状であります。

私は、これも県の土木には強く要望しております。当然、図書館前の横断歩道とか様々なことは、やらせてもらいますので、さらに強く要望をさせていただきます。

○議長（円谷忠吉君） 次に、質問順3、11番、水野秀一君、（1）旧里小、山白石小の跡地利用についての質

問を許します。

11番、水野秀一君。

〔11番 水野秀一君起立〕

○11番（水野秀一君） 旧里小、山白石小の跡地利用についてお伺いいたします。

浅川町と学校法人石川との間で進められていた利活用について、11月6日に利活用計画の取下げが提出されました。白紙になってしまいました。地元はもちろん、町の期待も大きく、今回の取下げは大変残念でなりません。今後、この教訓をしっかり受け止め、跡地利用を進めていく必要があると思いますが、次の2点についてお伺いいたします。

その後、里小・山白石小など問合せがあったのかどうかお伺いします。

2点目について、どこかに貸すことばかりではなく、町民に寄り添った活用も考えるべきだと思います。子供から大人までの町民の声を考え、アイデアなど広く募集して利活用に役立てていくべきと思いますが、お伺いいたします。

○議長（円谷忠吉君） 次に、質問順9、10番、角田勝君、（6）山白石小、里白石小の跡利用を積極的に進めるべきの質問を許します。

10番、角田勝君。

〔10番 角田 勝君起立〕

○10番（角田 勝君） 同趣旨であります。

今、11番議員からあったとおりであります。私は跡地の利用について、どういう教訓が一つは、あの学法石川とのサッカー場としての利用の貸借が成り立たなかったという学校側の都合であります。反省と教訓をそこからどういうふうに導き出したのか、どうなっているのかを一つお伺いしたいと思います。

2つ目には、一日も早く新しい利用者、利用する組織、そういうところを積極的に探すべきだと、そういうふうにあります。それには、やっぱり学校施設として合宿や学業での泊まり、あるいは大学での一定期間の研修、こういうものもあるだろうし、あるいは福祉施設として小さいけれども、グループホームやあるいはデイサービス等に使いたいというようなものも事業としてはあると思います。大平医院のところにはデイサービスやグループホームがつかれるというそういう含みになりましたけれども、そういう福祉施設、こういうものも含めて、もっと積極的にアプローチする必要があるのではないか。例えば、全国のやっぱり福祉施設を都市的に地域のようにやっていく、そういう組織がありますね。そういう組織なんかにも、積極的に内容、チラシをつくって、相当な数になると思うんですが、そういう軽費は惜しまないで、お願いや送付すべきだということに思うんですが、新しい局面でどういうふうな積極的な取組を考えておられるのか、すべきだということでもあります。

3つ目は、浅川町には町といいながら、ほかから来た人が泊まる場所がないんですね。旅館も2つ、3つあったんですけども、今はゼロであります。あるいは、町内の一部にあったガーデンバレイなんていうそういう宿泊などできる場所もないし、本当にお客さんが来たときに、今は、実家に泊まるという、泊まっていてもいいんですよと言っても、それぞれ様々な遠慮があります。ですから、車で日帰りするの多いんだというふうに一口で言いますが、やはり久しぶりに里帰りをしたり、お墓参りをしたり、様々な用件で来たとき

に泊まる場所、そうしていかないということは、非常に残念であります。何とか工夫をして、心温まる簡易な宿泊施設、例えば一部屋を改造して、そこであまり金をかけないで、簡潔、清潔な宿をつくるというようなことも、また考える必要があるのではないかというふうに思います。

4つ目は、11番議員さんもおっしゃいましたけれども、やはり町民が大いに活用できる、そこに行っても休むことができる、あるいは歓談することができる、あるいは健康づくりの器具なんかも置きながら、健康づくりのためにも寄与する、そういう施設として、またこれもあまり金をかけないで、町民誰でも、いつでも利用できるような、そういうものとしても検討すべきではないのかというふうに思います。

以上を申し上げて、お伺いしたいと思います。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 初めに、11番、水野議員にお答えいたします。

1点目につきましては、コロナ禍での影響等もあり、具体的な問合せ等はありませんでした。

2点目につきましては、現在、利用されておりますグラウンドゴルフ、少年野球等への利活用を考慮し、町民が活用できる形態、または町外からの活用も視野に入れ検討することといたします。

次に、10番、角田議員にお答えいたします。

1点目につきましては、事業者が利用する場合は、町との合意形成が基本であり、今回の事例は、これらの合意がなされなかったことで、大変残念ではありますが、やむを得ないことと思っております。

今後、このような申し出については、事業計画書、収支予算及び意思決定の根拠をなす書面を早期に求めるなどにより対処する考えであります。

2点目、3点目につきましては、各種の事例等を参考に、そのような利用形態についても模索してまいります。

ただし、宿泊所などの投資費用及び人的確保が伴うものについては、昨今のコロナ禍の状況及び多額の将来負担とならないよう、慎重に対処すべきと考えております。

4点目につきましては、現在の利用形態と避難所としての利用を含め、町民が活用できる形態、または町民の憩いの場となるような整備等を含めて検討をすることといたします。

○議長（円谷忠吉君） 11番、水野秀一君。

○11番（水野秀一君） 本当に跡地利用は大変難しいものがあると思います。

まず、1点目の里小、山小の問い合わせがないということですが、確かにこのコロナの世間を騒がせる時代、なかなかないのかなと思っているわけですが、これからも各方面にいろいろな機会があれば問合せなどをして、積極的に進めていただきたいと思います。

2点目ですが、検討するということがございますが、いろいろな町民はアイデアを持っております。子供の考え、大人の考え、それぞれ考えも違ってございますが、町民の声、町民の考えをしっかりと聴いて、足元を見詰め直して、いろいろな考えはあるわけですが、公園がないので公園をつくってくれとか、それから野球場、サッカー場、誰もが利用できるような跡地利用の方法もあるのではないかというような声も様々聞かれます。やはり、そうした意見を一度、吸い上げるといいですか、しっかり受け止めて、子供から大人まで

の考えを募集するなりして、やはり身近な問題を大事にしていきながら、跡地利用を検討していただければと思うのですが、考えを伺います。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 跡地利用は大変難しいんでありますが、やることだけはやらせていただきます。

そして、皆さんの声を聴き、町民の声を聴いて、なるべく町民の健康増進になるため、あるいは子供たちの夢を与えるような、そういう何らかの形で進めてまいりたいと考えております。

○議長（円谷忠吉君） 11番、水野秀一君。

○11番（水野秀一君） その町民の考えを募集するというか、その方法は考えておりませんか。その募集についてはどのように考えておりますか。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 募集は今のところ、考えておりません。

この前、山白石の方々と座談会をしていただきたいということで、座談会をさせていただきました。そういうときのお話もさせていただきました。そしてまた、大草地区からも座談会を開いていただきたいという声がありまして、座談会を開いて、そういう中で様々な声を聴いて今、検討をしているところでございます。

何せ、コロナ、コロナとは私は言いたくはありませんが、コロナ禍のため、人を集めて会話することが大変難しいのが現状であります。ですから、なるべく私は、町民一人一人となるべく散歩をしながら、あるいは来てくださいと言われれば、そちらに向かってお話をして、今後のことを考えていきたいと思っております。

○議長（円谷忠吉君） 10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） またお願いします。

1番の反省と教訓では、もうきちんとした計画や予算、あるいは意思決定をいち早くしてもらう、そういう具体的にここは進める。非常に残念だということではありますが、やはり相手の立場、そういうものも含めていろいろやっぱり、対話を進めることが、こっちから出だしていくことも必要だと思うんです。向こうが、「ちょっと待ってください」「検討しているんです」、どうのこうのというものがあると思うんですが、そうした場合に相手の立場から見ると、どういうところがやっぱり駄目なのかということ、つかむ必要があると思うんです。例えば、石川の場合には、地元から何も石川町内の学校も統合、そういう運びだと。そういうことも含めて、地元からはやっぱり浅川町に作る必要はないだろうという地元意識としてでたんだと思うんですね。いわゆる面積が狭いというだけじゃなくて。そういうものもいち早くつかんで、理事者のところにやっぱり、きちんと話しに行くとかですね、そういう対話、そういうものが事前協議、もっともっと積極的にやる必要があるのではないかと、こういうふうにするのであります。その点ですね、特に副町長はその点についていろいろ町長に替わったり、検討の具体的なことについて話合いの先頭に立ってくれたり、こういうこともお伺いしましたので、その点、副町長からも教訓等をお聞きしたい、こういうふうにあります。

それから、2つ目の福祉施設とか大学とかこういうものに、その後どういうふう積極的にアプローチをやっているんですか。ホームページに出しているぐらいで、実際にはまだ、そういう積極的な里白石小学校の面積や施設、あるいは土地の状況、あるいは利用度、交通、こういうものを網羅したいわゆるガイドブックみたいなチラシ、見出しの大きな字とか、一目瞭然にこの山白石小学校のいろんな状況が分かる、建築が何年で、

耐震としてはこういうものが必要だとか何とかという、そういうものを私はつくって、全国、東日本のそういう私が言いましたような福祉施設や学校や大学や研究機関、こういうところへ送って、いろいろやっぱり誘致するそういう積極的な姿勢を示す必要があるのではないかと、こう思うんでありますが、再度お伺いしたいと思います。

それから、泊まりの件については、人件費がかかることと、改修にお金もかかる、その後の管理、工事、そういうものの将来を考えると、なかなか踏み出せないということになるんだと思うんでありますが、私はそんなに、何回も繰り返しましたけれども、お金をいっぱいかけないで、極力、しかし行けばやっぱりほんのり心温まるような施設、宿所、こういうものをできないのかどうか。何せ、町の名がついて泊まる所がない町は、うちの県では浅川町だけだと思うんですね。全国でも珍しいです。そういう観点からも、ぜひそういう結論をしていただきたいというふうに思います。

さらに、今11番議員のほうからもありましたけれども、町民から多くの声を聴くと、私はしょっちゅうバイクや歩いたりいろいろして、出かけて行って、町民一人一人の話を聴く。そういう場所に私も遭遇して、なるほどなというふうに思いましたけれども、例えば、中学校以上の、小学生は高学年からでしょうけれども、そういう浅川町の後輩の人たちにアンケートを出したり、あるいはどういう具体的なアイデアがあるか、私は広く議論を起こす、聴く必要があると思うんです。町長がしょっちゅう行っているから、町民の声が聴けると、山白石や大草からも聞いたと、そういうものではなく、もっと大きくこの山白石と里白石小学校の跡地でアンケート調査をやるとか、具体的にあそこの子供は今こうなんだよ、アンケートをすればそういう方法もあるのではないかと、こういうふうに思うのでありますが、再度お伺いします。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 今年度は、様々な営業はしておりません。

前々回の議会のときも、私、昨年は、立教大学とか施設関係、学校関係、東京事務所とか行ったということをお話しさせていただきました。ところが、立教大学も書類を送ったが、そのまま返事はございません。そして、直接立教大学にも資料を置いてきましたが、音沙汰ありません。施設関係は設計図まで全部打ち合わせなどしましたが、改良するのに1億何ぼかかるということで撤退したというのは、この前の議会でもお話ししたとおりなんです。里白石小学校は3階建てで、福祉関係はものすごく使いにくいんです。ですから、これは福祉関係が幾ら営業をしても私は難しいと思っております。そして、やっていただくなら、エレベーターをつくってくれというお話も出たんです。エレベーターをつくったら、すごい金がかかるんです。ですから、おそらく福祉関係は難しい。

それで、様々なアプローチは、もう少し庁内で検討をさせてください。今、このコロナ禍で東京から来る人も私は今駄目ですよとすることにしているのが実態であります。ですから、営業はもう少しお待ちください。

そしてまた、宿泊施設は先ほど申したとおりに、今のところつくる予定はございません。あの近くに棚倉町でも白河市でも、近くに泊まる所がございます。それなりの提携とか、今後検討をしていきたいと思っております。

あと、副町長から一言述べさせていただきます。

○議長（円谷忠吉君） 副町長、藤田浩司君。

○副町長（藤田浩司君） お答えいたします。

最初の教訓という質問についてであります。

まず、前回の全員協議会でもご報告したとおりであります。結果として合意形成に至らなくて、よいご報告ができなかったことに対しては、大変申し訳なく思っております。

振り返りでありませけれども、先般の学校法人石川義塾さんとは、相手方の申出がありまして、その後条件面などを詰めていって、お互い法人にとっても町にとっても、ウィン・ウィンの関係になるように条件面を詰めていっていたところでありまして、町としても利用していただけるように、いろいろと譲歩できるところは譲歩してというところをやっておったところでありまして。ただ、そうした中で、そもそもと言いますか、先方の必要とする面積の山白石小学校では確保できないという、そもそものところが原因として、合意形成に至らなかったというのが経過でございます。

教訓というところでは、当初打ち合わせということで、何度も対面でやっております。我々も口約束のような形ではできないので、どういうふうにご利用されたいかということを書面で出していきたいということをお願いしたんですけれども、これがなかなかちょっと出てこなかったというところがありまして、先ほど町長答弁にありましたように、まず先方の意思、どういうふうに使いたいかというところを、早期に求めていく必要が今後もあるであろうというふうを考えております。それを基に、関係の方々、議会であるとか地元の方であるとか、町民の方にそういったところを、こういうようなお話が来ているよということ、あと、先方も、じゃ、こういうふうに出ていますけれども、どういうふうにしていきたいと思いますか、というところのこの対話というのを、今後も積極的にしていく必要があるであろうというふうを考えております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） 学法石川とのあれは本当に、みんなでよかったなあというふうに喜びが一転して、誠に、町長も言ったように残念至極であります。そういうものに教訓を得ながら、やっぱり具体的に、積極的に私は利用してもらうために、具体的にこうやると私はやる必要があると思うんです。例えば、町長、前にも言って、今も立教大学に行ってきたということもありますけれども、大学は立教だけではないです。この東日本に特に関係するような東北大学とか、山形大学とか、いろいろあるわけですから、そこにひっついていけというふうなことはなかなか大変だとは思いますが、行った折にはやはり回るとか、あるいは積極的にこのガイドチラシを送って、ぜひ返事をいただきたいと、あるいはそういうことをやっていただきたいと思うんです。これは郵送料とか印刷料とかかかりますけれども、あとは直接旅費ぐらいしかかからないですから、私はやる気になれば、相当なそういうアプローチはできると私は思うんですね。これはぜひ、積極的に私は今後、今は何もやっていないということではありますが、やっていただきたいと、こういうふうに町長に思うのであります。

それと、宿泊施設には、全く町長の言うとおりに、人件費もかかるし、修繕するために例えば5,000万円かかる、お風呂なんか必要だということになれば、そういう金もかかるということを考えると、今のところやる考えがないと、こういうふうなところではありますが、私は、でも壊すのにだって、山白石一つ壊すのにだって5,000万、6,000万円かかるわけですよ。ですから、極力、耐久劣化の問題もありますけれども、一部手直しを

して泊まることできる、あるいは健康増進のための町民の安らぎの場所をつくるというふうな、そういう場所をぜひ検討していただきたいと思うんです。

その辺お伺いしたいと思います。

それと、最後に山白石小学校、私、1週間に1回通るんですけども、東側、もう草だらけなんです。1回も草を刈らないんですよ。ですから、例えば、話を聞いて、ぜひ見してみたいという人が来たときに、あのぼうぼうの草の土手を見て、「ありゃ、ここですか」というふうに、そういう幻滅を考える人も、私はいると思うんです。もう少し環境を整備する、そのためには多くの町民の協力を得るとか、どういうふうにやればいいのか、いろいろあると思うんです。これ、今後、跡地利用が決まるまで、ああいう形でぼうぼうの草をそのままにしておいたり、樹木が伸び放題にしておくというふうなことがあれば、来た人は幻滅を感じると思うので、その辺もお伺いします。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 大学は立教大学だけではない、それは当然です。ところが、いろんなつてを使ってアポを取らなければ、なかなかトップとは会えないんですよ。なかなか、トップと会うのは大変なんですよ。トップと会えなかったら、私が行く意味がないですよ。ですから、今後、様々な検討をさせていただきます。

あと、東側の草刈り、除草、そして環境を整えるということは、当然、ごもっともでございます。今後、環境を整えていきたいと思っております。

あと、宿泊は検討しろということですが、これは当然、かなりのお金がかかると思います。本当は浅川町にも、昨年からある蔵を改造して、4人、最低でも6人が泊まれるようにベッドをつくったり、最高十五、六人泊まれるようなそういう施設はつくってあります。これはNPO法人でつくりましたが、泊まる施設をするといろいろな障害があるんですよ、お金もかかるんですよ。だから、今後、そういう今の施設を来年あたり、民泊、あるいは何らかの形で宿泊できるように、やっていきたいと思っております。

○議長（円谷忠吉君） 次に、質問順4、2番、兼子長一君、（1）令和3年度予算編成において個人事業主などへの支援策拡大を講じるべきの質問を許します。

2番、兼子長一君。

〔2番 兼子長一君起立〕

○2番（兼子長一君） 令和3年度予算編成において個人事業主などへの支援策拡大を講じるべきということで、3点ほど質問させていただきます。

新型コロナウイルス感染拡大、ますます厳しい状況になっております。それによって商店、とりわけ飲食店、小売店、農家などは収入や売上げに大きな影響を受けております。

国・県・町が各種の補助や給付金制度を設けておりますが、まだ不十分な状況であります。このコロナ対策は今後、長期間続くと思われれます。令和3年度の当初予算にこの支援策を計上して、地域経済と個人事業主の生活を支えるべきだと思います。

以下、3点、町長の見解をお伺いいたします。

1点目、町独自で売上げの減少した飲食店、商店、農家などへの支援制度を設けるべきだと思います。国や

県の制度では、該当しない場合があります。

2点目、9月補正予算で計上されました事業者感染防止対策事業、上限3万円の補助金制度がありましたが、これではとても、まだまだ不十分でございます。影響の大きい業種の方々には、相応の支援をする制度を設けるべきだと思います。

3点目、この新型コロナウイルス対策によって、今現在は、国とか県の交付金を活用してやっておりますが、今後、この対策が長期化すれば町の財政への影響もあるかと思われまので、その辺はどうなのかをお伺いいたします。

○議長（円谷忠吉君） 次に、質問順5、8番、須藤浩二君、（2）新型コロナウイルスについての質問を許します。

8番、須藤浩二君。

〔8番 須藤浩二君起立〕

○8番（須藤浩二君） 新型コロナウイルスについて、3点ほどお尋ねいたします。

町事業（主催・共催）を開催するに当たり、町ではどのような基準を設けているのか。

2点目、10月に感染者が発生したとき、町長からのメッセージが回覧板で回りました。文中に「本町」と書かれていて、町民に不安を与えたことに対しての町長の思いは。

3点目、第3波により、町内の事業所や個人商店経営に様々な影響が発生すると思うが、町はどのような対策を考えているのか、以上3点をお伺いいたします。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 初めに、兼子議員にお答えいたします。

1点目につきましては、今後の国の臨時交付金の動向を踏まえて、支援の可否を検討してまいりたいと思います。

2点目につきましては、現在、事業者に向けて、上限3万円の補助を行っておりますが、この制度は12月18日で申請期限を迎えます。補助金の申請状況によりますが、確保した予算に残が出れば、コロナの影響の大きい事業者に向けて対象を絞るなど、新たな支援策に取り替えることも検討してまいります。

3点目につきましては、本年度は国の臨時交付金での各種支援策を講じておりますが、引き続き、コロナ感染症が長期化することも視野に入れ、推移を見極め、事業の見直し等を行いながら、次年度の予算編成を図ることを考えております。

次に、8番議員にお答えいたします。

1点目につきましては、対策本部会議において「町主催等のイベント及び公共機関の休館等について」として、これらに関する指針を定め、また、福島県新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を踏まえ、対処しております。

2点目につきましては、今後、誤解を招くことのないよう注意してまいります。

3点目につきましては、国の臨時交付金の動向を踏まえて、支援の可否を検討してまいります。また、現在行っている補助の予算に残が出るようであれば、新たな支援策に組み替えることも検討してまいります。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 2番、兼子長一君。

○2番（兼子長一君） それで、1点目なんですけれども、国の臨時交付金の動向を見て支援策を考えるということなんですけれども、私がちょっと言いたいのは、国のその交付金を待っていたのでは、その困っている個人事業主は間に合いません。本当にこの年末、年越しできるのかと心配している方もおられるわけですよ。そういった点から、速やかにその支援策ができるように、当初予算にその支援策を計上すると。ややもすれば予定していたほかの事業を先送りしてでも、そういった方たちへの支援策を予算化するということが、私は必要だと思うんですね。そういうふうにならば、再度お聞きします。

それから、2点目のほうなんですけど、まず、6月補正予算で予算化した浅川町事業継続支援交付金10万円だったんですかね。これの申請件数をちょっとお伺いします。

それから、9月補正予算で計上しました新型コロナウイルス対策事業者支援補助金が上限3万円の補助金ですね、これが12月18日で申請締切りになりますんで、その申請件数と、あと法人、個人別の内訳、あとは業種が分かれば、その辺もお願いしたいと思います。

それから、予算残額ですね。これ、たしか900万円の予算を計上しておりましたけれども、申請のあった結果、今現在でどのような予算の残額があるのかお聞きいたします。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 4点目につきましては、数字でありますので、担当課長より答弁させていただきます。

国・県の補助金を待っていたら、来年の年を越せないという話でありますけど、今すぐ、それでは出すということはなかなかできません。これは当然、個人事業だけではありません。町全般のことを考えたら、早急にすることができますので、今後検討させていただきたいと思っております。

○議長（円谷忠吉君） 農政商工課長、坂本克幸君。

○農政商工課長（坂本克幸君） それでは、お答えいたします。

6月補正予算に計上させていただきました浅川町事業継続支援給付金につきましては、1件当たり10万円ということで、9月末をもって申請のほう受け付け終了しております。

件数につきましては115件で、1件当たり10万円ですので、1,150万円のほう支出しております。

概算で、1,500万円のほう予算で計上させていただいておりますので、残額が350万円ということになっております。

個人、法人の件数につきましては、リストのほう、こちらに用意してございますが、ちょっと数えてございませんので、ぱっと見たところ、個人事業主、法人ほぼ半分ぐらいかなと感じております。

続きまして、新型コロナウイルス対策事業者支援補助金、上限3万円で、9月補正で計上させていただきました消耗品、備品等の購入の補助。これにつきましては、先ほど町長答弁の中にもありましたとおり、12月18日で申請期限のほう迎えるようになっております。

こちら、11月末現在の状況ですが、11月末現在では16件の申請に41万8,749円の申請しか、まだ来てございませんでした。その後、12月になりまして、飛び込みで今のところ申請のほう上がっておりますが、900万円のほう、予算確保しましたが、現在858万1,251円のほうが残っております。こちらも個人、法人と分けておりませんので、ちょっと詳しい数字のほうは、今現在持ち合わせはございませんが、この6月補正分、9月

補正分の予算の残が出た場合には、今年度内で町長答弁にもありましたとおり、影響の大きい業種に絞って、何かしらの支援を考えてみたいと考えてはおります。

業種につきましては、やはり申請が多いのは、影響の大きかった飲食業、小売り、製造業がほとんどとなっております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 2番、兼子長一君。

○2番（兼子長一君） 今、農政商工課長のほうから答弁ありましたけれども、私、9月議会にこの上限3万円の補助金制度、300件想定して900万円の予算を計上したということで、その際に、一律に3万円ではなくて、その困った業種には、やはり応分の支援策を講じるべきということで質問させていただいたんですけども、やはり予想どおり、その申請件数が16件、予算残高が850万円ちょっとある。非常に使い勝手が悪い制度でしたね。私、飲食店さんともお話ししたんですけども、3万円の補助金をもらうために、やはり今4万円程度の、90%の補助ですから3万円以上の領収書をそろえなければならぬんですけども。やはり、マスクやら消毒液やら、飛沫防止パネルをやったとしても、なかなかそれも難しいという状況なんですね。なので、申請しなくてもいいや、というそういう気持ちになってしまうんですね。

それから、6月補正で予算化した事業継続支援金、これも115件で、予算残が350万円あるということで、これを2つ合わせると1,000万円超えますよね。この残った予算、今、町長答弁で伺ったように、国から新たな制度をつくるんでしょうかね、分かりませんが、本当に困っている業種、業者には新たなものをつくるということなので、ひとつ速やかに組み替えて、令和2年度中に、ぜひそういう方たちへ、予算化というか、制度をつくって実行していただきたいと思うんです。

それから、特に売上げが50%以上減少した事業主さん、持続化給付金、国の100万円ですね、これを受け取っている個人事業主さんには、そういう、今余った予算を使って、そういう形で再度追加支援をしていただきたいと思うんです。

それから、農家の方たち、特に稲作農家の方たちは、今年、米の値段が下落しました。コシヒカリ1等米で1,500円、1俵、下がりました。今、政府の備蓄米が200万トンなんです。これはコロナウイルスによって、飲食関係、そういったものが、消費が思うようになかったというのが要因なんです。そういうのも含めて、農家に対しても売上げ20%以上減少の農家とか、そういった方たちにも追加の支援をしていただきたいと思います。農家も12月末になれば、もう令和2年の収支ができますから、前年の令和元年との確定申告書と比較して、その収入20%以上減少したそういう農家さんとかにも、そういう対策を講じていただきたいと思います。

それから、ちょっと、もう1点質問したいんですけども、財政のほうは当面、国・県の交付金を使うから大丈夫だろうと思っているということなんですけど、やはり私は、速やかにそういった対策を講じるためには、やはり当初予算でしっかり計上して、速やかに対応できるような態勢を取っておくべきだと思うんです。

ここでちょっと、副町長にお聞きしたいんですけども、副町長、今回浅川町の予算編成に初めて関わるとお思いますので、一つ例えば、コロナ対策を予備計上するという、一つの手法もあると思うんですけども、これはいろんな予算編成における見解があると思うんですけども、その辺、ちょっと副町長としてのお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 今、様々な追加支援をしたらいいだろうということですかね。担当課にずっと相談したり、なるべく追加支援できるような方向でいきたいと思っております。

あとは、副町長に答弁させていただきます。

○議長（円谷忠吉君） 副町長、藤田浩司君。

○副町長（藤田浩司君） コロナ対策についてお答えいたします。

まず、現状です。最近の報道にもありますように、国で3次補正ということで、地方の単独分として1兆円が確保されたという報道が出ております。今後、そういった3次補正の配分が町にもあると思いますので、それらを踏まえまして、今年度の残り、あとは来年度に向けても考えてまいりたいと思っております。

また、さらには来年度の当初予算編成に向けて、ご指摘のとおりコロナの影響というのは、今後もまだまだ残るか認識しておりますので、そういった町独自として何かできないかということについても、この当初予算の予算編成過程の中で、検討してまいりたいと考えております。

あと、テクニカルなところで、その予備費に計上するか否かについても、今後の編成過程の中で考えてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 農政商工課長、坂本克幸君。

○農政商工課長（坂本克幸君） それでは、お答えいたします。

ご質問ありましたとおり、今年度の中で支援策を考えていきたいと思っております。

その中で、商工業、農業、分けることなく、コロナの影響の大きい業種には、支援のほう、していきたいと思っております。

兼子議員のご質問の中にもありましたとおり、農家さんにつきましても、年が明けましたら、令和2年の収支がある程度固まってくるかと思っておりますので、前年度との下がり幅等、そういうことも含めた上で、いろいろなことができるか、商工会や農協さん等の意見をいただきながら、考えていきたいと思っております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 8番、須藤浩二君。

○8番（須藤浩二君） まず、1点目の答弁に対しまして、再度質問いたします。

基準を設けているのかということに対して、町長答弁では会議で対策を考えながら開催しているという答弁でした。私が再度聞きたいのは、5月から開催する事業と開催しない事業がございます。例えば、5月の運動会は秋に順延となりました。春の検閲は実施されておられません。秋になりまして敬老会、実施されておられません。屋外での事業であれば、こども園の運動会、小学校の運動会、開催されましたが、消防団の秋の検閲開催されておられません。屋内での開催に当たっても、敬老会が開催されないにもかかわらず、功労者表彰式は開催された。一体どこに基準があるのか。屋内の開催であれば、何平米ぐらいの所だったら、何人ぐらい集めることが可能なのか。そういう指針が町で持っているのでしょうか。また、屋外での開催に関しまして、消防団の検閲、なぜ実施されなかったのか。秋の模擬火災訓練、なぜ実施されなかったのか。この点についてお伺いしたい。

2点目に関しましては、町長も十分反省し、注意をするということです。私、2問目の質疑に対しまして、文中の中に「本町」、これは町長が常に口にしていう言葉ですので「ほんちょう」と読みましたが、一般の町民からすると「もとまち」なんですよね。「もとまち」と書いて「ほんちょう」と読んでいます。ですから、一般の町民の方は「なんだ、もとまちで発生したのか」というような誤解を招いたということは、町長、事実でございますので、今後、しっかり反省していただいて、誤解を招かない、誤解を招いたときは素直に、早急に対応して誤解を払拭する、そういう姿勢を見せていただければと思います。

第3番に関しましてなんですが、まさに今、第3波でございます。9月の議会で一般会計の補正予算で町長は町民1人当たり5,000円の現金支給を行いました。その時点で、私もすぐにしましたが、町長はそのときの答弁で、振興券に関しましては、商工会と話をしていると答弁しました。誰と話をしたのかお伺いいたします。

3点目に対してですが、浅川町の前回の9月議会で聞いたんですが、浅川町の独自の検査体制を構築してくれという要望を出しました。町内の医療関係機関を使って、検査体制の構築をしてはいかがかと。また、インフルエンザの対策なども、この補正予算を使って実施するべきと提案いたしました。どのような考えでいまだに実施をされていない。また、先ほど副町長の答弁の中で、第3次補正、確かに地方創生臨時交付金1兆5,000億円を確保するという記事が載っておりました。果たして、浅川町のような小さな町に、3次補正の予算が回って来る見込みがあるのか、現実的に考えてどうなのか、以上お伺いいたします。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 1点目については、総務課長に答弁させていただきます。

2点目についての「ほんちょう」、「もとまち」については、今後注意していきたいと思っております。

あと、3点目の5,000円の支給は、前にも述べたとおりに、様々な声を聴いて、現金のほうがよいということで、5,000円にさせていただきました。これは、いろんな方々を聞けば5,000円でもよろしい、あるいは送金でもよかったという声も聞きますが、私はいろんな声を聴いた挙げ句、特に高齢者の方々が現金のほうがよいと聞いておりましたので、判断をいたしまして、5,000円の現金にさせていただきました。

あと、商工会の要望、商工会は誰が商品券にしたのかといったらば、これは商工会、あるいは商店街のほうで要望に、私のところに要望書がまいりました。そのとき、様々なお話をした中に、現金でいいという声もありましたので、総合的に判断をいたしまして、そのようにいたしました。

あと、5点目も、担当課より説明させていただきます。

○議長（円谷忠吉君） 総務課長、江田豊寿君。

○総務課長（江田豊寿君） 1件目にございましたイベント等の取り扱いの関係でございますが、これについては、コロナ対策本部会において、コロナ感染症に係る町主催のイベント中止等、町施設の休館に関する指針、これを対策本部会議で本年の4月に定めまして、これらの内容を受けまして、それぞれのイベントの対応を図ったということでございます。

コロナ関係におきましては、御存じのとおり、初期の段階、第2波、第3波といろいろな状況は刻々と変化しておりますので、それらの状況に応じた対応をせざるを得ないということで、各種のイベントについては、時期に応じた対応をせざるを得なかったということで、ご理解をいただきたいと思っております。

最後になりました3次補正の件でございますけれども、これらについては、国のほうではそういった予算編

成はしているというので、現段階においては、まだ周知されている、内示されている文書等はありませんので、速やかに内示があれば、対象となる事業を予算編成したいというふうに考えております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 保健福祉課長、坂本高志君。

○保健福祉課長（坂本高志君） ご質問の内容にはないものなんですけれども、町内のインフルエンザの態勢ということで、ちょっと一般質問、9番議員の質問にもありますが、ここでちょっと触れたいと思います。

石川地方で持っている発熱外来のひらた中央病院の検査の件数については、従前30人ということでありましたが、64人までの対応ができるということで、ある程度、町、町村会の希望によって拡幅しております。

それから町内での検査につきましては、行政機関が直接、その医療機関に検査を依頼するような形はまだできておりませんが、一部高齢者に対するインフルエンザを含むPCR検査、この対応で町内の医療機関のほうで対応できるような検査をして、検体採取した後は民間の検査機関に、多分外注するような形になりますけれども、PCR検査の一部検査を実施できるような形で、石川管内の医療機関で今調整を行っています。医師会から、その検査をできる医療機関を今、集約しております。全ての医療機関ということではないんですけれども、浅川町でも、一応、角田先生に直接お伺いしましたところ、ぜひやりたいというような方向で、今のところ伺っております。それから、インフルエンザ予防接種の件なんですけれども、従来は中学生までの子供たちを対象にしておりましたが、今年、高校生までを対象にしまして拡幅いたしています。補助金のほうも1人1,000円だったものを4,000円に引き上げてまして、今回の補正予算でも対応を計上しておりますので、この対応によって、今のところ300人以上、去年の実績を超えていまして、この効果があったのではないかというふうに判断しております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 副町長、藤田浩司君。

○副町長（藤田浩司君） 1兆5,000億円の件についてお答えいたします。

報道等にもありますように、まず1兆5,000億円で地方単独分として1兆円、あと都道府県等が休業要請に対する協力金等として2,000億円、その他国庫補助の地方負担分ということで3,000億円ということで、報道がなされております。

1兆円について、浅川町に来るのかどうかというお尋ねですが、これまでの1次、2次の配分方法を見ますと、人口であったり、感染状況であったり、そういった要素を考慮して算定され配分されておりますので、来ないということはないかなと、来るものと理解し、準備して臨んでいきたいと考えております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 8番、須藤浩二君。

○8番（須藤浩二君） 1点目に関しましては、独自の指針を設けて、そのときそのとき対応しているということでもあります。やはり、屋外の先ほど言いました秋の検閲、もしくは模擬火災訓練ですか、そちらのほうに関しましてはやはり、こども園の運動会や小学校の運動会が開催されるのであれば、やはりそれは同時に開催すべきではないかと思っております、私は。それに対して、町はどうですか。最後にもう一度答弁をください。

2点目に関しましては、了解しました。

3点目です。

多分、町長はごちゃごちゃになっていると思います、頭の中の今回9月で答弁したことと、あとその前の振興券の打ち合わせの話がごちゃごちゃになっているんだと思うんですね。今回私が聞いているのは、その5,000円を給付したことに対して聞いているわけで、9月議会のこの会議録を読んでもらうと、169ページを見てもらうとわかるんですけども、「振興券につきましては様々な検討をさせていただきました。この振興券につきましては」と言っているんですね。ですから、5,000円の振興券につきましては、様々な検討をさせていただきました。省略しますけれども、「それから振興券は当然、これ商工会ともお話をしております。」ですから、内容からすれば5,000円の商品券に関しては、町長は話をしたということを9月の議会で私に答弁しているんですね。ですから、今の話は、ちょっとごちゃごちゃになっちゃっている。夏に売り出した振興券の内容と、町長の頭の中はごっちゃになっているんだと思います。ですから、この9月に答弁した振興券については、商工会の担当職員と話しをしたのか、していないのか、それをもう一度聞きたい。

あと、町の独自の検査体制につきましては、保健課長のほうからの説明で分かりました。大変前向きに進んだことでいいことだと思います。また、インフルエンザの予防接種に対しまして、従来中学生までであったインフルエンザの予防接種を高校生まで拡大した。非常に前向きに進んで、いいことだと思います。それを踏まえまして、先ほど農政商工課長のほうの答弁で1,200万円、コロナの対策の事業で残が出ているというのであれば、各その町内事業所に、インフルエンザの予防接種を1事業所当たり均等割でも、いろんな事業規模に対してでもいいですから、インフルエンザの予防接種をさせて、やはり経営の主体となっている方の健康を守るということも、一つの予防策ではないかと思しますので、一つ考えていただければと思います。

以上、再質問よろしく申し上げます。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） ごっちゃになったか、何だかちょっと分かりませんが、商工会の会長をはじめ、日々、意見交換をしている中で、飲食店では、クーポン券ではなく、即現金となるものを望む声はありましたので、総合的に考えて、私が判断いたしました。

○議長（円谷忠吉君） 総務課長、江田豊寿君。

○総務課長（江田豊寿君） ただ今の各地のイベントに開催している状況を踏まえて、消防団の検閲は実施すべきではないかというふうなおただしではございますが、消防団についても対策本部の構成委員に消防団長においてもなっております。これらの消防関係の取り扱いもいかなものかということで、消防団についても、各町村等に均等で分散しているということで、やはり密を避けるべきではないというふうな消防団の判断によりまして、検閲については見送りをしたということでございますが、今年度加入された新規の消防団員もいますので、一朝有事の場合には搜索、消防活動もできないということでは非常に困るということで、消防団のほうで、幹部のほうで検討しまして、周知する機会はありませんでしたが、各分団ごとに実践訓練を配備をしまして、それぞれの水量を確保して、現場において実際消火活動の訓練をしたと。新入団員についての取り扱いについても指導したということで、一堂に会しての検閲はやりませんが、それに代わるべき対応はさせていただきます。状況でございます。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 農政商工課長、坂本克幸君。

○農政商工課長（坂本克幸君） ただいま須藤議員さんのほうからご提案がありました各事業所へのインフルエンザの予防接種の提案いただきました。ありがとうございます。そういった支援策もあるのかと思いますので、12月18日に締めましたところで、残りの予算の残を見まして、関係各課とも協議いたしまして、何らかの支援を本年度内にしたいと思っております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） ここで11時5分まで休憩といたします。

休憩 午前10時48分

再開 午前11時05分

○議長（円谷忠吉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質問順4、2番、兼子長一君、（2）浅川町学校施設整備基本構想についての質問を許します。

2番、兼子長一君。

〔2番 兼子長一君起立〕

○2番（兼子長一君） 浅川町学校施設整備基本構想について、幾つか質問させていただきます。

11月13日の議会全員協議会で説明された浅川町学校施設整備基本構想策定の中間報告において、施設整備方法の比較検討A案、B案、C案について4項目、考察と評価が示されました。これについて3点ほど、今後の策定方針として伺います。

1点目、基本構想策定において、関係者や町民、保護者の意見を聴くべきだったと思うんですが、実施するのかどうか、お伺いします。

2点目、第5次進行計画の実施計画に位置づけられた基本設計は、どのような内容になるのか。また、実施設計との違いはどうか、お聞きいたします。

3点目、基本構想において、C案を選択した場合、浅川小学校跡地利用が懸案事項となりますが、基本設計、実施計画と並行して検討作業を進めるのか。また、いつの時期までに跡地利用を具体化するのか、以上3点についてお伺いをいたします。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 学校教育関係ですので、教育長より答弁させていただきます。

○議長（円谷忠吉君） 教育長、真田秀男君。

○教育長（真田秀男君） お答えいたします。

1点目につきましては、現在、教育委員や教職員等、関係者の意見を取り入れて策定を進めております。今後、各学校のPTA役員や保護者の意見も取入れたいと考えております。

2点目の基本設計の内容につきましては、概略の設計となりますが、概算工事費の算出、建物の平面的な間

取り、大きさ、あるいは使い方、構造材料の選定等、建物に関する大まかな仕様を決めるものです。

実施設計につきましては、これらに基づき、実際に建物をつくるための図面をつくるものです。

3点目につきましては、現在、まだC案が決まったわけではありませんので、跡地利用につきましては、検討の余地に入っておりません。また、しかるべき時期がきましたら、関係課と協議をしていく考えです。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 2番、兼子長一君。

○2番（兼子長一君） 1点目については、教育委員とか教職員の方たちの意見を聴いているということで、今後PTAとかの意見も聴きたいということなんですが、年度内にそういうPTAとか関係者の意見を聴くでしょうけれども、いつ頃予定されているのか、再度お聞きいたします。

それから、2点目なんですけれども、この基本設計というのを実施設計というのは同じ設計ということで、私ちょっとそれで質問したわけなんですけれども、通常基本構想をつくったならば、基本計画というのが大体の手順だと思えますね。それがいきなり設計という形に入るということで、今、教育長答弁だと工事費とか、材料の使用まで詰めるということなんですけれども、その辺ちょっと実施設計との違いがよく明確でない。実施設計は図面をつくるということなんですけれども、その辺をちょっとあれなので、この辺ちょっとスケジュールどおり進むのかどうか、もう一度この辺ちょっとお聞きしたいと思います。

それから、浅川小学校、将来そのC案でいくとなれば、浅川小学校の跡地についてまだ検討していないというお答えなんですけれども、これも、もうやはり旧山白石、里小の件もありますんで、早くからこういう作業を進めるべきではないかなと思います。

そういった中で、やはり我々議会議員と町のほうで建った市町村で、事例と一緒に視察に行くとか、そういうこと、やっぱり進めていただきたいと思うんです。今までですと、どうも町執行部が先行して、いわゆる町内部で検討して、立案して進めていく中で、我々議会で説明しても、なかなかその辺がお互い理解ができない面も多々あるかと思うんです。ですので、大変な構想ですから、慎重に進めていくべきだと思います。

それから、もう一つお伺いしたいのですが、今、県内でも設立されつつある義務教育学校、いわゆる小中一貫校ですね。例えば、C案として構想で決めた浅川中学校に浅川小学校も同じ敷地内に持ってくると。それは、一体型になるのか分離型になるのか、今後の検討でしょうけれども。そういった場合、この同じ場所に小中学校があるということであれば、やはりこの義務教育学校というのもちょっと想定したほうがいいのかと、私的には思うんですが、いわゆるその6・3制とか、あとは教職員の交流というんですか、中学校の先生が小学生にも授業ができるような、そういう仕組みができると思いますんで。そういったものも想定しているのかどうか。ちょっとお聞きします。

○議長（円谷忠吉君） 教育長、真田秀男君。

○教育長（真田秀男君） お答えいたします。

1点目ですが、今後、学校施設整備に向けた合意形成の場の設定については、十分考慮していきたいというふうに考えております。また、正式な基本構想、届いておりませんので、予定としましては、来年の2月頃に全員協議会を開きたいと考えております。それからPTAとの合意形成につきましては、新年度になるかと思いますが、小学校、中学校ともに、4月にPTA総会があるかと思っております。そういった場を利用して、基本構

想についての説明を行っていききたいというふうに考えております。差し当たっての予定は、そんなところです。

それでは、2点目、3点目につきましては、課長よりお答えいたします。

4点目については、私よりお答えいたします。

義務教育学校につきましては、平成27年に国において制度化されておりますが、現在、全国でも開設数はそれほど多くはありません。福島県内におきましても、小中一貫校を含めて郡山市の西田学園、湖南小中学校、いいたて希望の里学園、そして来年4月より開校します須賀川市立稲田学園、この4校であります。義務教育学校、それから小中一貫校も含めまして、何が違うのかといいますと、教育の中身の問題になってまいります。ですから、その教育効果につきましては、今後、十分に調査をして検討していく必要があると思っております。小学校6年、中学校3年を区切りとする従来の6・3制、それと小中学校を区別しない9年間の一貫教育。これは、それぞれメリット、デメリットがあるというふうに現段階では、私は捉えております。したがって、将来、浅川町が義務教育学校に移行するかどうかは、現時点では十分に検討した上で、判断しなければならない、そのように考えております。ただ、中学校の敷地に小学校を持つてくるということになれば、小学校教員と中学校教員の連携がしやすくなるということで、教員の連携を密にして、そしていい教育を行っていききたい、そのようには考えております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 学校教育課長、生田目源寿君。

○学校教育課長（生田目源寿君） お答えいたします。

まず、2点目です。

町の振興計画、今年度からスタートしまして、基本構想が今年度、来年度基本設計、その次の年が実施設計と明記されておりますが、議員さんおっしゃることも分かっておるんですが、来年度につきましては、基本設計となっておりますが、実際のところ中身につきましては、基本計画プラス基本設計という形でみなしておりました、こちらでは。

ですので、改めて申し上げますが、振興計画の来年度、令和3年度基本設計となっておりますが、そこには基本計画も入ってございますので、それを1年かけて進めていきたいと思っております。あくまでもこの基本計画、基本設計につきましては、今年度、今現在も進めております基本構想、こちらの骨格、骨組みに肉づけをしまして、そちらに具体的な建物の寸法、設計図の基本となるものを作成する予定となっております。具体的に言いますと工法とか材料、大まかな設計図、構造、設備、あと事業費、あとガイドデザイン、こちらも含まれております。

そして、実施設計、令和4年度ですが、こちらにつきましては、詳細な部分までの設計図を作成しまして、建築工事に必要な費用を算出するものと考えております。

それと、3点目の浅川小の跡地につきましては、今年度は基本構想ですので、まだ具体的なことは見えておりません。来年度、振興計画に基づきまして、基本設計を行います。来年度以降になりましたらば、いろいろ具体的なことが見えてくるかと思っておりますので、今現在では何に使うか等はご答弁はできませんので、ご了承いただきたいと思っております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 2番、兼子長一君。

○2番（兼子長一君） 今の答弁で、ほぼ、今の策定状況は分かりました。

それで、ちょっと町長にお聞きしたいのですけれども、さっき私が言った、こういう作業を進めていく基本構想ですけれども、今後、議会と町で一緒になって、このことを考えていく。そして、視察研修もしてみる、そういうことについて、町長のお考えをもう一回お聞きします。

それから、義務教育学校の件なんですけれども、教育長答弁のように、当然、メリット、デメリットはあります。ただ、福島県内でもまだ4校ですかね、須賀川市の稲田学園を含めてですね。ただ、数が少ないから慎重に検討するんだというのも分かるんですが、ひとつそういうのも先駆けてやってみるというんですか、そういう浅川町として教育を考えたときに、いち早くそれを取り組むんだという、そういう意気込みというんですか、それも大事だと思うんですね。ですから、その辺もちょっと、もう一度、具体的にそのメリットとデメリットは何なのか、もう一回ちょっと教育長からお答えいただきたいです。

この2つをちょっとお願いします。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 議会と町民とか、様々に考えるのは当然だと思っております。

来年度は、様々に皆さんとお話をして、学校関係は進めてまいりたいと思っております。

視察研修、これは当然当たり前だと思っております。やっぱり、視察研修に行かないようでは、何を、じゃ、目的にしてやるのか、何を参考にしてやるのかというのは分からないと思うんです。こども園のときもたしか行っているはずですよ。ですから、やっぱりそういう何かをつくるときは、視察研修は大事だと思っております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 教育長、真田秀男君。

○教育長（真田秀男君） それでは、メリット、デメリットについて述べさせていただきます。

メリットとしましては、小学校から中学校に入学する際に、いろいろギャップがあつてなかなか中学校生活になじめないという、そういう生徒も出てくるわけですね。その辺が9年間見通した教育課程となるわけですので、スムーズに小学校、中学校が接続できると、簡単に言いますとそういうメリットがあります。デメリットにつきましては、今申し上げたことが、いろんな捉え方がありまして、やはり小学校は6年間で区切りをつけて卒業して、新たな気持ちで中学校生活に臨む、そういう区切り、節目として6年間で卒業式、卒業をするというのが大事だろうという、そういう見方もあるんですね。中学校に行っても頑張ろうと、そういうことも大事だと。あとは、小学校6年生といいますのは、私も小学校にいまして、下級生にとって非常に6年生というのは最高学年で憧れの的、憧れるんですね。すばらしいな6年生、一生懸命頑張っているな、ああいう6年生になりたいな、そういう憧れの存在であるんですね、6年生って。ですから、小学1年生から中学3年生まで、これ学校によっては、中学1年生とは言わないで、6年生、7年生、8年生、9年生と数える。小学6年生の子供が最高学年という意識がなくなるわけですよ。ですから、リーダーシップを持って頑張ろう、この学校を引っ張っていこうとするリーダーシップが見られなくなるという、そういうことも言われています。そういうメリット、デメリットがありますので、私はやはり、ここは慎重に検討しなければならないというふうに思っております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 次に、質問順5、8番、須藤浩二君、（1）ごみの収集についての質問を許します。

8番、須藤浩二君。

〔8番 須藤浩二君起立〕

○8番（須藤浩二君） ごみの収集についてお伺いいたします。

まず1点目、石川町にあるごみ焼却施設が改修中で、一般家庭のごみの持ち込みができず、大変不便との声がございます。改善をすべきと思うが、町の考えはいかがでしょうか。

2点目、長期休業や月曜日が祝日のときなど、1週間ごみ収集が行われず困っているとの声があります。ごみを持ち込めるところを整備するべきと思いますが、町の考えはいかがでしょうか。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） お答えいたします。

1点目ですが、ご存じのとおり、石川地方生活環境施設組合では、平成31年4月から令和4年3月までの3年間、大規模改修工事として、ごみ焼却施設及びし尿処理施設の改良工事を進めているところであり、工事期間中の自己搬入につきましては、ほかの施設の事故を鑑み、安全確保の観点から、関係者以外の立入りを制限しているところであります。

なお、施設組合及び町としても、数回にわたり、通知や回覧板等での周知を図っており、自己搬入の利用規制については、ご理解いただいているものと思っております。

次に、2点目ですが、祝祭日の翌日収集は行われないこととなっておりますが、石川管内5町村とも統一した取扱いとされておりますので、整備については考えておりません。

改良工事が完了するまで、今しばらく、ご不便をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いいたします。

○議長（円谷忠吉君） 8番、須藤浩二君。

○8番（須藤浩二君） まず、1点目。

1点目の答弁は、私も承知のことでしたので、期間中は安全に工事を行うということで、一般の立入りはできないと。全て業者に排出してくれという趣旨もよく理解はしていたのですが、2点目です。

昔は、月曜日が旗日とかお休みですと、火曜日の収集があったんですよ。現在は、火曜日の収集は行われない。なぜできないのか。やはり、できないのであれば、町のどこかの施設にごみを24時間置ける、監視カメラを付けてでも、24時間燃えるごみ、資源ごみ等を排出できるような施設をもう整備する時期ではないかなと。というのは、家庭環境が変わってきていると思うんですよ。やはり3交代の勤務の方、あと、どうしてもその時間帯にごみが出せないなどということがありまして、独居老人なんかの方もそうなんですよ。ごみ収集場所までごみを持っていくことができないという方もありまして、週末に家族が帰省した際にゴミを出したい、だけど、出すところがないという声も聞こえてきております。

ですから、火曜日の収集ができない、また生活の環境が変わっているなどということから考えれば、町施設、駐車場の南側や、今トラックとかが入っている車庫を改装して、24時間ごみが、町民の出せるごみ、収集場所を整備してもよいのではないかなと、私は思うのであります。

また、これから想定されるのが、年末年始のごみ収集ですね。カレンダーを見てもらうと分かるんですが、

12月31日、木曜日でございます。12月31日、木曜日に収集があるのか。なければ、翌年の4日、月曜日まで6日間まだ収集が行われないという状況になります。その辺も、31日に収集があるのか、答弁をよろしく願います。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 町で駐車場の南側とか、そういうふうに収集案でございますが、なにせごみですから、近隣のお住まいの方々から臭いというのは必ず出てくると思いますので、もうしばらくの間、お待ち願いたいと思います。

あと、12月31日から翌年の6日まで、ごみ収集ができないということですが、これは毎年のものでありますので、今回もぜひ、今までどおりにやっていただけたら幸いと思っております。

○議長（円谷忠吉君） 住民課長、我妻美幸君。

○住民課長（我妻美幸君） 基幹改良工事中ということで、ご不便おかけしておりますが、工事の進捗状況によりまして、施設組合のほう、炉が2つあるんですけども、片炉停止の期間があったりとか、全炉停止の期間があったり、その期間中は施設組合のほうできららセンターのほうに仮置き施設を整備しておりまして、そちらのほうで保管をして、ごみの平均化を図りまして、他の組合のほうにごみを排出しております。

それから、一般家庭ごみのほかに事業系のごみもありますので、翌日収集に関しましては、そういったところからご理解願いたいと思います。

それから、年末年始のごみの収集につきましては、最終が12月28日に可燃ごみ、それから29日がA地区が資源ごみ、B地区が不燃ごみ。年明けになりまして1月4日、A地区もB地区も可燃ごみの収集日となっておりますので、ご理解願いたいと思います。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 8番、須藤浩二君。

○8番（須藤浩二君） その焼却炉の整備ですが、3年間、非常に長い工期となっております。もうちょっとスピーディーにやっていただくとか、あと、やはりその年末年始でかなり皆さん大掃除すると思うんですよね。そのときのごみの出し方なんかも、もうちょっと便宜を図って、利便性を上げてやっていただければ、町民の方も喜ぶのではないかと、答弁どおり31日の収集はないということで、28日から4日まで1週間またごみが収集にならない。年末年始かなりのごみが出るのが予想されると思います。職員の皆さんも、みんな同じ生活をしているから、そのごみの出方というのは理解できると思うんですが、やはりその辺も、今の家庭状況を考えて、ごみを置くスペースがない家庭がほとんどでございます。核家族化になって、小さな家に住んで、ごみの置く場所に困る。やはり、家族4人で住んでいると、月曜日と木曜日に排出して、ごみを出さないと家の中もごみが臭くなってしまったり、大変な状況があるという声が多く寄せられておりますので、何とぞ改善に向けて、先ほども言いましたが、月曜日が駄目だったら何とか火曜日収集できるような、そういう案を、もうちょっと改善していただけるように、町長いかがですか。担当課も併せて答弁をお願いします。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 1点目の3年間の工事でございます。

あと残り2年ぐらいですか。この工事は、早くやってくれというのは、ちょっと難しいと思いますが、今度、

定例会がありますから、そのときに、ちょっとそこでお話をさせていただきます。

あと、今、家庭の事情でいろいろごみがあるとおっしゃいましたが、当然そのとおりで思っております。ただ、この年末年始は、今まで何十年とこういう状況でやってきましたので、何とかご理解を願いたいと思っております。

○議長（円谷忠吉君） 住民課長、我妻美幸君。

○住民課長（我妻美幸君） ご不便をおかけしておりますのは重々承知しておりますが、管内5町村とも同じ取扱いで実施しておりますので、ご理解いただきたいと思います。

それから、収集する業者さんが、収集ルートがこの工事期間中決められておまして、事業系のごみの収集もしておりますので、組合業者協力会、収集7業者ございますが、そちらのほうで5町村計画的に収集しておまして、ごみのほう、各家庭で置かれるのはちょっと臭いですとか、いろいろな問題あると思いますけれども、ぜひご理解いただきたいと思います。

○議長（円谷忠吉君） 次に、質問順6、4番、木田治喜君、（1）令和3年度予算編成に向けて給与費予算計上及び補正予算の関係性についての質問を許します。

4番、木田治喜君。

〔4番 木田治喜君起立〕

○4番（木田治喜君） 質問させていただきます。

令和2年度の給与明細費、補正が9月に提出され、可決されました。その際にも何点か質問させていただきましたが、今回の質問は、当初予算及び補正に異を申し述べるものではありません。既に令和3年度予算編成方針が10月頃に出され、12月においては、来年度の予算編成に着手なされていることと承知しています。確実性を持って予算計上を実行されれば、現状、町民が望む事業、先ほどのスクールバスだとか、それから図書館前の歩道等々の事業案、財務的には容易にできるのではないかということと、それからコロナ禍におけるPCR検査の助成金を含めたあらゆる支援金等々への拡充が可能になると同時に、アフターコロナに向けた対策を講ずる道筋が見えてくるのではないかという思いです。

町振興計画等にあるように、住みやすい町浅川を実現することにも、少なからず寄与することと思います。行政サービスの向上を目指すにはそれなりの費用が必要です。また、歳出の圧縮も片側に必要です。歳入には限りがありますので、歳出をいかに抑えるかが大きな鍵となると思います。漫然と前例を踏襲するのではなく、全ての事業において前年度決算額や不用額を確認するなど、予算要求をはじめ、執行方法や業務体制、事業効果を検証し、徹底した見直しが必要であると同時に、関連法令、町条例との整合性の確認、既存資源の再利用や適正な在庫管理などが重要であるというの言うまでもありません。

歳出を目的別に見れば、民生費、教育費、土木費が3大費用と言われていています。性質的に見れば、圧倒的に人件費、扶助費、公債費となっています。いわゆる、義務的経費です。特に人件費については、予算編成上では、返りの少ない項目というふうに私は認識していました。2年度において、私の感覚では大きな補正が組まれたというふうに考えています。令和2年度の一般会計予算明細書によれば、歳出32億8,900万円とあり、給与費の明細の合計は7億9,751万円となっています。その比率、24.25%ということですので、歳出の中でも重要な項目であるというところには異論のないところだと思います。

しかし、重要項目であります。予算編成を確定させる上で、人事異動、それから昇給、昇格等の不確定要素も多々ありますから、多少の補正を組まれることは理解しますけれども、中でも、歳出合計から見ても高い比率の項目ですから、予算計上においては丁寧な組み立てを行うことにより、他の事業拡大の可能性も影響すると考えています。

その中で、9月補正にて、特別職マイナス155万1,000円、それから正職員4,114万3,000円のマイナス、それから会計年度任用職員プラス2,394万6,000円の計上がされました。大きな差異に少なからず驚きましたけれども、そこで伺います。

どこの部署に服するかも含め、当初予算計上の給与費予算明細書作成及び補正給与費明細計上までのプロセス、手順ですけれども、並びに当初予算と補正予算の位置づけ、これをどういうふうに考えているか。いわゆる、あくまでも当初予算計上はおおよその計上であり、補正にて正すことが従来からのやり方かどうか。この点を伺います。

また、前回、定例会で来年度の人件費予算計上については、大きな補正を組まないように検討すると、改善しますよと、いうところの回答をいただいていますので、どのようなところを改善するのかを、この3点ほどを伺います。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） お答えいたします。

ちょっと長くなりますが、1点目につきましては、当初予算において、職員数78名による給与費で予算の見積もりをしておりました。これらに対し人事異動により、9月補正で、在籍職員をもとに、74名の給与費で補正したものであります。

2点目につきましては、従来、当初予算では、前年度の12月に予算編成を図っていることから、予算科目の職員の給与等が執行に支障を来さないよう退職予定職員を含め、算定しておりました。

3点目につきましては、定年退職者分について計上していたものは、今後、計上しない取扱いを図り、執行に支障を来さないよう算定することといたします。

4点目につきましては、本年度の当初予算計上時は、定年退職者及び新規採用者を含め78名で編成しておりました。4月1日の職員数は74名、9月末に1名退職したことで、10月1日は73名でありました。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 4番、木田治喜君。

○4番（木田治喜君） 今、3問ほど質問させていただいたんですけども、4問答えていただきました。

正規職員の人数云々の話はこの後にさせてもらおうかなというふうに思っていたんですけども、まず1番目の質問なんですけれども、政治のプロセスなので、どういうふうな組み立てをして計上までいっているか、人数だけの問題ではなくて、どこからどういう情報を得て、その予算計上までいっているのかどうかというのをちょっと説明、後でもう一回していただきたいということと、まず、労務費を計算するには、私の考えです。まず課別、係別の人員計画を作成して、当然それは、先ほど町長からもありました退職者とか、そういう人も含めての話です。それから新規採用も決まっていますから、当然その人員計画表、それから異動等は分かりません。これは十分理解するところです。ですから、その異動等を含めて、それが現状の位置でもいいでしょ

うと。ただし、少なくとも退職者と新規採用者は入れ替えないと。これは当然だと思います。というのは、なぜかと思ったら、退職する方、いわゆる定年退職で60歳なって、課長職の方が多いです。その方と新規採用者の額と思ったら、年収でどうなるかということ、まずは考えなきゃなんないと思います。

まずは、労務費計算、先ほども言いました人員計画を基にやるんだということなんですけれども、先ほど我々も、昨日ですか、年末調整等々、我々は年末調整等はないんですけれども、次年度の給与所得者の扶養申告書、控除申告書を提出させていただきました。これが各職員の方からも提出されると思いますので、それらを基に固定費の部分、いわゆる扶養手手当だとか、住居手当だとか、通勤手当の固定部分を改定して、それから昨年の実績を参考にしながら、超過勤務手当、それから休日給、夜勤手当、宿日直手当、期末手当、勤勉手当等々を算出して、それらを網羅して、提示決定の標準報酬決、これは共済費です、これらの9月以降の分を歳出する。それで、今の共済費のもとをもって、4月から8月を査定する。これで全ての計画が出来上がるというふうに私は考えていました。これは、いわゆる積み上げ方式でやっていくんだと思いますけれども、それで、先ほど言いましたように、退職者、新規採用者も入れ替えもするということだと思うんですね。

来年度の定年退職者も新規採用者も決まっていますから、当然、その辺のところは非常につくりやすい、作成しやすい、ここのところが労務費の計算のスタートだということは、先ほど言ったとおりです。

先ほど、何人かという話、町長からも回答いただきましたけれども、単純な質問だけ、ちょっとさせてもらいたいんですが、行政事務不慣れなところもありまして、私なんか考えているその労務費の計上の仕方と、それから役場の行政の計上の仕方が大幅に違うと思うので、これ、参考のためちょっと、回答願いたいんですけれども、令和2年度の予算書の給与費明細書の集計表が後ろにありますよね。そのときの、先ほど70何名かというお話がありました、78名と言いましたか。でも、あの集計表を見ると72名になっているんですね。72名に対して計上しているというふうになっています。それで、逆に、款、項、目別に振られた人員を合計すると、ですから総務の何人は何々、1級は何人で、6級職は何人とかという、あの項目を全部集計していくと、人数が77名になるんですよ。これはどういうことなのか、いかなる理由があるかということをちょっとお聞きしたい。

それから、もう一つ、職員手当の中に、項目の一つに超過勤務手当があります。指定統計調査費30万円、それから農地費38万円、多面的機能支払事業費30万円で計上した金額は、職員の誰に対しての超過勤務なのか。それから、集計表のどこに入っているのか、ちょっとそれを2点、教えていただきたいと思います。

先ほど、人数もあつたんで、人数は74云々で、令和2年10月が73名ということをお聞きしました。もし、今ご質問した2つのうち、ちょっと通告していないところもありますので、分からないのは後でも結構ですので、分かる限りで教えていただきたいと思います。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 担当課より説明させていただきます。

○議長（円谷忠吉君） 総務課長、江田豊寿君。

○総務課長（江田豊寿君） ただいま3点ほどありまして、労務費の計上の仕方ということで、令和2年度の計上の関係についてのおたがしで、町長答弁で78名というふうにお答えしました。

当初予算の給与費明細書、ちょっと手元にございませんで、その人数等々については、具体的に今申し上げ

げる資料はありませんので、78名については、間違いございません。

そういう中において、プロセスといいますか、昨年度、令和2年度の予算編成に向けては、確かに職員数等、定年退職を含めた数で予算を編成したというのは事実でございます。それなので、人数について78名ということでお答えしましたので、従来の予算編成時はそのようなことで対応したということでご理解をいただければというふうに思います。

超過勤務の関係でございますけれども、これは誰にかということになれば、具体的な担当者名までは申し上げるものはいかがかというふうに思いますが、少なくとも農政商工課関係における関係事業者の担当者における超過勤務手当として計上している内容でございます。

給与算定に当たってのプロセスですが、これについては、今お話ありましたように、本来、想定される次年度の人員の配置を踏まえて、共済費もろもろ含めてそれぞれに率がございますので、そういったもので算定をしているものでございまして、具体的なプロセスといいますか、必要額を計上しておりますので、そのようなことでご理解できるというふうに思います。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 4番、木田治喜君。

○4番（木田治喜君） ご理解できません。

分からないです、全く。というのは、なぜかという、そうすると今の結論的に言うと、例えば今年度の、令和2年度の3月末の確定額を持って予算計上しているということで、いいんですかね。そういうことになりますよね。だから、人員配慮、張りつけもみんな一緒、それから給与のあれも全部一緒。それを6級職だの、5級職だの区分はしていますけれども、そのままを張りつけていると。だから、大きな補正、例えば新規採用者と退職者が増えれば、それだけ補正も増えるというのが今までのやり方という理解でよろしいんでしょうかね。というふうに私は理解しました。

それで、なぜ先ほど超過勤務手当の指定統計だとか、農地費用とかにいったかという、そこに給料が発生していないんです。超過勤務手当だけが発生している。だから、聞いたんですけども、それもちよっと後で確認してください。

予算編成上、いろんな問題があったり、いろんな交付金等々のひもづけもありますし、予算編成に非常に苦労しているというのは十分理解しているところなんです。その中でも、いわゆる労務費、人件費については、確実性の高い歳出項目だというふうに、私はずっと外から見ているでも、そういう考え方を持っていたんですが、訂正が目立つということは、ほかの事業でもどうなのかなと首をひねるところが多々あるのではないかと、というふうな見方をしてしまいますね。特に、私、後でちよっと出てくるんですけども、いろんなところで、いろんな書類を見させていただくと、行政の縦割りそのものというのがありますので、その辺の改革をこの労務費に対しても必要ではないかということは労務費管理、いわゆる労務管理は一元化で行うべきと、総務を中心とした情報、いろんなことを入れて、その中で労務費を計上すれば、もっと高い精度の労務費計上ができるのではないかとというふうに思っています。限りある財源で有効に使うことを目標として予算編成、さらなる技能を深めて引き続き財産の健全化に努めていただきたいというふうに思っています。十分、事業の必要性、これは当然考えていると思うんですけども、公共性を十分考慮しながら、一般財源の歳出を抑制して、新たな

事業にそれを振り向けていくと、多額の不用額などを出さないような形の積み上げていただきたいというふう  
に思っています。

そこで、コロナ対策の令和2年度補正についても第3波、第4波に向けて、現状を見極め、タイムリーな補  
正をちゅうちょなく実施していただくというふうには考えていますが、結局、予算配分、計上及び執行  
を各年度後に実施することにより、予算編成の単年度の業務とともに5年後、10年後を見据えた将来の浅川町  
を想像していただきたい。予算編成という部分について、町長の最後に認識をお伺いしたいんですけども、  
ぜひ先ほど総務課長からもありましたように、労務費の積み上げについては、もう少し詳細に情報を得て、そ  
れを一元化で総務のほうで管理して、それを先ほど言ったんですけども、じゃ、入力はどこでするんですか  
と話で聞くと、各担当部署でそれは入力しているんですよという話は聞きましたので、それが何の意味がある  
のか、私はちょっと分からないんですけども、総務で一元化する中の人件費の構築というものをぜひやって  
いただきたい、それがほかの事業にも影響してくるんだらうというふうに考えていますので、ぜひその辺のと  
ころを踏まえて、町長の再度認識をお伺いして終わります。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 長として、いろんな面で改善するところは、今の木田議員に言われたとおりに改善をし  
て、チェックするところは当然、木田議員も監査委員ですから、そういうところで、いろんなところで指摘を  
受け、またいろんな様々なご意見を受けて、長として前向きにやっていきたいと思っております。

○議長（円谷忠吉君） 総務課長、江田豊寿君。

○総務課長（江田豊寿君） ただいま質問のありました、給料がない科目に残業手当があるということかもしれ  
ませんが、確かにそういった予算科目はございます。その事業に当たってのその超過勤務手当というふうにな  
りますので、その科目に予算がなくても、そういったケースは出てきますので、その予算編成上、そういった  
ケースもあるということは、ご理解をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 次に、（2）内部統制についての質問を許します。

4番、木田治喜君。

〔4番 木田治喜君起立〕

○4番（木田治喜君） 内部統制についてお伺いします。

昨年10月、先ほど話もありましたように、議員各位の同意をいただきまして、議選の監査委員に仕えさせて  
いただいております。

その立場からも、当町、浅川町のリスクマネジメントについて、例月監査、それから決算審査、定期監査を  
通して、その必要性を深く思っているところから、今回は内部統制の整備によるリスクマネジメントの強化に  
ついて、ということについてお尋ねしたいと思っております。

皆様ご存じのとおり、平成7年、大和銀行ニューヨーク支店で為替リーダーの巨額損失事件がありました。  
それから、神戸製鋼の株主大証訴訟等々、こういう経済事件が20年前ぐらいから断続的に起きています。それ  
らを受けて、平成14年に商法、あるいは平成18年に会社法の改正などによって、民間企業には内部統制という  
ものが早くから進んできたというふうに理解しています。

平成29年6月、地方自治法が改正されまして、都道府県と政令指定都市につきましては、今年4月から内部統制を義務化するということが定められております。方針を定めて、必要な報告をしていくという態勢が整備されたものと認識しております。一般の自治体に対しては、努力義務ということになっております。我が町、浅川も同様です。法改正によります内部統制の強化は、大規模な自治体こそ強く求められておりますけれども、狙いとするところは、一般の市区町村も変わりがないというふうに考えていますが、法令上の努力義務とはいえ、積極的なリスクマネジメントの必要を鑑みて、質問させていただきます。

まず、現状を把握するために、庁内、役場の中では、どのような体制の下、現在、各課の業務点検が実施されているのかを明確に伺います。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 1点目につきましては、各課での業務執行に当たり、法令、規則に基づく中、チェックリストを作成するなどの業務点検を行っております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 4番、木田治喜君。

○4番（木田治喜君） チェックリストをもって、チェックしているということなのですが、まず、どんなチェックリストの内容になっているか、内容もちよっとお聞かせください。

それから、業務点検では重要なファクター、これは当然だと思います。管理下としての事務事業の実施基盤や財務会計の伝票などの決算過程を通じて、条例や規則などの根拠法令に基づいて適正に実施されているか、町の計画や諸制度との整合は図られているか、当該支出が予算に基づいているか、支出内に計算の誤りはないか等々について、点検、確認が常に必要だということは認識が一緒だと思いますし、ここにご列席の課長職の皆さん方においては、特にその辺の認識が必要であると。当然されているんだろうというふうに思っています。

それでは、先ほどのどういうチェックリストの内容かも含めて、現行、今の業務管理体制において、例えば公金管理、情報管理、法令遵守、職員の安全・衛生といった管理の観点で、それぞれの課題を、課題です。どのように認識されているか、まずお伺いします。

また、そもそも内部統制とは何か、そして何をすればいいのか、この辺のことをお伺いします。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 内容について、あるいは管理体制について、もう1点、3点目も、担当課より説明させていただきます。

○議長（円谷忠吉君） 総務課長、江田豊寿君。

○総務課長（江田豊寿君） チェックリスト関係で、業務点検ですが、基本的に行政の事務執行上、担当者が起案をしまして、決裁を受けまして、当然、民間でも同じかと思いますが、そういった中において、チェックをしているという状況でございます。

また、担当者が書類関係のチェックリストに当たっては、チェックリスト等を作成しまして、必要書類がきちんと提出されているかどうかと、そういったこともそれぞれの業務において、実施をしている状況であります。あるいは、業務点検ということで、手順書、そういったものも作成をして、間違い、そういったものがないように事故防止対策を講じて実施している担当課においてもございます。役場内の業務、条例上、業務件数

が200件ほどあります、事務分掌上。プラス新たな業務を増やすと400件ほど業務的にも分類項ができますので、全てにおいてチェックリスト、そういったものは本来必要なんであろうかと思いますが、まだまだそこまでいない状況でございますので、今、木田議員のほうでご質問された、ただされた内容については、今後、そういった方向で対応していければなど、そういうふうを考えてございます。具体的例とまではいきませんが、公費関係とか委託業務とか、そういったものについては、そういったチェックリストで作成をしている、点検をしているということで、報告したいと思います。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 4番、木田治喜君。

〔「まだ、2番目があります」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 2点目につきましては、法令、規則に基づく点検の中、これら課題に対し組織的な取組まで整備ができていないことが課題であると考えております。

3点目につきましては、住民から信頼される地方公共団体の実現であると理解しております。内部統制制度の方針により、4つの目標を6つの基本要素を機能させることを行うものと認識しております。

内部統制の整備、運用では、計画・実行・評価・改善を常に取り組んでいくべきと思っております。

○議長（円谷忠吉君） いいですか。

4番、木田治喜君。

○4番（木田治喜君） まず業務点検、先ほどの思い違いがあったり、詳細が出てこなかったんですけども、例えば、先ほどのチェックシートが厳正な事務処理をしているとか、それがリスクとしてありますよね。それから情報のセキュリティ、情報管理していますから、それですね。それから業者の対応、これが不明確なところがないかどうかとか、それから交通法規をちゃんと守って、朝も晩も通勤をしているかどうか。それから非行発生の予防、いろいろありますよね。そういったことが、いわゆる業務点検上でなされているかというのが、まず最初のときの質問だと思いますし、それぞれ先ほど言いましたように、個別的に言えば、公金管理だとか、情報管理とか法令遵守とか、職員安全・衛生とかこういったものにも、それぞれに問題があるんだよと。そういう洗い出しをしておかなくてはなりませんよというのが当然だと思いますし、それが内部統制、先ほど、ちょっと簡単に町長のほうから説明していただきましたけれども、そんなに単純なものではないというふうに思っていますけれども。

まず、町長、浅川町も過去に公金横領の不祥事が発生した事実がございます。ですから、本来であれば、このリスクマネジメントについて、非常に考えなければならないのは、浅川町なんかは、特に考えなければならない。項目の誘致の一つだというふうに思っています。これも大きく町政を失墜させたということで、未然防止が課題かと考えています。例えば、やり方として、毎年、何月と何月を公金管理適正強化月間として、綱紀粛正の月間を設けて職員全員で倫理観だったり、危機感を意識する月間とするとか、と同時に、違うセクションが違うセクションの現金の取り扱いを確認をするだとか、そうして状況を見るだとか。そういったことがある意味、内部牽制ですね、そういうのが必要かというふうに思います。それで、本来は性善説で考えたいところなんですけど、そうもいかないという現実もあります。

先ほど、公金だとか、情報管理、法令遵守、職員の安全・衛生の中で、特に先ほど言いましたように、情報管理については、個人情報漏えい、紛失、監査委員やっています、一つあったのは、USBをいまだに使っているということも聞きましたので、これなんかも最たるものかなというふうに、私は考えています。今どき、USBを使っているところなんかないのではないかと。ないとは言いませんけれども、企業ではまず100%、通常の企業ではUSB等々は使っていないというふうに私は認識しています。それはいろいろ使う途もあるだろうし、それなりのセキュリティーを持ってやれば、USBも使えることは使えるんですけども、なかなかセキュリティーが難しいということになるのであれば、使い勝手が悪いということだと思います。これも一つあると思うし。それから、安全・衛生管理については、職員自らのストレスだとか、それに対する知識だとか、対処方法を身につけ、疾病の未然防止につなぐメンタルヘルスの研修、ストレスチェックをしながら、健康障害の原因把握や産業医、保健師、臨床心理士による健康相談が特に、特にですよ、新規採用者には必要かというふうに思っています。先ほどの採用のときの人員のところでも1名少なくなったというふうに聞いていますので、新規採用者かなと思うんですけども、その辺のことをしっかりやっつけば、そういうフォローをすれば、ある意味そういうのも防げたのかなというふうに思っています。

それから、法令遵守については当然必要な項目です。それで、監査のときもちょっと、ちらっとお話しさせていただいたんですが、職員の安全性を考える上で、これは例規集第4編、第4章、職員厚生規則第3号及び要綱第1号に明記されてある安全性委員会、こちらの組織が存在しないということが、確認できました。通告にありませんけれども、参考まで簡単でいいので、なぜ委員会を設置していなかったか、それから委員会の設置の認識があったかどうか、この辺を伺いたいと思うんですが、併せて本年度の採用の職員の勤務動向、こちらのほうもちょっと簡単に結構なので、伺います。あくまで、条例ですので、なかなか難しいということもあると思うんですが、先ほど町長がちょっとお話ししました4つの目的、内部統制のですね、4つの目的があります。それは、業務の有効、効率性、それから財務報告の信頼性、法令等の遵守、資産の保全という、これを替える等とおおり、これ4つあるんですね。そのために、達成するため、6つのあれがあるというのも、先ほど、ちょっと出ました。統制環境のリスクの評価と対応、統制活動、情報と伝達、モニタリング、監視活動ですね。それからITに対応と、この6つが基本的な機能だということを言っています。内部統制のガイドブックによれば、適切な規範を決めて、その言論を提供することがいわゆる首長さんの指示の下、全ての部署について行われるということだと思っています。その結果として、いろんなことが、副産物であるんですよというようなことも言っていますので、特に町長の意識がこの内部統制、統制環境に最も影響を与えるということだと思います。町長のやる気が10であると、町長の姿勢が役場そのものの姿勢になるということだと思います。いろんなこと、今お話しされたことにある程度の一定の理解はしますけれども、なお一層、強化するという意味で、この法が定める内部統制の努力義務ということをどういうふうに役場の人は認識しているか。今後のリスクマネジメントをどう取り組んでいくのかを最後に伺いたいと思いますので、併せて先ほどの安全管理委員会に関して、このどう取り組んでいくかの両方を……

○議長（円谷忠吉君） 4番、治喜君、簡潔に。

町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） ただいま木田議員から様々なご意見をいただきました。

住民から信頼される地方公共団体の実現に向け、私をはじめ、職員の組織マネジメントに対する意識改革を図り、体制の整備等が必要であると認識しており、県や他市町村の状況も勘案しながら、リスクマネジメントに取り組んでまいりたいと思っております。

なお、なぜ委員会組織がなかったのか、課長に答弁させていただきたいと思っております。

○議長（円谷忠吉君） 総務課長、江田豊寿君。

○総務課長（江田豊寿君） 安全・衛生管理委員会の件でございますが、認識はどうだったのかと、なぜ委員会等開催していないのかということでございますが、確かに認識の甘さがあったかと思っておりますので、十分改めたいと思っております。

次年度からについては、これの安全管理に伴う衛生委員会の開催等は実施をしていく形を取っていきたいというふうに考えています。ただ、何もしていないのかということではございませんで、法令等がございますように、ストレスチェック、これについては実施をしております。その内容についても集約をしまして、関係課、ストレス度の高いところ、低いところがありますので、そういった課においては、安全衛生管理士等々からの指導をするなど、実質的な指導をしておりますので、これらを今後は安全衛生管理委員会の中において内容を精査し、職員等々に周知をしていくという、本来の形の方向性を生み出していきたいというふうに考えております。

また、新規採用職員の動向はどうかということでございますが、昨年度採用職員は8名おりました。今までの経過の中においても、1名について依願退職されたということでございます。また、1名についても、若干疾病等がございまして、休暇を取得している状況はございます。それ以外の新規採用職員については、それぞれの職場において、一定の業務を担っていただいているという状況で、それぞれそういった新規採用職員にも手厚いそのケアプラン等で対応すべきというものも、安全衛生管理委員会の業務の一環というふうに認識しておりますので、そういったことを含めて今後は、対応していければというふうに思っております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） ここで、1時まで昼食のため休憩といたします。

休憩 午後 零時08分

再開 午後 1時00分

○議長（円谷忠吉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質問順6、4番、木田治喜君、（3）人事評価制度についての質問を許します。

4番、木田治喜君。

〔4番 木田治喜君起立〕

○4番（木田治喜君） 人事評価制度についてお尋ねします。

私は、職員のスキルアップ、それから環境改善等々については、町民の皆さんの利益になるというふうな思いで今日の一般質問をさせていただいております。その中でも人事評価制度については、その本丸ではないか

などというふうに考えています。

前回の定例会でも、同僚議員も質問させていただいて、ある程度の詳細を伺ったと承知していますが、いまいち理解できないところもありましたので、改めて確認の意味で伺います。

2014年4月の地方公務員法改正により、2016年4月から正式導入されたものと承知しています。その際、総務大臣のほうから全国に通知が行っていると思うんですが、人事評価とは、職員がその職務を遂行するに当たり発揮した能力及び上げた業績を把握した上で行われる勤務成績の評価であり、昇任、降任、転任、免職の際に利用しなければならないとしています。公務員改革の一環として、人事評価制度です。

当町における人事評価に関する規程は、浅川町職員の人事評価に関する実施規程や、浅川町職員の人事評価に関する苦情処理要綱等があると思われませんが、浅川町における人事評価はどのような流れ、手順で実施されているかと同時に、人事評価をどのように利用されているかを確認の意味で伺います。

また、費用対効果の意味でも、人事評価制度を実施するに当たって支出した年度ごとの費用と、1人当たりの単価算出のため、該当人員及びこれからかかるであろうランニングコストの目安を伺います。人員については、正職員のみで結構ですので、よろしくお願いします。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） お答えいたします。

1点目につきましては、組織目標、個人目標を定め、期首、期末に面談するなど、マニュアルに基づき人事評価を実施しております。

活用に当たっては、人事異動の基礎資料として適材適所の配置と能力開発に活用しております。

2点目につきましては、担当課長に説明させていただきます。

○議長（円谷忠吉君） 総務課長、江田豊寿君。

○総務課長（江田豊寿君） 2点目について説明を申し上げます。

まず、費用の件でございますが、平成28年度につきましては、68名を対象として、378万円となっております。29年度につきましては71名で、351万円、平成30年度につきましては74名で、264万6,000円、令和元年度、昨年度ですが、71名で、217万4,000円となっております。本年度、令和2年度ですが、74名で、159万5,000円となっております。ここまでの合計ですと1,370万5,000円となっております。

今後の維持費用についてですが、現在、株式会社ぎょうせいのシステムを活用し、運用しております。制度の改正等がなされた場合を含めまして、支援をいただくことを考えておりますが、システムの運用費については、交渉を図るなど必要最小限の支援で活用できるよう精査をいたしますが、これらを踏まえ、本年度同額の費用が今後、見込まれるものと思っております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 4番、木田治喜君。

○4番（木田治喜君） 今、今後のランニングコストについてもちょっとお答えがありましたけれども、その内容を、ちょっと詳細を教えてくださいたいと思うんですよ。その費用のかかる内容ですね、こちらのほうをちょっと伺いたいと思います。

また、流れについては、先ほど、おおよその流れだと思うんですけども、分かりました。

そもそも国は、人事評価の、職員の人事労務管理の基本資料として活用することを義務づけているというふうに考えています。じゃ、人事労務管理とはどういうことかというのなんです、釈迦に説法なところあるかと思うんですけども、人事労務管理というのは、雇用管理、それから作業管理、時間管理、賃金管理、それから安全性管理、教育管理、労働組合管理、それから福利厚生等ということは皆さんご存じのとおりだと思うんですが、人事労務管理においては、民間企業が先行しているということは言うまでもありません。

それらをかいまみるときに必ず出てくる言葉がありまして、アトキンソンモデルというのがありまして、これが多分、目標管理等々についての昔々の源流となっているというふうに理解しています。これは達成度の問題ですね。ですから、達成したのと失敗したのを差し引くと、成功のほうが多い。そうすると、大体50%ぐらいになるんだと。そういった意味合いの目標管理等に使われているのがこのアトキンソンモデルというものです。

人事労務のフレキシビリティといいますが、柔軟性だとか、中核労働者による機能的、周辺労働者、積極的活用、数量的ですね、それから、正職員等任用職員を合わせた賃金改革などによる財務的、それから、民間企業の動向を反映した公共サービスの分野の経済性、いわゆるコスト、効率性を導入するというような意図があります。これが国のほうでやっている、推し進めている内容だと思うんですが、限りなく民間に合わせているということが言えるかと思います。そういった合理性も地方公務員のほうに求めているのが顕著な表れかなというふうに考えています。

国は、能力評価、業績評価の中身を特に規定しているわけでもございません。特に能力評価については、任命権者、いわゆる町長が決めることになっています。勤務評定と言われていますが、労使間にて一方通行で評価項目が明示されていなかったんですが、人事評価制度では評価基準を明確にして、自己申告は、先ほど回答のとおり、面接等を行って実施されているということだと思います。

そこで重要なのは、評価する側のスキルの問題があります。例えば、1次評価が絶対評価、それから、2次評価が相対評価とする、相対評価については、特に職員間のフェアな評価と、それから、目標未達成でも上位になっちゃうというような弊害もあるんですけども、浅川町の人事評価制度では、基礎の基礎である評価方法についてちょっとだけお知らせしたいんですが、浅川町の評価方法は絶対評価でしょうか、それとも相対評価でやっているのか、ちょっと伺います。

それから、人事評価制度では、いわゆる目標管理、先ほど言いましたように目標管理だというふうに認識していますので、目標管理には、先ほど町長からも答弁ありましたけれども、組織的目標、個人の目標の共存によって成り立っています。その年度ごとに町長の方針が各課に下りてきて、各課の目標を明確にして、個々の目標が設定されると、こういった手順になっているかと思うんですが、そこで、今年度の町の政策目標ですね、これは振興計画とは別の問題ですね。政策目標、それから、各課の代表的な目標、これを1つだけでいいんで、各課の目標の代表的な目標をお教えしたいと思います。お願いします。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 3点目につきましては、担当課長より説明させていただきます。

4点目につきましても、担当課長より説明させていただきます。

○議長（円谷忠吉君） 総務課長、江田豊寿君。

○総務課長（江田豊寿君） 初めに、費用の内訳でございまして、過去、実施してきた内容も含めて若干説明をしたいと思います。

従来ですと、時系列的に、まず目標設定の、個人の目標ですね、そういったものを設定目標の研修をしておりました。これは、全職員を対象に当初段階としては実施しておりました。

次に、評価の実践研修ということも次の段階として、1次評価者を対象に実施しておりました。それらの評価が一定程度、面談等終わりました、その自己評価、1次評価の内容等含めまして、全体でもって1次評価者による適正会議、これらを実施しておりました。それらの検討会についても実施していた状況でございます。それらの適正化会議に要する費用についてもぎょうせいのほうに委託をしまして、作成をお願いしたということでございますが、ここ複数年実施してきましたので、それらも実践を複数年繰り返したことによって、評価の実践研修とか適正化会議、これら等々については、委託業務から削減をして、必要最小限の新規の1次評価者、新規採用職員、そういった特定される職員を対象の研修のみに要は見直ししまして委託をしているということで、費用については、年々見直した結果、先ほど申しました内容となっているという状況でございます。

次に、3点目につきましては、初めに、町の政策目標は、町の第5次振興計画における基本構想によりまして、令和7年度を目標とする3つのキーワードを基本としております。

次に、各課の目標でございますが、ご質問にありましたように、複数ありますので、主なものについて朗読して説明を申し上げたいと思います。

まず、総務課ですが、防災体制の確立、防災意識の高揚という組織目標を掲げております。税務課については、滞納税の減少。保健福祉課におきましては、感染症予防対策の推進。住民課につきましては、ごみ分別収集の広報と啓発、ごみの減量化の促進。農政商工課につきましては、商業系への体質強化。建設水道課におきましては、町道の新規路線整備。出納室におきましては、資金の安全な管理。議会事務局におきましては、本会議、委員会と会議の円滑な運営。学校教育課におきましては、確かな学力の定着と向上。社会教育課におきましては、生涯学習推進体制の充実と、以上の目標を設定しております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 4番、木田治喜君。

○4番（木田治喜君） 質問の伺ったの1つだけ抜けておりますので、多分これは通告にはなかったんですが、この人事評価制度をやっているうちは当然ご存じのはずだということで質問させていただいているんですが、絶対評価と相対評価のこれをどういうふうな区分をしているのか、これを教えていただきたい。

それから、目標管理については、今、課の目標を言っていただきました。重要な点は、組織のビジョンや目標が共有されることですけれども、いわゆる、まずはトップに来るのが町長の方針というのがあると思うんです。これは年度ごとに変わるんだろうと私は思っているんですよ。でないと、下のほうに下りてきた、いわゆる、何と申しますか、共有性がなくなってしまうと。だから、町長が何を目標にして今年度はやるんだよということが課に下りてくる。でないと、今、多分聞いた各課の目標が毎年同じような形になりませんか。私、今年度は聞きましたけれども、じゃ、前年はどうだったんですか、その前はどうかだったんですかということは聞きませんが、多分同じような内容になるんじゃないかなというふうに私は思っています。職員が自らの目標を設定するためには、首長の目的、目標、問題などが職員の目標に反映させることが不可欠だというふ

うに思っています。ぜひ年度の初めに組織ごとの目標を明確に設定いただき、それは首長さんといいますか、町長の目標がそこに反映されなきゃならないということはありますけれども、ぜひその辺のことを明確にしていきたいというふうに思います。

それで今、ランニングコストの話も聞きました。あらゆる委託業務の中に人事評価制度と同様に委託費用がかかる、半永久的に費用が発生するのが多数見受けられるというふうに思っています。例えば今の人事評価制度のランニングコストが、年々少なくなっているけれども、ある程度の基本的なところで100万超の費用がかかるよというこれも一つの例ですが、まず人事評価制度を取り入れると、目標管理を取り入れるときに、管理職の皆様の研修を1日やれば、その後はもう庁内の中で解決できる、というのはどういうことかということ、いわゆるOJTですね、ジョブ・トレーニングですけども、そのOJTによって庁内で完結させることができるんじゃないかなというふうに思っていますし、そういうことをしないと本当に半永久的に費用が発生するということになると思います。そういう意味も含めて、ある程度庁内で解決するためには、ある程度の管理職の方がそういった研修を受けたらば、もう次の人にはそれを教えていくと、また次の人に教えていくと、そのスキルアップも含めて、そういったのを順繰り、順繰りやっていけば費用は発生しないんじゃないかなと。今聞いた内容の費用であればですよ、そういったものが発生しないんじゃないかなということは一つ確認が取れると思います。

じゃ、今なぜ人事評価が必要かということなんです、職員一人一人の能力開発と人材育成にほかなりません。いわゆる職員のやる気だとか、向上心だとか高めて、組織の活性化を進めていくことだと思います。それが住民のサービスにもつながっていくということだと思うんですけども、1つ間違ると、やり方を間違ると職場の管理支配の強化というようなことになって、労働意欲をそぐというような形にもなってきますんで、ある意味コミュニケーションが大事な項目でもあると思っています。

国がそういったことに対してしっかり後押ししたという形になっているんですけど、例えば先ほどの職員さんの費用でいうと、1人当たり大体、当初予算からいけば、3万3,000円ぐらいの費用をかけて人事評価制度をやっているというふうになるんですけども、ぜひそれだけの費用をかけるのであれば、中身のある制度ということをお願いしたいと思うんですが、これはちょっと私、その人事評価制度に関わることで、こういったものに波及するんじゃないですかと、こういうものにも使えるんじゃないですかということも1つちょっと申し述べたいんですけども、いわゆるそういったものの人事評価制度が半永久的にかからないためにも、IT関係に強い人を集めてプロジェクトチームをつくれれば、人事評価でも片側にはそういったものが庁内で完結できることもあるだろうし、それから、併せてコロナ、水害だとか、水害等による防災課や、小中学校によるGIGAスクールの庁舎内のICT、言わば情報通信技術の整備などを目的としたIT課の新設だとか、のもできるだろうし、人事評価制度によってある程度、個々の職員のスキルだとか適正が鮮明となってくるというのが副産物としてあるんだと思います。IT課だとかIT係などの設立で、専門性を持って、役所全体でIT関係でどれほどの費用を拠出しているか、これも換算やらせてもらって、非常な多額なそういったIT関係のものを拠出しているというのが分かっています。それを役場内でできることはないのかどうか、これは全部本当に業者に丸投げしなきゃできないことなのかということ、この人事評価制度をもって個々のスキルを発掘することによって、そういったものもできるだろうと。ほかの市町村の中にも、いわゆる役場の中に防災課

だとか、そういったもの、国でも今、ITのあれを進めていますけれども、独自に町の役場の中にもITだとかIT係だとかというものをつくって、ぜひその辺の検討をしていただければというふうに思っています。そうすれば相当の歳出の圧縮が片側にできるんじゃないかなというふうに思っていますし、また、東京から地方のほうに今、脱出しているIT企業はいっぱいいます。そうすると、先ほどの里白石だとか山白石のあれも、再利用もそうなんですけれども、そういった誘致活動にも一躍、ただただ来てくれじゃなくて、そういった環境整備をしているから来てくれというのと、何もないけれども、こういう場所があるから来てくれでは大きな違いがあるんだろうなというふうに思っていますので、ぜひともそういったことが町の人口減少といえますか、人口増加にもつながっていくんだと思いますんで、それらのものが人事評価制度によって生まれてくる、副産物になるんだろうなというふうに考えているので、ぜひ検討を願いたいというふうに思っています。

この人事評価制度をこれだけの費用をかけてやるには、それなりの成果を出していかなくちゃならないと。じゃ、成果は何かというと、先ほど私、述べたように、それに波及するものがどんどん、いわゆる職員の能力、こういう能力があるんだと、いわゆるこれだけの業務をやっていたらその能力がなかなか分かりづらいついだけども、そういった目標管理をやっていることによって、町長とのコミュニケーションの中にもそういったことが出てきて、この人はこういう能力を持っていたんだということが再発見できるんだろうと、それが新たなある事業に結びつくし、今ある既存の事業の、いわゆるもう一度見直し、それによって歳出を抑えるということにもつながるんじゃないかなというふうに思いますんで、ぜひともその辺のところには生かしていただければ、この人事評価制度、そんなに無駄な金ではないと、当然やらなくちゃならないことだし、どこの世界でも今、目標管理やっています。企業でもやっているとします。それをぜひとも役場の中でもう少しこれを練って、こういうふうに使えばこういうふうに見えるんだよということをぜひとも検討願えればというふうに思っています。今後、人事評価制度を……

○議長（円谷忠吉君） 4番、木田君、もう少し簡潔にお願いします。

○4番（木田治喜君） はい。

どのように生かすか、これだけちょっとお教え願いたいと思います。町の認識ですね。これをどのように今後生かしていこうと思っているのか、一千何百万かけているわけですから、ぜひともその辺の回答を明確にお願いしたいと思います。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 私の方針については、年度当初の訓示や日々のコミュニケーションの中で課長以下職員に伝達しております。今後も人事評価制度を活用し、職員の士気向上、能力開発をしてまいりたいと思っております。

そのほか、課長より説明させていただきます。

○議長（円谷忠吉君） 総務課長、江田豊寿君。

○総務課長（江田豊寿君） ただいま何点かお話あった中において、絶対評価か総合評価かということなんですが、これらの用語を正直使用しておりませんので、町の全体的な中において、適正化委員会の中で評価を修正しているということでやっているのが実情でございます。

いろいろお話がありまして、この人事評価を活用して、今後、IT関係においても評価を活用した経費節減

とか、そういった方向が必要でないかということでございます。これについても、確かに国のほうでも今、デジタル庁を発足しまして、そういった各種のシステムの統合ということで進めておりますので、本町に限っても、来年度から国の政策と併せて体制整備を図っていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 次に、質問順7、7番、金成英起君、（1）染・小貫線道路改良工事についての質問を許します。

7番、金成英起君。

〔7番 金成英起君起立〕

○7番（金成英起君） 染小貫線道路改良工事について質問申し上げます。

1級町道であります染小貫線道路改良工事について2点ほどお伺いいたします。

1点、現在の状況と進展について。

2、今後の進め方についてをお伺いします。よろしくお願ひします。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） お答えいたします。

1点目につきましては、事業実施に向けて9月に交通量調査を実施し、現在は測量設計を行っております。

2点目につきましては、今年度中に工事用地の取得、県道の交差点協議を完了し、来年度から工事に着手したいと考えております。

○議長（円谷忠吉君） 7番、金成英起君。

○7番（金成英起君） 大変ありがとうございます。

今年は、地権者であります春の田植の時期ですね、苦しい事業が進むのではないかと地権者の予想で、元肥、追肥をやらないで、あとは、田植もしなかった面積があったように見受けられます。町のこの方針、計画を地権者に早くお示しをいただいて、あと来年の作付はどうなるのか、その辺もはっきり地権者に作付は秋まで、刈り上げまで大丈夫だとか、春先、作付しないようにとかはっきりして、計画をお示ししていただきたいと思ひます。

○議長（円谷忠吉君） 答弁は。

○7番（金成英起君） お願いします。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） そのようにやっていきたいと思っております。

また、間違いなく染小貫線道路は必ず実現させたいと思っております。ご協力のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（円谷忠吉君） 7番、金成英起君。

○7番（金成英起君） できれば早期の実現をお願ひしたいと思ひます。

以上であります。

○議長（円谷忠吉君） 次に、（2）防犯灯設置要望についての質問を許します。

7番、金成英起君。

[7番 金成英起君起立]

○7番（金成英起君） 防犯灯設置要望についてなんですけれども、これは老人ホームさぎそう南側、背戸谷地団地の住民の方からの防犯灯設置要望であります。

さぎそう西側の町道南に、350メートルの区間に2基しか設置されていません。街路灯の増設をしていただきたい。

もう一点は、さぎそうから7軒目辺りが真っ暗です。そこから内側通りに入ったところも真っ暗であります。地域住民、子供たちの通学路の防犯対策として、現地を調査し、地域に必要な箇所を優先して対応をお願い申し上げます。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） お答えいたします。

ご承知のとおり、防犯灯につきましては、毎年数多くの要望が出され、新設及び修繕等を図っております。

ご質問の件については、防犯及び通学路の安全対策を踏まえ、適切に対処してまいります。

私も、この一般質問がありましたから、確かに行ったら、西方のほうには樹木があつて、確かに暗いのは間違いありません。いろいろと検討させていただきたいと思います。

○議長（円谷忠吉君） 7番、金成英起君。

○7番（金成英起君） これも総務課長さんと相談して、本来であれば行政区長さんから要望書、終わったんですが、何せこの団地の方々は若い所帯持ちで、共稼ぎが多いんですね。それで、なかなか時間が取れないということで、たまたま私のほうから要望を出すようになりました。

ぜひ、現地を町長さんが足を運んでいただいたんですが、調査していただき、優先順位であります。できれば早めに現地の方に協議をいただいて、ぜひ進めていただきたいと思います。

以上であります。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） なお、金成議員、区のほうからなお要望があれば幸いです。とにかく防犯灯の設置はかなり全町から来ておりますので、本当に厳しい状況であります。なお、担当課長よりちょっと説明させていただきます。

○議長（円谷忠吉君） 総務課長、江田豊寿君。

○総務課長（江田豊寿君） 防犯灯の件でございますが、本年度、令和2年度に限りましては、要望については新設で34か所ございます。これについては、9月議会でもありました染地内の防犯灯の設置は含んでございません。これに対して、本年度実施しているのは、13か所を実施しております。また、修繕については、4か所要望ありましたので、これについては全て設置をしているものでございます。

そういった要望の箇所数の3分の1までできるかできないかという状況ではございますので、今回おただしの件についても、町長答弁のとおり、現地を調査して、状況を見極めて判断したいと思います。

また、この質問の中に内側の通りということがありますが、これは9月議会でも質問のあった件と若干重複しますが、公道ではなく私道ということですので、そういった部分については、設置が、町は設置している状況ではないので、その路線についてはご了承いただきたいと思います。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 7番、金成英起君。

○7番（金成英起君） ここは16軒の団地になっています。表通りは町道であります。中通り、中に入った側、東側、ここに16軒あります。ここも今後、あと五、六件恐らく建つような土地は空いています。ぜひ、ここは私有地ではないんでしょう。町道なんでしょう。

〔「私道です」の声あり〕

○7番（金成英起君） 東北電力の電柱が入っていますので、電柱があるわけですから、ぜひ設置していただければ、ご検討よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（円谷忠吉君） 答弁どうしますか。

○7番（金成英起君） 答弁お願ひします。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 町道だか私道だか、再度調べさせていただきたいと思ひます。

なお、防犯灯については、さらに検討させていただきたいと思ひます。

○議長（円谷忠吉君） 次に、質問順8、5番、岡部宗寿君、（1）県道塙・泉崎線の日渡橋の件についての質問を許します。

5番、岡部宗寿君。

〔5番 岡部宗寿君起立〕

○5番（岡部宗寿君） この県道は、所によっては道幅が狭いところや、まして橋が狭いなど全く整備が遅れております。9月の議会で7番議員が同じ質問をし、そのときの町の回答では、長年、県に要望を出しているが、なかなか実現が難しいとのこと。でしたら、やはり町では他の方法を考えるべきだと思います。

私たちでの案ですが、代替案として、9月議会で7番議員が提案してくれた滝輪から、真つすぐ118号線の橋を造っている案が最良と考えます。前に老人ホームがあったところで、水害で今では更地です。町では前向きに検討すると答えられておりましたが、その後の進展はあったか伺います。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） お答えいたします。

県道塙泉崎線の日渡橋の件につきましては、県の地域づくり事業の打合せの際に、国道118号へ接続するための橋の架け替えの要望については説明をいたしております。

正式な要望としては、例年6月に実施している県への事業要望の際に行つてまいりたいと考えております。

○議長（円谷忠吉君） 5番、岡部宗寿君。

○5番（岡部宗寿君） 平成31年の3月議会でやっぱり質問したときにも、町長、荒町側の道が約50メートルぐらい増幅、道を広げていただきました。今回、台風19号で滝輪側の水門の辺りがちょっと崩れたんですが、それは拡張されずに、そのまま元どおりにきれいに直しました。

あと、この県道塙・泉崎線においては、白河東の反町地区というところでは、もう間もなくバイパス工事が行われます。県のほうでは、この道路の重要性といいますか、そういうものを重視されていると思うんですよ。最近では、大草の区からバイパスを通してもらえるよう県に陳情書を出したと、それも図面つきと。これはす

ばらしいことだと思います。

滝輪の日渡橋も、町長、間もなく60年ぐらいになるんですよ。確かに船ではないんですが、型は古い、ものすごく丈夫なんです。たくさん、今まで台風水害で襲われてもびくともしなかった。確かに立派な橋です。ただ、何せ幅が狭いです。今の交通事情に合わないというのは、ただ残念でなりません。そこで、9月議会でも7番議員が言われた橋を拡張するか、全く違う、弘法山の裏側のところに架け替えるか2択だと思います。滝輪も大草地区同様、陳情書を出さなければならないのか、町長のお考えをお伺いします。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 当然、地元はじめ住民、そして利用者たちの盛り上がりが大いに必要だと思います。これが、町が先頭切っ、じゃ、橋の建て替えをやりましょうと言うのは簡単であります、なかなか実現するのは難しいと思います。やはり今言ったように、地元の盛り上がりがあればかなりいいと思っております。これ、大草のバイパスの要望と全く同じだと思っております。

なお、6月に再度、要望はさせていただきます。

○議長（円谷忠吉君） 5番、岡部宗寿君。

○5番（岡部宗寿君） ぜひ町長の力で、我が滝輪地区も1月が総会なものですから、そのときに地区住民との話合いで陳情書を出すか出さないか決めて、そのときまでちょっと返事を待ちたいと思います。ただ、町長の力で県のほうに引き続き働きかけていただきますように願っております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 次に、（2）社会福祉協議会についての質問を許します。

5番、岡部宗寿君。

〔5番 岡部宗寿君起立〕

○5番（岡部宗寿君） 社会福祉協議会についてお伺いしたいと思います。

今は、福祉ニーズは多様化し、高齢化もあつてますます増大しております。日本国を担ってこられた団塊の人たちも順次お世話になります。我が町では、石川郡でも早くより介護事業に関わってきました。

そういう中で、私もそうですが、町民の多くの人たちは、福祉センターと社会福祉協議会の事業内容の役割の違いについてはよく理解されていないと思うのですが、それを踏まえて3点ほど伺います。

1点目、利用者の送迎を今年度はセンター職員が行っているのはなぜなのか。もし事故など起きたら問題になるのではないのでしょうか。そのため、今まで送迎バスを使っていたと思うのですが、今はなぜ使わないのかお伺いします。

2点目、町より約960万円、多額の予算が出ております。町の説明では、事務員が1名増えたことによる人件費と事務費で使うとのことでしたが、町よりの補助事業です。この約1,000万円の予算分だけでも町の監査を入れるべきと思うのですが、伺います。

3点目、現在、不在の所長の人選はどうなっているのでしょうか。これらの多くの高齢者が利用する場所です。トップがいなくて、事務員だけで運営するのは支障があると思います。利用者や職員からも不安の声も聞かれます。職員が不満を持っていれば、利用者へのサービス低下につながりかねません。きちんとした体制が必要であると思います。早急に所長の人選をお願いいたします。

以上、3点お伺いします。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 1点目の社会福祉協議会で行っているデイサービスの送迎に関しましては、以前は利用者の送迎にバスを利用しておりましたが、利用者の自宅をバスで巡回すると時間がかかり、デイサービスの利用時間が短くなること、バスでは小回りができないため、利用者の自宅前までの送迎ができないことなどの理由により、現在は職員が分散してワゴン車等での送迎を行っております。

2点目の社会福祉協議会町補助金についての監査についてであります。社会福祉協議会は、日本赤十字社などの社会福祉ボランティア活動事業や、介護事業者として社会福祉法人の財政運営を行っております。

法人組織には監査役である監事が存在し、その職責において、社会福祉協議会内の財政運営及び財産については監査を行っております。

また、町補助金に関する決算については、町の監査員が監査を行っております。

3点目の現在不在となっている事務局長につきましては、その適任者選出について鋭意努力しているところでございますが、現在に至っております。

○議長（円谷忠吉君） 5番、岡部宗寿君。

○5番（岡部宗寿君） 町長、やっぱりバスで小回り利かないから職員が送迎するって、これちょっと無理があるかなと思うんですが、ぜひ、職員は、介護職員の方は介護に専念すべきだと思うんですよ。今までだってそうしてきたじゃないですか。バスで運転手がいて、ぐるっと回って皆連れてきて、あそこでやったじゃないですか。今までやってきたことができないというのは、何か理由があったからだと思うんですが、今、町長になったときに、確かにそれは小回り利いていいかもしれないですが、介護職員の人は介護専門の仕事をやってもらって、送迎は送迎の人で専門にやらしてもらえばそれでいいことです。これからは職員に負担なくサービスできるように、とにかく頑張ってやってください。

それと、2番目ですね。これ、町長、確かにこの社会福祉協議会と、今の言う浅川町地域福祉センターというこの組織、この話になると、3月議会でも保健福祉課長から説明があったように、とにかく難しい仕事で、私みたいな人間にはちょっと理解できない面も多々あります。

ただ、この問題は、ざっくりばらんに言えば、この地域福祉センター開業するときに、町では、職員がいなかったから、この間の説明です。石川福祉会のほうに職員を2名ほど借りて、そして、その他職員を町のほうから1人やってという、それがスタートみたいな話だったんですね。だから、それはそれで構わないです。でも、私が言うのは、町長、さっき言ったけれども、ここで、私、分からなかったらいいんですが、約1,000万円の金額、これは確かに町の監査が入っていると今、町長言われたんで安心しました。ありがとうございます。ただ、それと、この、今言うように、ここの社協で扱っている金額、これは8億か9億ぐらいたしかあったような気がしますが、この金額を、私これ、開業していいか、ないかは分かりませんが、それだけの金額をたった一人の事務員が動かしているいいものかと、そういうことが一つありました。だから、この質問をして、1,000万円分については町の監査が入っているとされたんで、安心しました。

3点目ですね。町長、これは、今日やあした、町長、じゃ、連れてきたからどうというわけにいかないと思いますので、ぜひ年度末になって、町長、人事提案できっといい人ができると私、期待しておりますので、ひ

とつその辺はよろしくお願いします。

あと、保健福祉課長あたりは何かあったほうがいいんじゃないですか。町長はいいです。

○議長（円谷忠吉君） 保健福祉課長、坂本高志君。

○保健福祉課長（坂本高志君） 5番議員の1点目、2点目に関しましては、恐らく従前の社会福祉センターと社会福祉協議会との関係ということで、以前は町の臨時職員が出向して管理に当たっている形で、円滑な、ある程度そういった運用についても携わってきたので、恐らくそういった人事も含めて、町の職員の、町の職員といえますか、事務局長の早期の選出と円滑な事業運営ということだと思います。

町では、定期的に社会福祉協議会と連絡、打合せをするという形で、協議の場を設けるような形を設定しております。今後、できれば毎月ごとにそういった事業運営に関しまして打合せをしていくような形で、町と社会福祉協議会の円滑な事業運営に努めてまいりたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（円谷忠吉君） 5番、岡部宗寿君。

○5番（岡部宗寿君） 課長、分かりました。これは3月にも課長も説明して、あのときのこと分かります。

ざっくりばらんに言えば、この根本的な問題は、この浅川町地域福祉センターというのはどういう事業をやっていたんだということで、私らが覚えている限りは、老人を集めて、あそこで一日風呂に入ったり、会食ですか、やったりして、年寄りが楽しみだという事業だったような気がします。でも、最近は、何か聞くところによれば、コロナの影響か何か知りませんが、狭い部屋でいて、ちょっとこう畳の上にごろっと寝るとか、そういうことはできなくなったんだと、私はそういう話もちょっと聞いていたものですから、今回こういう質問をしましたが、町長、ぜひこれからきっちりした、町の意見は、将来は福祉センターとかそういうものは社会福祉協議会のほうに移行したいんだらうという、そういう、たしか3月の議会で課長が言われていたんですが、そういうのも踏まえて、やっぱり町はそういう福祉に関して、例えばもうかっていないからやめるとか、もうからないからやらないとか、そういうことは私たちは聞きたくもないので、とにかくそういう老人ホームという、そういう観念じゃなく、老人と一緒に一日過ごすんだという、そういう観念で一生懸命やっている人がいますんで、町長、ぜひよろしくお願いします。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 答弁は。

○5番（岡部宗寿君） いいです。

○議長（円谷忠吉君） 次に、質問順9、10番、角田勝君、（1）持続化給付金と町農家へのコロナ禍支援をすべきの質問を許します。

10番、角田勝君。

〔10番 角田 勝君起立〕

○10番（角田 勝君） 私から申し上げるまでもなく、2番議員さんにも一般質問で触れられましたが、農家も今、大変な状況です。例えば、浅川町では肉用牛の大規模農家が破産するというようなことまで生まれました。いろいろ米も約1,500円、時によっては二千幾らの1俵安くなると、こういうふうな状況で、今、農民団体、農家の人は、国がもっとやっぱりきちっと備蓄米を買って、そして、苦しい暮らしをしている人たちに配布したり、国際的な2億7,000万人もいるような子供の餓死、こういうところに援助をすべきだというような

ことなども要求しておるんですけども、菅内閣は一顧だにいたしません。

ちなみに、アメリカの農業収入は、国からの交付金が約6割なんですね。イギリスでも4割。日本の国の農家への支出、そういうものは、非常に年々その割合が少なくなってきました。自給率なんかは、もう先進国の最低37%というような状況でありまして、もっとやっぱり農業に、農家に国は力を尽くしてほしいと、こういうふうに要求しておるところであります。

さて、私が通告したのは、1つは持続化給付金事業の農家への適用についてです。ぜひ農協と町、力を合わせて、あるいは関係者と力を合わせて指導・援助をして、1月12日までの期限でありますから、それまでぜひこの申請をして、個人の事業家は上限額が100万円あります。これをもらえるように指導・援助してほしい。

もう既に浅川町では、もらった人が何人か出ています。実は、私ごとであります。私も米しか作っていなかったものから、米では該当しないだろうというふうに最初は思っていたものから、申請もしないで、いわゆるこの肉用牛の方に、肉用牛は毎月、あるいは競りで値段が出たり、繁殖ですね、そういう動きがあるんだし、毎月の収入の動向が分かるんだから、ぜひ申請してみなさいと、こういうふうな話を、山白石の方が該当になってもらったといううれしい便りもありました。

私は、県の産直農業協同組合という組織があります、協同組合があります。そこでの指導を受けて、農林大臣が農業分野で、極めて柔軟な対応でほぼほぼ全ての農業者が対象になると、こういう答弁を農林水産委員会で答弁しておるわけでありまして。そのほかにも、農水省のほうから、特にこの持続化給付金につきましては、いわゆる農林水産業に係る所得を申告しておられる方々全ての方々が対象になると理解しております。現場では対象になることが分からなかったり、疑問に思っている方々がいまして、しっかり説明をしていただいて、該当するようにしたいというような国会の答弁がなされております。

私は、この産直農業協同組合の指導の下に、いわゆる所得申告の際の資料、申告を、こういうふうに農業収入がありましたという申告をいたしましたと同時に、農業の、いわゆる各収支内訳書、それから、税金の記帳してあるノートや年間の売上げの状況が分かるもの、それから、申請者本人名義の振込口座の通帳の写し、本人確認の運転免許証のコピー、こういうものをそろえて出しましたところ、1週間で100万円が振込になったんですね。私もこれ、正直驚いたんですけども、実際そういうふうにももらえるお金が農家側にはきちっと分からないということもあるし、該当しないだろうという、そういうものの中に考えていると思います。私は、私がもらった状況の中で、五、六人の人にこういうのはもらえるんだからということで、それはこういうものでこういうものだというようなことを伝えましたけれども、やはりこういう個人の事業主として今、100万円をもらえるというのは、本当に正月前助かります。ぜひ役場と農協、関係者力を合わせて、指導・援助を進めてほしいということをまずお伺いしたいと思います。

それから、1番、2番目やったようなものですけども、3番目の、様々な支援制度がありますけれども、農家への適用は町単独の肉用牛経営支援金だけとなっております。もっとやはり町も拡充して、特に稲作は町農業の基本でもあります、基幹でもあります。そういう稲作農家、国民の主食である稲作農家に対しても町がやはり支援すべきだろうと。

ちなみに、今度の12月の補正予算で、鮫川村は、反当作付した申請に基づいて反当1万円の支援金を出すそうあります。その中身は、5,000円はコロナによって農家もやっぱりいろいろ農畜産物の価格減少とか様々

なことで大変な状況だと、コロナの対策にやっぱりぜひということでも5,000円、あとの5,000円は米価が大幅に引下げになって、正月を迎える前にぜひ支援したいということで、鮫川村が反当1万円の支援をするということが決まったようであります。浅川町もぜひできればこの年度中に、いろいろ様々な支援制度の残金なんかも出ておりますけれども、稲作農家にぜひ支援をしていただきたいなど、こういうふうに思います。それが3、4であります。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） お答えいたします。

1点目、2点目については、町では持続化給付金の制度開始当初から広報紙、ホームページ、回覧、関係機関への依頼等により広く周知しておりました。その中で、農業も該当になることは記載されております。また、7月には、農事組合を通じて、直接、農家の方へチラシを配布しております。JAのほうでも農業が該当することは理解しており、相談などがあつた場合は、制度を紹介するようお願いしております。持続化給付金の申請期限が来年1月15日となっておりますので、先日も回覧で、該当する方は忘れずに申請するよう周知を図ったところであります。

3点目については、新型コロナウイルス感染症による経済への影響は様々な業種に及んでおります。減収となった全ての業種を支援したいところではありますが、財源にも限りがございますので、影響の大きい業種から優先的に支援していくことを今後も考えております。

4点目については、コロナ関連での米農家に対する支援は、県内でも数市町村しか行っておりません。今後、どのような流れになるか、国・県の動きを見ながら、引き続き情報を集めていきたいと思っております。

○議長（円谷忠吉君） 10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） 担当課長にお尋ねしたいんですけども、この今、回覧とか、いろいろパンフレット、こういうもので周知していくから、町もやっているんだと、申請しないのは農家の考えなんで、というふうなことだと思うんです。しかし、ほとんどの農家は、特に稲作農家は、1年に1回しか、極論にすればね、入らないんですね、入金しない。そういうことから、毎月きちんきちんと売ったり買ったりするような、そういう事業ではないので、該当しないだろうというふうにもう思っているんです。私もつい1か月前頃まではそう思っていました。ほとんどの農家に私、話してみますと、それ該当するのか、ちゃんと毎月毎月売上げとか、50%以上減収になったり何だりして、そういうことではないので、秋1回しか収入ないんだから駄目だっぺと、こういう方々がほとんどです。担当課長としても、ぜひこういう実態を農協と力を合わせて、1月の、私、12とか15と言っていましたけれども、1月15日だったと思えますけれども、15日までは締切りがありますので、それをぜひ広報とかチラシ1回まいたからいいだろうなんていうことではなくて、様々な形で宣伝し、啓蒙すべきだと思うんです。いかがでしょうか。

私は、さっき畜産の話をしましたけれども、その畜産の方に2か月ぐらい前に話したとき、農協にも行って、該当するあれなんだからというふうなことを、あるいは畜産の関係者にも、該当するからぜひやってほしいと、やるべきだろうというような話もしましたが、特に農協は、機械の購入の云々ではやっているんだけど、これはどうなんだっぺなというふうな、そういう話でありました。しかし、驚いたことに、私は、これ

はぶったまげちゃったんだけど、農協の幹部がもう既に100万円もらっているというんですね、こういうあれで。だから、そういう幹部がもらっていながら、こういうことをぜひ力を合わせてやってほしいと要望しても、なしのつぶてと。これは私、聞いて驚いたんですけど、これからでもいいわけですから、課長、やっぱりもっと農家の立場に立って、この制度交付金を、給付金をもらえるようにすべきだと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（円谷忠吉君） 農政商工課長、坂本克幸君。

○農政商工課長（坂本克幸君） それでは、お答えいたします。

議員さんのご質問にありましたとおり、持続化給付金は農家の方も該当いたします。

ただし、この持続化給付金はあくまでもコロナで減収になったものが対象となっております。ですので、米農家さん、例えば、ほかの商工業と違って、1年間継続して、波はあるにしろ、1年間収入があるようなものと違いまして、農家さんのほうは、出荷した時期に収入が集中するようになっていきます。そのため、農業につきましては特例がありまして、任意の月、今年の任意の月を抜き出して、前年の総収入を12で割ったものと比べて50%以下だったら該当するという形になります。なりますので、その方法で申請いたしますと、計算上、該当すれば100万円が振り込まれるという形になっております。

ただし、最初に申しましたとおり、コロナでの減収が最低条件となっておりますので、今、全国で出荷のない時期、収入が例えばゼロの月ですね、それを抜き出して、前年の12分の1と比べて50%以下なのでということとで申請しましたが、これは不正受給になるんじゃないかということで、返還したいという申出が全国でたくさん出ております。例えば、極端な話、米農家さん、出荷が10月、11月にあると思います。極端な話、ほかの月がまるっきり収入がないと、1年間の収入が米だけなので、米の出荷時期、10月、11月しかない。例えば夏の、8月ぐらいの収入、出荷していないのでゼロですよ。それを基に、昨年の全体の年収12分の1と比べてゼロと、昨年のもので12分の1ですから、もちろんこれは100%減という、計算上はなってしまいます。それで申請すれば申請上は通ってしまいますので、それで100万円はすぐ振り込まれるようになります。

ただし、コロナという前提条件がありますので、今まだ1月15日まで申請受け付けておりますので、それ以降の話になるかと思いますが、国のほうでも1件1件それが正しいものだったかどうか調査が入るようです。国のほうでもそういった、例えば収入、例年出荷等がなくて、もともとゼロなり極端に少ない月を抜き出して申請した場合には不正受給に当たるという考え方は示されております。それがありますので、余り、最低限の周知はもちろんこちらの義務ですので、やっております。農協さんにもそういう相談があれば乗ってあげてくださいということで紹介しておりますが、そういったこともありますので、余り申請すれば100万円もらえるよということで話をしてしまって、後ほど国のほうから不正受給でした、20%プラスして返してくださいとなったときに、町から申請すればもらえる、農協から申請すればもらえる、そう言われたから申請したんだから、どうしてくれるんだと言われたときに何もできませんので、そういったおそれもありますので、申請してください、してくださいということは農協のほうでも、町のほうでもしておりません。相談があった場合には、話を聞いて、該当するかどうかぐらいは確認できますが、また、この持続化給付金、中小企業庁のほうでやっておりますので、相談窓口等が商工会となっております。商工会のほうにも何人か農家の方で相談に来られた方いらっしゃるそうです。1年間、何ですかね、平均してとまでは言わないですが、あるような事業、例えば畜

産とか野菜とかの方については、該当するような方は何人かいたそうです。米だけの農家さんも何人か相談に来たそうなのですが、話を聞いてみると、やっぱり出荷していない月なので、これは該当にならないですよというお話をしたということは聞いております。商工会に相談があった中で、米農家さんで今、私の言った出荷関係ですね、出荷ゼロの月とかいう関係で、該当になる方はいなかったように聞いております。そのため、回覧は回して、農家のほうも該当するとはお知らせしておりますが、そのような不正受給の、間違っただけで進めてしまうようなおそれもありますので、特にお金もらえるから申請しなさいということはやらないように考えております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） 認識が違いますね。福島県の産直農業協同組合、これ協同組合ですよ、ちゃんと。福島県の網羅した。その協同組合がこの申請をぜひしましょうというふうなことで、こういうチラシも出しました。その中に、農林水産大臣が農家のほぼほぼというんでしょうか、ほとんど該当するということを言っているんですね、国会で。ですから、例えば1年間に400万の米の収入があったと、しかもそれが11月だったと。それを12で割って、そして、3月から9月、このコロナの状況の中で収入がなかった月が、例えばゼロの月がありますよね。そういう計算をしますと、上限の100万に該当するんですよ、これ。例も載っていますけれども。

ですから、課長の話を聞いていると、私はじゃ、不正をしたみたいだね、そういうふうには取れるんですよ。そういうことではないんです。何十人もこういう形で申請をして、1週間後にちゃんと振込になっているんですから。そして、税務署に関係書類を取りに行っても、持続化給付金の納税証明書のナンバー2ですねということで、400円払ってちゃんとそれをもらってきて、そういう公的な機関でもちゃんとそういうことが分かっているんですよ。だから、不正受給ではないんです。これ、コロナのためなんですよ、この農家の減収。とにかくコロナで飲食関係の米が売れなかったり、農産物が売れなかったり、様々なそういう被害が出ているわけですよ。ですから、そういうことでわざわざこれ出したんですよ、農水省でも。農水省がほぼほぼ全ての農業者が対象になると、農林大臣、前の江藤拓前農林大臣が言っているんですよ。そういうものからすれば、今の答弁は、私は間違っていると思うんです。計算式もちゃんと載っているんですよ、これ。今、私が言ったような計算式。1週間過ぎたらちゃんと100万入っている。私もある意味では驚きましたけれども、最初は該当しないだろうというふうに思っていたから驚きました。しかし、2か月前に畜産農家に話したところ、その方は該当してもらってきたと。しかもあの当時は、須賀川の、どこだったかな、支所か何かでやっていたんですね。非常に親切で、誰でも該当するような、そういう話だったということで、一定該当しましたよと私のところに報告に来たんです。

○議長（円谷忠吉君） 静粛に願います。

○10番（角田 勝君） ですから、決して不正ではないんですよ、それは。そういう計算式、私が今言ったような計算式で出して、どんどんと今、入金になっている人がいるんですから、それはみんな全て不正だなんて言ったら、これ、もう今は不正のことについては、農水省も係官も、公務員がこの持続化給付金不正受給しましたね、あの人は退職だと思えるんですけども、そういうものではないんですよ。そこのところ、やっぱり課

長が認識を改めないと思目だと思うんです。農協とぜひ力を合わせてやってほしいと、重ねてお願いしたいと思えます。それは1つですね。

そして、2つ目の、いわゆる稲作農家への支援というのは、これは今、先ほど私が言ったように、隣の鮫川村でさえという言い方はないですけども、鮫川村よりは、浅川町は農家の主たる収入が米に依存している農家が多いんですね。そういうことも考えれば、国民の主食であるその米を作っている農家、これに対するコロナの影響での値下がり、こういうものを含めて、町はきちんとした支援をすべきだと。

町長は、県内の各町村の動向などを見ながら云々ということを行いました。私は、よいことは真っ先に手を挙げるべきだと思うんです。これはやっぱり、鮫川が1万円ですけども、それは金額はいろいろあると思いますけれども、できることは早く手を挙げて、率先してやると、こういうことが長の私は役割だと思うんです。いかがでしょうか。課長もいかがでしょうか。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 先ほど課長が答弁しましたが、あえて10番議員を不正にしたということではありませんので、それだけは誤解のないようお願いいたします。適正に申請をしてくださいということですので、よろしくお願い申し上げます。

また、今後の農家に対しての支援、これは、先ほども言いましたように、様々な検討をして、農家、あるいは飲食店、あるいは工業等をやらせてもらうかは、今度、課長とか相談して、前進していきたいと思っております。

○議長（円谷忠吉君） 農政商工課長、坂本克幸君。

○農政商工課長（坂本克幸君） それでは、お答えします。

不正受給の件につきましては、議員さんが不正受給をしているとか、そういうことを言っているのではございません。考え上の話をしているだけでございます。

チラシにも書いてあるかと思いますが、先ほど私が言ったように、農家さんは任意の月を昨年12月の1と比べて、50%以上下がってれば該当するというので、100万円がすぐ振り込まれるようです。国のほうも、全国の話ですので、申請があれば、書類等全てそろってればそのまま100万円を振り込んでいるそうです。全て終わってから細かい調査等が入るそうですが。

あと、不正受給については、国でやっている事業ですので、町のほうでこれは不正ですよ、どうのこうのということは、もちろん言うことはできません。できませんが、そういったものが、先ほど私が説明したようなものが不正受給に当たる可能性があるので注意してくださいということで、農家さん全て該当するのは該当いたします。先ほど言ったように、コロナの影響で50%以上下がっている場合には該当いたしますが、その抜いた月によっては不正受給に当たる可能性もあるので注意してくださいということで、中小企業庁のほうからも注意は受けておりますので、最低限の周知等、また相談等あった場合は、内容を聞き取って、該当するかどうかということは説明いたしますが、こちらからもらえるから申請しなさいと言うことは、先ほどご説明したとおり、ちょっと難しいかなと思います。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 次に、（2）町単独事業（災害復旧）の実施状況と未実施事業についての質問を許しま

す。

10番、角田勝君。

〔10番 角田 勝君起立〕

○10番（角田 勝君） このナンバー2の単独事業ですね、いわゆる前議会だったと思いましたが、町の単独でやらなければならない災害復旧工事が45件ほどありますというふうな報告説明がなされたと思います。実際、まだ当時の土手が崩れたのがやられていないような状況も私も現に知っておるんですが、予算との関係というふうなことを係の方はおっしゃったようでありますが、やはり台風の被害、あの水害での工事でありま

すから、早急に予算をつけて、足りなければ今度の補正予算でいっぱい出てくるのかなと思ったんですが、一定の金額は乗っけましたけれども、どうなっているのかをお伺いしたいと思います。

そして、いまだに未着工になっているというのは、予算措置がきちとなされなかったということだと思

うんですけども、その辺なぜできないのかも含めてお伺いしたいと思います。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） お答えいたします。

1点目につきましては、町道及び町管理河川における発注済みの単独の災害復旧工事については完了しております。現在行っている補助分の河川災害復旧工事に付随する単独工事もありますが、補助分と同様に年度内には完了する予定です。

農用地等災害復旧工事につきましては、現在発注済みの工事は年度内に完了する予定です。

2点目につきましては、未発注分の工事につきましても年度内の完了を目指しておりますが、一部作付に支障がない箇所については、令和3年度の工事を予定しております。

現在、各建設業者とも災害復旧等の手持ち工事が多く、新規の工事に着手できないのが未着工の主な理由でございます。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） 今、45件の件がちょっと答弁に出てきませんでしたけれども、この町単独でやらなければならない45件のうち、進んでいるのは、例えば測量が終わって設計書ができた、もう着工するばかりになったのだと、あるいはこれから補正の中で組んだものでやれるというような、そういう内訳を答弁していただきたい。

なぜできないのかという点では、町長の話では、業者のせい、業者のせいということではないけれども、業者が手が回らないと、実際はね、そういう人数もなかなか集まらないというのが実態だそうですが、そういうこともあるんでしょうけれども、だとすれば、いつやっぱりやるのか。年度内には、この関連しているところについては終わると、国庫補助との関係でね、災害の。しかし、単独については、年度内で終わるというふうなのは、業者の都合なんかもあって、きちと終わるといふふうには考えていないと。しかし、来年度に予定するところもあると、こういうふうな答弁ですね。

そういう割合や件数、そして、全くこれ、業者だけのそういう理由なのか、町の予算との関係の理由なのか、

その辺も明らかにしていただきたいと思います。被災者は待っているんですよ。何か話ありましたかと言ったら、特別話はしていないんですよと言うんだよね。役場のほうで聞いたところ、予算がつけばやると、中には見積りを出してもらっているところもあるというふうなことだったんで、その数字、割合、これからどうするのか、そこの辺をお聞きしたいと思うんです。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 内訳等については担当課長より説明させていただきますが、いかんせんこの災害は、本当に本町はかなり多く出てしまいました。それで今、本当に目に見えるようにだんだん終わってきたなというのは分かってきていますが、小さなところ、単独のところは確かに若干あるのは間違いございません。とにかく私からも業者に対しては早くやっていただきたいということはお話をしております。

ちょっと細かい説明は課長よりさせていただきます。

○議長（円谷忠吉君） 農政商工課長、坂本克幸君。

○農政商工課長（坂本克幸君） お答えいたします。

未着工の件数についてですが、ほとんどの単独災のほうは発注いたしておりまして、残り未着工数件となっております。これは先ほどご説明いたしましたとおり、業者が手持ち工事がもういっぱいですので、なかなかそちらに入れないという状況があります。ただし、残っている工事につきましても、業者の手が空き次第発注したいとは考えており、できれば年度内に完了したいとは考えております。ただ、先ほどから申しておりますとおり、業者のほうの都合もございますので、必ず年度内に終わるかどうかというのは、ちょっと今の段階ではお約束はできません。ただし、残っている未着工の工事につきましては、来年の作付等には支障のない工事となっております。農政商工課でいいますと、農道ののり面の崩れた部分、気をつけていただければ通行に支障がないような、そういった部分については後回しにさせていただきます。来年の作付に支障があるようなところのみ優先して工事の発注をいたしております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 建設水道課長、八代敏彦君。

○建設水道課長（八代敏彦君） 建設課で所管しております災害復旧工事につきましては、町道及び町管理河川となっております。以前に調査した単独の災害復旧の箇所につきましては、57か所ほどございました。全てについてまとめて発注したり、あとは町の道路作業員さんによって解決している箇所もありますので、発注件数としては24か所の件数を発注をして、単独分については全て完了いたしております。

現在、補助分19か所のうち河川の13か所分につきまして、山白石方面を中心に工事を行っております。予定は3月に完成をするという見込みをしております。河川災害復旧工事も同様ですが、田んぼの作付をしている時期には、仮設道路の問題も含めて工事にはなかなか入れないというふうな現状もございます。それから、雨の時期、例えば台風の時期の9月、10月に工事を発注してしまいますと、仮締切りという水替え工事の場所が流出してしまうという、そういうおそれもありますので、作付が終わって11月ぐらいからしか工事がスタートできないというふうな、そういう事情もございますので、なかなか進んでいないというのが現状としてあります。ただ、何とか3月までには完了させるということで業者は努力しておりますので、よろしく願いをした

いと思います。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） 特に建設関係では、年度内に、作付前には完了させると、こういうふうな答弁でありましたので、了としたいと思います。

農政商工課の関係で、特に農道とか、あるいは、何というんですか、生活道路というんですかね、そこには、畑に崩れたり、水田のほうに崩れたりというふうな、そういうところもあるわけで、その辺の内訳はあるんだと思うんですけども、でも、未着工は数件だとおっしゃったんです。その45件とこの前の議会のときに説明したうち、もう未着工は本当に数件ですから、5か所以下というふうになるんですかね。その辺の今現在の状況で何件になっているのか、そして、どういうところができないのか、業者がいっぱいだという、そういうこともあるだろうし、難工事のところもあるだろうし、いろいろあると思うんですけども、その辺をもう少し明らかにしていただきたいし、そのところも年度内には終わりたいと、こういうふうなことを答弁しているわけですから、大丈夫なのかなと思うんですけども、例えば、具体的に1つ、何か所かありますけれども、例を申し上げますと、山白石の本内地内の松浦さん宅の生活道路だと私は思うんです、農道には登録されていないで。生活道路で下が畑、分かりやすく言えば、昔の元の保育所の上ですね、ずっとこう、かなりの距離が崩れています。そこについては通行できないですよ。通行可能でない、そういうところを優先的にやったら、こういうふうに言っていますけれども、今、ブルーシートをかけて、隣の家には行けないと、こういう状況があるんです。あれは生活道路なのか、農政課管轄なのか私は分かりませんが、農政課に予算がつけばやれると思うんですけどもというふうなことだったんですが、具体的な1つの例ですけども、着工できないその数件というのは、今の課長の手元の資料では何件で、どういう状況なのかも答弁していただきたいなと思います。そして、作付までにはもう終わすと。畑の場合には、作付というのは、春先の作付ということになると思いますけれども、建設課の山白石の河川ですね、あの工事を考えれば、本当に里白石のほうに行く堰のところの下のあの工事なんかは、鉄板をずっと敷いて、大変な工事です。そういうところも作付までに終わすんだということで頑張っ、本当に頭が下がるなというふうに思ったんですが、特にこの未着工の件についてももう少し具体的に答弁していただきたいと、こう思うんです。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 農政商工課長、坂本克幸君。

○農政商工課長（坂本克幸君） それでは、お答えいたします。

前回の9月補正におきまして、単独災のほうは、私のほうでは30件ちょっとお答えしたと思ったんですが、現在発注済みの単独工事が26件、残っているのが先ほどご説明しましたとおり数件ですので、五、六件ということになります。

そのできない理由につきましては、先ほどから申しましておおり、どうしても業者の都合が合わない、農繁期が終わりましたので、建設水道課とか発注の河川工事とか、そちらを優先してやっておりますもので、なかなか工事のほうはこちらの工事のほうに手が回らないという状況もあります。

中身につきましては、先ほどご説明したとおり、農道等の崩れている部分については、その数件の中に入っ

ております。

お話にありました道路につきましても、農道にはなっております。そちらについても、今のところまだ未着工ということになっております。

地元の方には後からの工事になってしまうということはお話しして、理解していただいておりますので、先ほどから申し上げていまして、業者の都合がつけば、早急に入ってもらって直していただきたいと思うんですが、どうしても業者の都合、ほかの工事ぶん投げて、こっち先にやれというわけにもいきませんので、業者の工事の順序というか、段取りがありますので、なかなかお願いしていますが、ちょっと着工できないような状況になっております。

以上です。

○10番（角田 勝君） 地元の人には了解いただいているんですね、今の答弁では。

○農政商工課長（坂本克幸君） 地元の人にはそういうことでお話ししまして、田んぼ等に被害がない部分については後からになりますということでご説明しております。

○10番（角田 勝君） はい、分かりました。

○議長（円谷忠吉君） 次に、（3）新型コロナウイルス感染症支援制度による実施状況と未受給者を出さないようにしていただきたいの質問を許します。

10番、角田勝君。

〔10番 角田 勝君起立〕

○10番（角田 勝君） コロナウイルスの感染症の、コロナ禍ですね、いわゆる。これによる支援制度が国・県・町、こういうところでいろいろ出されております。浅川町の、これは第3番の資料にもありますけれども、かなりありますね。先ほど2番議員さんがおっしゃった制度の中でも、2つの制度について説明がありましたけれども、全体的にこの制度ごとにこの浅川町で適用になった件数、金額、それから、もらえる要因があってもいろいろな事情で自らもらわないという人と、要件に当てはまらないという方の、未受給者だと、受給できないんだと、こういうふうな方もあると思うんですけども、その辺を1つは状況を明らかにしていただきたいと思います。

2つ目には、各制度の申込時期があって、もう既に締切りが終わった制度もありますし、さらには、先ほど言った事業継続給付金、その他の制度がまだ来年の3月いっぱい、1月15日、こういうふうな締切日が設定されて、28日というのもありますけれども、そういうもので点検して、本当にもらえる人がもらわなかったというようなことのないようにすべきだと思うんですが、そういう点検作業というんですかね、あくまで申請なんだから、申請しない人は駄目なんだと、これは基本だろうと思うんですけども、ただ、先ほどのような例のように、実際はもらえる人が分からないという、その制度をきちっと理解していないというようなことも私は中にはあるだろうと思うんです。そういう人も含めて、きちんと漏れがないか点検をして指導・援助をすべきだと、こう思うんですが、お伺いします。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） お答えします。

1点目については、国・県の支援制度については、町を経由するわけではなく、それぞれの窓口へ直接申請し

ているため、町ではその件数などの詳細は分かりません。

町で実施した支援制度については、11月末現在の申請件数と交付金金額について申し上げます。

事業継続支援給付金については、1件当たり10万円で115件、1,150万円、対策事業者等支援金については、1件当たり10万円で22件、220万円、対策事業者支援補助金については、1件当たり上限3万円で16件、41万8,749円、肉用牛経営支援金については、1頭当たり2万円で26件、103頭で206万円となっております。

これら申請のあったもので、非該当になったものはありません。

広報紙、ホームページ、回覧、関係機関への依頼等については広く周知しておりますが、もらえるのにも関わらない方やその原因については、それぞれの事情によると思われるので、把握は困難であります。

2点目については、各制度に該当するかはそれぞれの事情や状況によりますので、相談や問合せのあったものの以外は確認することができませんので、把握もできません。

町で把握できるものについては、個別に連絡することとしておりますが、把握できないものについては広く周知し、ご自身で確認していただくしか方法はございません。相談や問合せなどあれば、その都度、内容の説明など対応をさせていただいております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） 先ほどの質問の中にもあって、非常に思ったより全く少ないそういう状況もあると。残ったものについては、その金額を町が精査して、新たな支援を考えていくというふうな答弁もありましたので、そこはぜひやっていただきたいと。それも年度内、あるいは、できれば本当はこれ、正月前にやるべきものだと思いますけれども、急いで手を打ってほしいなと思います。

それから、国とか県がやっているものだから把握はできないんだと、そういうふうな答弁がありましたけれども、例えば国とか県がやっているものでも町の種類が必要だとか、あるいは町にいろいろ教えてもらうというようなことも必要だというようなことも私はあると思うんです。そういうもので、いわゆる例えば雇用調整助成金なんかは特例というふうになっておりますけれども、浅川町では誰も該当者がいないと、こういうことになるわけでありましょうか。

それと、国や県の事業でも、きちっと関係者に問い合わせれば、浅川町でこれこれこういう件数、何件がありますというようなことは教えてくれるんじゃないんですか。私は、そういうものはきちんと役場から関係機関に問い合わせれば分かると思いましたので通告したんですけれども、これ、聞いても分かんないんですか、教えてくれないんですか。お伺いします。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） まず、年度内にやってくれということではありますが、先ほど申したとおり、全てできるわけではありませんが、担当課と相談しながらいろいろと検討させていただきます。

あと、国・県に問合せしろということではありますが、担当課は連絡したと思っておりますが、なお、担当課に確認させていただきますし、答弁させていただきます。

○議長（円谷忠吉君） 農政商工課長、坂本克幸君。

○農政商工課長（坂本克幸君） それでは、お答えいたします。

先ほどの町長答弁でもありましたとおり、町のほうで国・県へ申請しているものについては、こちら農政商工課のほうから何か書類を取っていったとかなければ、ちょっと把握することはできません。各国・県に問い合わせれば教えてもらえるだろうというお話ですが、国・県とも支援制度のほう、数多くの制度がございます。それぞれ国・県の行政の組織の中で担当部署が違ってやっているものもございまして、国・県からどこかの関係団体にその事務を委託している等ございます。それを考えますと、国・県のそういった支援制度の窓口のほう膨大な数になりますので、それら全てに浅川町何件申請ありますかと確認することは、実際困難でございます。

こちらで把握できるものにつきましては、これ、適用申請件数ではございませんが、商工会のほうからちょっとお聞きしまして、商工会のほうに相談のあった件数をちょっとお答えいたします。相談のあった件数が106件でございます。そのうち商工会が申請の手助けをしたとか、何らかの手助けをして申請に至ったという件数については、56件と聞いております。その内訳が国の制度で34件、県の制度で22件ということになっています。そのほかの50件につきましては、相談は受けましたが、要件に合致しなかったとか、内容が分かったんで、じゃ、自分で申請しますということで帰っていきましましたので、実際に申請したかどうかまでは確認できないというのが50件でございます。国・県のほう分けておりませんが、町のほうへ国・県の制度で何らかの相談があった件数は30件程度となっております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） いいですか。

○10番（角田 勝君） はい。

○議長（円谷忠吉君） 10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） 国のほうの膨大な数だから、これ、課長の答弁ですけれども、ちょっと分からないんだというふうな話ですけれども、今はボタン1つで整理されているんですよね。ですから、コンピューターにこの福島県の浅川町が、例えば持続化交付金の状況はどうでしょうか、そのうち農家はもっていますかとかという、そういうことであれば、私は、今の時代ぼんぼんと出てくるんだと思うんですけれども、そういうことではないんですかね。そのことがぜひそういうIT、ITというか、情報ですか、そういうものを活用してできないのかということ、ぜひできるのであればやってほしいなど、そういうことがこの浅川町のコロナ禍についての全体像を知る上でも非常に大事だと思うんです。

先ほど申しました浅川町における雇用調整助成金などというような、例えば失業したり、倒産したり、何ていうんですか、業績不振で長期に、いつかはまたやるんだというふうなことで休んでいる、そういう人たちはいないんですか。そういう人たちも本当にこの雇用調整助成金や、あるいは何ですか、住宅の敷地の家賃ですか、そういうものの助成金なんかもあるんですよね。そういうものなんかに該当する人がいるだろうと、実際、私もその資金をもらったという人に聞いたんですけれども、そういうものも含めて、この浅川町における新型コロナウイルスの感染症に関する支援の状況と被害の状況はどうなっているんだという、そういうものを分かるように、この浅川町としてはなっていないんですか、現在の中で。例えば国民健康保険税の減免なんかもそうだと思うんですけれども、固定資産も、それらもね。支払いが困難なところ。こういうもののコロナに関する様々な制度と支援、こういうものをきちんと今の段階での一覧表みたいに分かるようになっていない

ですか。私は、今のコンピューターの時代で、それを駆使すればちゃんと出てくるんだと思うんですけども、そういうものにはならないんですか。お伺いします。

○議長（円谷忠吉君） 農政商工課長、坂本克幸君。

○農政商工課長（坂本克幸君） お答えします。

コンピューターの時代ということですが、町のほうで国・県とつながっているわけではございませんので、それは把握できません。国・県におきましても、先ほどご説明しましたとおり、申請の窓口が、全てとは言いませんが、複数の窓口になっておりますので、それぞれ各自で管理しているかと思っておりますので、最終的には国・県でそれなりにまとめるかとは思いますが、今段階では一括で管理はされていないものと思っております。以上です。

○議長（円谷忠吉君） ここで2時55分まで休憩といたします。

休憩 午後 2時39分

再開 午後 2時55分

○議長（円谷忠吉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質問順9、10番、角田勝君、（4）浅川町の「生きがいデイサービス」の改善をすべきことについての質問を許します。

10番、角田勝君。

〔10番 角田 勝君起立〕

○10番（角田 勝君） 生きがいデイサービスについて、9月の議会でも同僚議員が、上野君が質問したり、いろいろ論議が岡部議員もしたりして、先ほどデイサービスについての様々な議論がこの議会でもなされています。

私は、今度は1、2、3というふうにやりました。

1つは、現在はどうかかなと、9月の段階で、29、30、令和元年と、こういうふうなことで、人数も1日当たり7.5人とか8.1人とか数字まで出して、状況を課長が答弁しております。今年になってからは一体どういうふうに推移しているのかなと。というのは、非常に利用者の中から様々な声が出ているんです。だから、もうやめるように、自然消滅みたいになっちゃっているのでは困るなど思ったりしたものですから、ぜひ現在の状況、推移、こういうところも答弁願いたいと思います。

それから、いわゆる生きがいデイサービスは、この介護認定の3、4、5とかとそういう人ではなくて、本当に生きがいとしてデイサービスができるという浅川町独自の、何十年ももう前に、富永町長のときに、教育と福祉は後退させないという、そういう目標の中で自主的にやった、県下にも優れた、私は福祉の施策だというふうに思うんです。ぜひ江田町政も公約として、教育と福祉は絶対後退させないと、こういうふうな力強い公約をしているわけでありますから、そういう観点でお伺いしたいと思います。

それで、前回、募集はしていないんだという答弁が課長からありました。なぜ募集しないのかということで、

総合事業ということになって云々ということで、いろいろありました。ですから、一体化してやっているというふうな状況の中では、もう別々にやって、町が単独でやる、そういう方向にしなければならないのかなというような答弁もありまして、ぜひそうでなくて、浅川町のよき伝統のこの福祉の施策をより安く、より便利で、この町内で健康を保つために、それは言い換えれば、後期高齢者の医療費なんかも、保険制度なんかも医者にかかる人が少なくなって安くなったり、生き生きした町づくりにも貢献するだろうし、お年寄りも子供も安心して住めるような町になってゆく、そういうものに私はつながると思いますので、ぜひ募集をして、ぜひこういう形でやっておりますというふうなことをやって、充実させるべきだろうというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

3番目には、これは難しいことでなくて、端的なことでお伺いしたいんです。これは、利用者が、一昨年ですか、去年からかな、南の日の当たる日本間から日の当たらない北側の、いわゆる何ていうんですか、椅子と机の、そういうのを何というんだっけね、畳でない、そういうもの、床の部屋に移ってきたということで、何かもう改善されているかと私、思うんですが、まだ調べておりませんが、昼寝も40分ぐらい休む時間はあるそうですけれども、腰かけに座って、机にうつ伏せになって昼寝をする、休憩すると、こういう状態なんだそうですよ。前は、畳の部屋に横になって休めたんだけれども、これでは休んだ気しないんだと、何とかあれは改善されないでしょうかねと、こういうふうな生の声がありまして、これはぜひすぐにでも改善してほしいなど、こう思うんです。普通の、何ていうんですか、そんなに年取っていない人でも、机にうつ伏せになって昼寝するとか休むなんていうのは、よっぽど疲れているとか、よっぽどそういう条件がそろわない人でなければそんなことして休まないですよ。それを年寄りに、高齢者にですよ、やらざるを得ない、やっているというようなことは、その考えそのものが根本的に、私はやってはならないことの一つになるんじゃないかと思うんです。難しいことは言いません、ぜひこのことはすぐにでも改善してほしいなど、日当たりのよい南の日本間もあるわけでありまして、大広間もあるわけですから、改善を求めたいと、こう思います。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 1点目のデイサービス実施状況につきましては、実施日が週2回の火、水曜日、実施時間は10時から14時45分となっております。

利用状況につきましては、9月までの実績であります。開所日数が49日、利用者の延べ人数が595人、1日平均利用者は12.1人です。利用者の実質人数は22名となっております。

2点目の利用者の募集に関しましては、9月議会においてもお答えしたとおり、生きがいデイサービスが介護事業の地域支援事業の一つとなっていることから、一般介護サービスと同様に特別な募集は行っておりません。利用申込みにつきましては、地域包括支援センターに問合せをいただきたいと思います。

3点目のサービスの利用形態につきましては、事業運営の内容に関することですので、できる限り利用者の要望に応えられるように、また、利用者に喜ばれるようなサービス内容をつくり出せるよう、事業主体の社会福祉協議会と協議・検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） 昨年から比べれば、私、心配してはいましたけれども、増えているんですね。そういう点では、もう利用者がいなくなっちゃったのかなと心配してはいましたけれども、よかったなというふうに思います。と同時に、そういうふうに、やっぱりそういう状況になりながらも、期待しているんですね。隣の町や病院のほうのデイサービスにバスに乗って行かなくても、この浅川町にあるという、そういう安心感と、ただ、残念ですが、1週間に2回だけだということですが、できるならば1週間に3回ぐらいお風呂に入って、そしてみんなと談笑して、そしてまた送られて帰っていくというような、そういうものにして、本当に高齢者にとって、あの福祉センターは、何ていうんですかね、行くのが楽しみだと、そういうふうな形にぜひ変えてほしいなど。

町長の答弁では、今いろいろ充実するような、どのようにしたらいいかということも社協ともいろいろ協議をしていっているところでありますと、こういうふうなことでありますので、私はそれ以上は申し上げませんが、ただ、後半に話した、いわゆるゆっくり横になれる、そういうところはぜひ確保してほしいなど。少なくとも、このあれでは、10時から2時、3時まではないんですね。そういう中で、お昼休みにご飯を食べて、お風呂に入ってご飯を食べる、休むというのは、これ、年寄りにとって本当に最高というか、喜びなんですね。楽しいときだと思うんです。ですから、ぜひそのことだけでもすぐにでも改善していただきたいなど、こう思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） この前も私、申しましたが、私も教育と福祉は衰退することなく、よき伝統は守り、福祉向上に努めてまいっているつもりでございます。

それで、最初の頃は戸惑いがあったせいか、苦情が少しありましたが、今のところ苦情は聞いておりません。そしてまた、椅子で寝ているというのは今初めて聞きましたが、今後さらによりサービスができるように、デイサービスができるように協議・検討してまいりたいと思っております。もうしばらくの間お待ちください。

○10番（角田 勝君） はい、分かりました。

○議長（円谷忠吉君） いいですか。

○10番（角田 勝君） はい、オーケー。

○議長（円谷忠吉君） 次に、（5）「元気あさかわ夢工房」についての運営と問題についての質問を許します。10番、角田勝君。

〔10番 角田 勝君起立〕

○10番（角田 勝君） 元気あさかわ夢工房について、これも9月に議員さんが質問して、いろいろやっております。改めてその記録を読んで感じたんですが、随分よくなりました。例えば、3つの仕事が大きく分けてあるんですね。1つは、直売、地元の農産物の直売所あさマルシェ、そして2つ目には、いわゆる移動販売、巡回車による買物弱者への手を差し伸べて、3つ目には、加工場、農産物の加工をして、製品として地元の野菜の消費と同時に直売するという、その3つなんでありまして、しかも、農協と町と商工会、この3者が一般社団法人としてやっておるわけでありまして、非常にいろいろ、私も東大畑に木曜日に来るものですから、できるだけ、私1人で離れているものですから、豆腐とか果物とか、卵とかそういうものを買っていろいろ話するんですが、本当にご苦労さんだと思います。

そういうこの巡回の移動販売もほぼ定着してきたなというふうに思うんです。この何曜日と、うちのほうは木曜日、地域ごとに違いますけれども、それがきちんとやっぱり来るようになりました。これはうれしいことだなと思います。山白石のほうの、私、山白石という奥にいますけれども、山白石のほう1週間に1回、一回りするものですから、いや本当、この頃はちゃんと来るよというようなことで、喜んでいる姿を見て、うれしい限りであります。

そこで、お伺いします。この運営について、現在のところ、町長はこの3つの事業についてどういう認識をお持ちなのか、また、今後どういうふうにしていく考えなのかも含めてお伺いしたいと思います。

2つ目には、やっぱり巡回販売車は一定程度売らないと、運転士が張りつくということもあったりして大変だと思います。もっと売り方も工夫してほしいなというふうに私は思ったんです。例えば注文書を発行して、次の週の木曜日にその注文されたものをちゃんと持って行って、配達というんですかね、家の近くで渡すとか、いなかった場合には、ちゃんと何か断熱材の箱、安い、白い箱ですね、ああいうのも用意して、そこの中に入れて上におもしをかけておくとか、そういういろいろ工夫をしてやるべきだろうと同時に、雨とか風とか、様々な条件の中で中止せざるを得ないときには、ぜひその曜日の地域の限定でいいと思うんです。そういうところに、何らかの形で今日は中止なんだという、そういうことをぜひ知らせてほしいと。できるかどうかはあれですが、私はできると思うんですが、例えば東大畑なら東大畑にだけ広報のマイクを向けられることができるわけですから、そういう地域に、今日は雨が降っているので、販売車は取りやめますというようなことはできると思うんです。そういう何かのお知らせをしてほしいなということが2番目、細かいんですけども。

3つ目は、出荷者への支払いの改善をぜひしてほしいと。出荷した人が、精算されるときに、私は3つの品物を出したと、例えば大根、ニンジン、ゴボウを出したというときに、普通に考えれば、売れたからゴボウは0.5キロで幾ら、白菜は幾ら、ニンジンは幾らというふうに明細書が来るのは当たり前だと思うんですね。ところが、それがありませんね。その月の合計の金額が1万5,000円なら1万5,000円というふうに来るだけで、何を売ったのかということが後できちっと分かるように、栽培のことも含めて参考資料にもなるのに、その明細が来ないと。それから、月末締めなただけけれども、月末締めで10日改定と言ったのかな。それが10日も、半月も遅れるということが時々あると。こういう事務的な、細かいことではありますが、やっぱりきちっとしてもらいたいという声があります。

何か当事者の話では、レジスターというんですか、あの計算機のついた。それが古いので、そういう品目ごとの伝票が出ないんだという話があるそうですけれども、ただ、従業員の人たちは、そのナンバーごとのあれを見れば分類はできるんだということも片方では言っています。だから、その辺もぜひ明朗にしてほしいなと。

そして、4番目には、この運営の、いわゆる3つの仕事の責任者は一体誰なのかと。私は独り合点して、元農協の小山田君……だと思っているんですけども、その辺は、責任者は誰がやっているのか、そして、やっぱり責任者は、私はきちっともって姿勢を正さないと駄目だと思うんです。例えば、何事があって、従業員の人が、店番している人が電話をしても通じない、どこにいるかも分からない、そういうことが度々なんだそうです。これでは私、よくなりっこないと私、思っているんです、端的に申し上げて。だから、やっぱりこれは嚴重に注意すると同時に、困難な部署ではありますけれども、頑張してほしいと、こういうことを十分この3者で協議して、お話をさせていただきたいというふうに思います。本当に細かい仕事でありますから、仕入れに

しろ、賞味期限が切れたものの処分にしろ、何にしろ、大変な仕事だと思うんです。だから、その中での責任者はまた大変だなと思うんですけれども、その辺をきちっと、その労をねぎらいながら養成してほしいと、こう思うのであります。

これは、私が考えている小山田君でよろしいのですか、責任者は。そのことが4番目です。

そして、5番目には、いわゆるこの社団法人の経理、社団法人ですから、もうける必要はないんです、極端に言えばね。ただ、運営するためにはやっぱり経費を生み出して……

○議長（円谷忠吉君） 10番、角田勝君、もう少し簡潔にしてください。

○10番（角田 勝君） はい、分かりました。

目標として、やっぱり町の補助金を減らしてゆくと、こういうふうなことが目標になればならないと思うのであります。そういう点で、どういうふうにお考えなのか、1から5までお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 個名は控えさせていただきたいと思います。

お答えいたします。

1点目については、直売所については常連のお客さんもおり、毎日20人程度の来客がございます。移動販売については月曜日から木曜日まで稼働しており、利用者も増えております。どちらも買物弱者を支援する目的からすれば、うまく回ってきていると考えております。

2点目については、現在、移動販売では、注文書などは利用しておりませんが、注文があれば、次回持っていくなどの対応を取っております。

雨で中止の際はお知らせをするようにとのことですが、お客様の皆さんには、事前に雨の日は商品がぬれてしまうため移動販売は中止することをチラシや口頭でお知らせしております。ご理解いただいております。また、中止するかどうかの判断は、その都度実施者の判断で決めておりますので、町側では、随時確認してお知らせすることは難しいと思っております。

3点目については、法人内の業務については夢工房の従業員が行っております。出荷者により町に支払いが遅れているとの連絡が来ることがございますが、その都度、遅れることがないようにとの指導をしており、出荷者に迷惑をかけることのないように注意しております。

4点目については、責任者であるマネジャーと一般の従業員との間で情報共有を図り、意思統一をして業務に当たってほしい旨のお願いはしてございます。両者の間で協議などがされていないようであれば、協議をするよう再度お願いするとともに、町、商工会で連携して協議の場を設けることも考えております。

5点目については、法人内の経理は、会計士を入れた上で従業員が行っております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） 私はあえて個人名を明らかにしたんですけれども、本当に大変な仕事だと思うんです、細かい仕事だしね。だから、そういう労は本当に私も頭が下がる思いですけれども、やっぱり引き受けたからには、きちっとやっぱり遂行してほしいと、このことは、きちんと議会でもこういう話があったんだというこ

とも含めて、私の名前も出しても結構ですから、話をしていただきたいと思うんです。ぜひその点は強くお願いしたいと思います。

それと、3つ目のこの加工場については、どういうふうになっておりますか。冷蔵庫、性能のいい、高い、大きな、そういう施設を購入してあるんですけども、何か加工品が出てきたり、現実在那里で作った製品を、これ作ったんだよというふうな話もないんですけども、以前はあるグループがぜひやりたいというふうな話があるから、良い方向に向かう、しばらく待ってくださいと町長の答弁もありましたけれども、その後はどうなっているのかお伺いしたいと思います。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 元気あさかわ夢工房については、しばらくの間はこのまま補助をしながら商工会、JAさんとさらに買物弱者を支援したいと思っております。

ようやく軌道に乗ってきているのは皆さんご存じだと思っております。今後、様々な声を聞いて運営したいと思っております。

また、加工場については、一時お話がありましたが、今現在どのようになっているのかは担当課長より説明させていただきます。

○議長（円谷忠吉君） 農政商工課長、坂本克幸君。

○農政商工課長（坂本克幸君） それでは、お答えいたします。

加工場につきましては、6月議会、9月議会の中でも少しお話ししましたが、今現在、加工場のほうを使いたいという団体のほうが出てきております。今現在の加工場はもとの山白石保育所ですので、町の持ち物となっております。それを夢工房のほうに全部貸すという形を取っておりますので、それを一度クリアしないと、使っていただくということができないような状態になっておりますので、そこら辺を踏まえて、どういった形でやっていけばいいかを検討している段階です。ほかの町村の同じようなものを視察等行きて、どうすれば一番使いたい団体に貸し出すことができるかを検討している段階です。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） 今ちょっと私、耳を疑ったんですけども、この加工場の問題ですね、これはこの夢工房の事業として、そういう設備を投資して、買って備えたんじゃないんですか。山白石の施設を借りているんですか。それはないでしょう。今の答弁では、何か山白石のそういうものだから、移譲してもらうというような、そういうこともあるんだというような答弁に私、聞こえたんですけども、何か誤りですかね、私の、耳が悪かったのかな。ただ、法人で買ったものであれば、そこを利用してあれするのは当然でしょう。その辺はちょっと私、分からないんですけども、山白石のものではないでしょう。保育所のものではないでしょう。ああいう大きな冷蔵庫、山白石の保育所では要らないですよ、その他の道具もありますから。ちょっとその辺きちんとしていただきたい。

○議長（円谷忠吉君） 農政商工課長、坂本克幸君。

○農政商工課長（坂本克幸君） 山白石のものではございません。山白石保育所でしたので、あれはもともと町

のもの、もともとというか、今も町のもんです。中の機材につきましても、補助金等、国の補助金、地方創生の補助金ですか、それを活用してそろえております。ですから、建物、中のもの全て町のものとなっております。それを全て一括して夢工房という法人のほうに貸し出しているという形となっております。

よろしいですか。

○10番（角田 勝君） いや、貸し出している。それをどうしようとしているんですか。今そう言っているのは、そこを利用して、加工場としてやりたいという人がいたんだけど、その辺はどうなのかということと、計画はどうなのかと……

○議長（円谷忠吉君） 10番、角田勝君、ちゃんと立って言ってください。

○10番（角田 勝君） そういうふうなことです。いや、今、補足。

○農政商工課長（坂本克幸君） 今ご説明しましたとおり、全て一括して、法人さん、夢工房のほうに貸しております、今現在は。ですから、ほかの団体が使いたいと言いましても、既にそこに貸しているものですので、一度、町のほうに返していただいて、それから、ほかのいろんな団体が使えるような体制ですかね、町に返していただいて、町の所有に戻すと。それで、その上でいろんな団体に貸せるような体制を取るということを検討しております。それは、玉川村の直売所ですか、加工場、あちらを参考に、今そういう形でやれないかということを検討している段階です。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 次に、質問順10、9番、上野信直君、（1）新型コロナの検査体制強化と正月時などの帰省希望者への対応はの質問を許します。

9番、上野信直君。

〔9番 上野信直君起立〕

○9番（上野信直君） 通告に従ってお尋ねをします。

新型コロナウイルス感染は、全国的に第3波と言われる最悪の拡大状況になっています。さきの9月議会以降、我が町でも陽性者が確認され、今はほとんどの町民が外出時にはマスクを着用するなど予防に努めていますが、いつ誰が感染してもおかしくない状況は日に日に強まっていると感じられます。

そこで、9月議会に続き、3点伺いたいと思います。

1点目ですが、9月議会以降、新型コロナの検査体制の強化はどう進んだのでしょうか。9月議会では、ひらた中央病院に設置された石川地方発熱外来センターは、1日で発熱者8人のPCR検査が可能で、そのほか病院として検体の採取だけなら32件可能だということでした。しかし、町は感染拡大状況に鑑みて、PCR検査人数の増数や施設拡張など、検査体制の拡充を要望しているという答弁がされています。

そこで、9月議会以降、検査体制はどう拡充されたのか伺います。

2点目ですが、発熱してかかりつけ医から紹介状をもらい、発熱外来センターでPCR検査を受ける人と、発熱はしていないが、確認のためPCR検査を受けたいという人では、検査の費用、結果判明までの時間、これらはどう違ってくるのか伺いたいと思います。

3点目ですが、正月休みなどに帰省を予定している方で、念のためひらた中央病院でPCR検査を受けたいという方へ検査を受けられるような措置を浅川町も取るのでしょうか。取るならば、費用はどうか伺い

たいと思います。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 1点目の検査体制の強化についてであります。ひらた中央病院での9月以降の検査体制は、発熱者などの症状を伴い、受診・相談センターを経由する場合、またはかかりつけの診療に基づく行政検査については1日14人程度、それ以外の任意による一般検査は1日50人程度、合計で64人程度の検査が可能であると報告を受けております。なお、検査を必要とする人数が急増した場合には、検査時間拡張の想定をしているとのことであります。

2点目の発熱者と非発熱者における検査費用及び結果判定までの時間についてであります。検査の費用については同額であります。1点目でも答弁したとおり、受診・相談センター経由、かかりつけ医の診療として実施する行政検査は各種社会保険の適用となり、自己負担が3割、後期高齢者の場合は1割となります。任意検査である一般検査は全て自己負担となります。

また、検査結果については、発熱外来センターとの予約枠と任意の一般検査枠をそれぞれ設けているため、結果判定に関しては時間差がなく、通常4時間程度で結果が判明するとのことです。

3点目の帰省者への検査体制についてであります。行政報告においてもご報告したとおり、福島県外から町に帰省する者及び検査を必要とする高齢者等が検査を受けることができるよう、ひらた中央病院と委託契約を締結いたしました。

ただし、これらの検査は任意検査となりますので、費用負担につきましては石川管内町村との均衡を図る必要があるため、自己負担としております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） この3か月間で、PCR検査を受けられる方の受けられる体制がかなり強化されたという事は、大変喜ばしいことだなというふうに思います。

それで、今回、回覧板で今、回っているものだというふうに思うんですけども、今、町長がおっしゃられた高齢者へのPCR検査のお知らせ、それから、県外から帰省する方のPCR検査等のお知らせ、こういうものが今、回っております。これに関して伺いたいと思います。

まず、高齢者等へのPCR検査と、高齢者の方が、濃厚接触者と接触した可能性のある高齢者、この方を対象にして、町はPCR検査の費用の一部を助成しますと、こういうふうなものが回覧で回っています。現在。それで、この一部を助成しますというのは、どのぐらいの割合を助成するのか、まず1点目。

それから、濃厚接触者と接触した可能性のある高齢者、これはどういう意味なのか、濃厚接触者というのは、普通公表されませんよね。その方と接触した可能性のある高齢者というのは、誰が判断するんですか。その辺のことをちょっとお聞きをしたいなというふうに思います。

それから、帰省のために県外から戻ってくる人に対するPCR検査ですね、これは、検査費用は1万5,000円から2万円、全額自己負担だということだと思います。それで、実施医療機関は郡内の一部の医療機関ですというふうに書いてあるんですけども、これはひらた中央病院のみではなくて、先ほどお話にあった浅川町にある医療機関も対象に加わるかもしれないと、こういう状況なんですか、伺いたいと思います。

それから、確かにひらた中央病院の検査体制は強化されたんですけども、県外から帰省する方というのは、まあこれから一時期に殺到するわけですよね。その方の多くが希望するというになると、これは本当に浅川町に帰省する方が受けられるのかどうか、この点が大変不安になるわけですけども、浅川町の枠みたいなものはあるのかどうか伺いたいと思います。

それから、これは当然、事前に予約をしてやるわけなんですけれども、予約の開始時期というのはいつ頃が想定されているのか伺いたいと思います。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 担当課より説明させていただきます。

○議長（円谷忠吉君） 保健福祉課長、坂本高志君。

○保健福祉課長（坂本高志君） お答えいたします。

まず、1点目の高齢者等に関するPCR検査なんですけど、実は、これは国のほうで、コロナウイルス感染症の流行下における一定の高齢者等への検査助成事業というのを設けました。これはどういう趣旨かといいますと、今、高齢者でかかって一番死亡というか、リスクが高い方に関しては、国が費用を全額見ますという制度であります。

ご質問のように、濃厚接触者の定義ということで、非常に分かりづらい、私どもも濃厚接触者が公表されないのに、どういった形でこの接触者を規定するんだということで質問をした経過があるんですけども、これは通常基礎疾患を持っている方、それから障害者等がまず基本になりまして、例えば高齢者施設でクラスターが発生した場合に、濃厚接触者が数名規定されます。その場合に、その濃厚接触者に該当しなくても、その施設にいた場合は、こういった形で検査を受けることが可能だという、ちょっと非常に分かりにくい定義なんですけれども、そういった形で濃厚接触者に接触した方という、ちょっと定義を持っているということです。

それから、2点目の県外から帰省する方の検査に関してですけども、これは一応、午前中に8番議員にもお答えしたように、まずこの高齢者に関しては、ひらた中央病院になると、わざわざひらた中央病院まで行かなくちゃならないということがありますので、石川郡内の、石川郡の医師会のほうに交渉しまして、高齢者に関しましては、各地元の病院で検査ができないかという、そういう体制を取れないかという相談をしております。検体の採取だけであればできるというような医療機関がありまして、その医療機関を今、調整をしているところです。ですから、町のほうに申込みがあった場合には、ちょっとこれ、断言はできませんけれども、町内の病院で検体を採取して、ちょっと結果は若干遅れる可能性があるということなんですけれども、地元の医療機関でその検査を受けられる可能性があります。この一覧は町のほうで紹介するような形になりますけれども、それはそのときにご案内するような形になります。

それから、県外からの帰省者のPCR検査につきましては、ほかの町村と同じように、帰省者について検査をできるような形で契約を締結しました。この検査につきましては、先ほどおっしゃったような形で、集中した場合の対応というのは一番問題になるのはこれ、確かでありまして、帰省者の場合には、ひらた中央病院と、今のところはそこだけしか検査の契約をしておりますので、確かに集中して浅川町以外の帰省者が、希望者がかなりいれば、ちょっとその検査の体制について問題が生じるのかなど。ただ、病院のほうでも、検査時間の拡幅とか、今までの検査スキルが上がってまして、検査時間がかなり短縮できているということなので、

最大限配慮するというものであります。

さらに、もう一点は、公立岩瀬病院のほうで、基本的に発熱の症状がない方、要するに一般的な希望する方は受付をするという確認を取っていますので、集中した場合には公立岩瀬病院とかへの紹介というのも考えております。

それから、開始時期につきましては、既に回覧を回しましたとおり、現在でももしそういった形で希望者があれば、保健福祉課、または保健センターのほうに問合せをいただいて、うちのほうで、電話等でその中身を確認しながら、検査のほうにご案内をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） 答弁がちょっと漏れたところがありますので、高齢者へのPCR検査のところ、一部助成しますという、この一部助成というのはどのぐらいの割合なのか伺いたいと思います。

それから、県外からの帰省者への検査については、もう既に申込みが始まっていると、こういう理解でよろしいんですか。希望する方は、ちょっとここには書いていないんですけども、詳しくは役場保健福祉課、または保健センターまでご相談くださいという、この部分がそうだとということですね。その部分は分かりました。

1点目のほうをお願いします。

○議長（円谷忠吉君） 保健福祉課長、坂本高志君。

○保健福祉課長（坂本高志君） 申し訳ありませんでした。

一部助成ということで、国ではPCR検査の平均的な価格を算出しておりまして、この金額が上限で2万円。2万円といたしますのは、県内の医療機関で実施できるところが実施している価格でありまして、上限がこの価格ということですので、2万1,000円かかった場合には1,000円だけ持ち出しになりますけれども、2万円は町の、公費のほうから助成をするという形になっております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 次に、（2）即身仏や城山からの風景など町おこしの材料を新年度どう生かすのかの質問を許します。

9番、上野信直君。

〔9番 上野信直君起立〕

○9番（上野信直君） 町では、人口減少対策のさらなる取組を進めるため、浅川町まち・ひと・しごと創生総合戦略を定め、その中で4つの基本目標を掲げています。

1つ目が仕事の確保、2つ目が新しい人の流れを生み出す、3つ目が安心して元気に暮らせる環境づくり、4つ目が地域が輝く魅力的な町づくりであります。

大幅な人口減少が予測されている下で、浅川町を寂れさせないため、これらの目標に全力で取り組むことが現在の我が町最大の課題だと思っております。

以前は、浅川町は8月16日の花火は有名だけれども、それ以外には何もない町だと言われてきました。しかし、この間、小貫の即身仏が国立科学博物館の目に留まって、全国的に知られるところとなりました。また、吉田富三博士がつくり出した吉田肉腫が未来技術遺産に選ばれ、これも広く知られることになりました。さら

には、城山からの風景が福島県の公式イメージポスターにも選ばれました。浅川町は、何もない町どころか、すばらしい宝に恵まれた町であることが第三者の目でもはっきり証明されました。町は、この宝を生かした町づくりに全力を挙げなければならないと思いますが、新年度、どう取り組むのか伺いたいと思います。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） お答えいたします。

これまで、浅川町のすばらしい宝については、町のパンフレットやホームページ、またはテレビや雑誌などの取材があった際にも紹介し、広くPRしてきました。これらの地道なPRが実を結んだのか、ここ数年大きく脚光を浴び始めております。この良い流れを断ち切ることなく、これまで以上にPRを進めるとともに、町独自の政策もさらによりよいものとし、県作成のポスターにもありますとおり、胸を張って「住んで」と言える町づくりに取り組んでいきたいと考えております。

○議長（円谷忠吉君） 9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） その意気込みは分かりました。私がお尋ねをしたいのは、じゃ、具体的に新年度はどういうことにどう取り組んでいくのかなんですよ。せっかくこれだけの宝があるわけですから、それを磨いて光らせる、この仕事が大仕事だというふうに思うんですけども、その点を伺っているわけでありまして、その点のご説明をいただきたいなというふうに思います。

それから、この際ですであれなんですけれども、今回の補正予算で地域おこし協力隊の予算が削られました。2年続けて募集を行ったけれども、応募者がなかったということだったというふうに思います。

私は、この即身仏にしろ、吉田肉腫にしろ、城山の景観にしろ、私たちがこれほどのものがあるのをずっとその価値に気がつかなかったという状況があるわけですよ。ですから、これは外部の皆さんに来てもらって、外から見てそこに光を当ててもらおう、こういう方法もあるのかなというふうに思って、ぜひ新年度、地域おこし協力隊の方をその部分に光を当てるためにお呼びをする、こういうこともあり得るんじゃないかというふうに思うんですけども、その点も併せてお伺いしたいと思います。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 人口減少をなくすためにも、今、9番議員が言ったとおりに、我が町にはすばらしい文化がございます。

そのためにも、来年、即身仏が7月に帰ってきます。私は、前も言ったとおりに、町民全員が花火を打ち上げて、商工会と協力しながら迎えたいと思います。この事業もやはり日本全国何らかの形で発信していきたいと思っております。

また、地雷火、これはやはり、私は城山の地雷火は日本一だと今でも思っておりますので、これも様々なPR、テレビやいろんな面でもう一度営業をしてみたいと思っております。そのほかに城山もあります。箕輪の七人坊主もあります。吉田富三記念館もあります。もう一度ゼロに戻って営業をさせていただいて、浅川町を日本一の町にしたいと考えております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） いいですか。

〔「地域おこし協力隊については」の声あり〕

○町長（江田文男君） 誠にすみませんでした。

本当に、地域おこし協力隊は2年連続不発に終わっております。これは私の不徳の致すところであります。

○議長（円谷忠吉君） 9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） 私は、今の状況の下で一番やれるというのかな、光を当てられる可能性があるのは即身仏だというふうに思っています。というのは、やはり入場された理由が疫病を収めるということですので、今のコロナの状況下では、まさにちょうど合うものだというふうに思っています。

7月に帰ってくるときに、花火を上げるのも結構なんですけれども、実際にあそこに行ってみると、常に開館しているわけではない。パンフレットも多少はあるんですけれども、それほどのももない。あと、ああいふところに付き物のお守りとかお札とか、そういうようなのはちょっと宗教がかかるので、町直接はできないでしょうけれども、そういうものもない。そういうものを求めて来る方というのは、結構多いと思うんですよ、今の時代は。ですから、そういうものに新年度は私、ぜひ取り組んでいただきたい。これは大事な、重要な町おこしの財産になっていくと、私、思っていますので、これから予算編成をされるんだと思うんですけれども、その中でもぜひこの具体化、即身仏を広めていくというのかな、そのための具体化、これをぜひ図っていただきたいなというふうに思います。

それから、地域おこし協力隊については、2年間来なかったのは、それはいろいろ事情があるんでしょうけれども、私、浅川町がどういう条件でその地域おこし協力隊を募集しているのかちょっとパソコンで調べようと思ったら、もう何か終わっちゃってなかったんですけれども、やはりそういう、具体的にこういうことで活動をしてもらいたい、働いてもらいたいんだということを明らかにして、全国には有能な人がたくさんいらっしゃると思うので、そういう方にフィットするような、そういう募集をぜひかけていただきたいなというふうに思うんですけれども、考えを伺いたいと思います。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 即身仏に関しては、来年度に向かって様々な検討は必要だと思っております。これもやはり商工会さんとか町民の方々と一緒にお話をしていきたいと思っております。

それで、私も今言ったように、お土産とかお守りは今、検討しているところでございます。商工会さんでやっているお土産、お守りはかなり評判がよくて、注文も来ております。こういう時代、今、ことも起こっておりますので、即身仏に関してもいろいろとご協力をいただいております。どうか皆様方のお知恵を拝借しながら、来年度に向かってやっていきたいと思っております。とにかく即身仏もこれはおそらく日本一だろうと言われておりますので、頑張っていきたいと思っております。

○議長（円谷忠吉君） 地域おこし協力隊は、今後募集するかはあれですけれども、皆さんでもしそういう方がおれば、ぜひ紹介をしていただきたいと思っております。募集ではなかなか見つかることができませんので、ご協力のほどよろしく願いいたします。

次に、（3）人口減少対策に効果がある若者定住・移住促進住宅の建設を進めよの質問を許します。

9番、上野信直君。

〔9番 上野信直君起立〕

○9番（上野信直君） 町の人口減少対策として目に見える形で効果があったのは、花火の里ニュータウンに建

設された定住・移住促進住宅だったと思います。

そこで、これをさらに増やすべきではないかという観点から3点伺いたいと思います。

1点目ですが、定住・移住促進住宅を建設して、これまでに何人の方が町外から浅川町に移住・定住されたのか、そのうち子供さんは何人なのか、定住・移住促進住宅に一旦入居され、その後そこを出て町内に住み着いた方もいらっしゃると思いますが、その方も含めて人数を伺いたいと思います。

2点目ですが、人口減少対策に明らかに効果がある定住・移住促進住宅をもっと建設すべきではないでしょうか。以前から提案していることですが、考えを伺いたいと思います。

3点目ですが、新年度では建設に取り組むのでしょうか。取り組めないとすれば、何が問題なのか伺いたいと思います。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 1点目につきましては、現在までに17人の方が町に定住し、そのうち子供は7人です。

2点目につきましては、町としても若者向けの定住・移住促進住宅の建設は積極的に進めたいところであります。

3点目につきましては、建設のための財源の確保が一番大きな課題であります。現在のところ、財源の確保が困難であるため、予算計上は予定しておりませんが、事業実施のための検討は引き続き行ってまいりたいと考えております。

○議長（円谷忠吉君） 9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） 僅か4戸の住宅をなかなか売れないでいる花火の里ニュータウンの2区画を活用して住宅を建設をしたと、補助金をもらいながら建設をしたということで、まだそんなに年数もたっていないわけですが、17人の貴重な浅川町の定住者を増やすことができた。しかも、浅川町に少ない、少ないと言われている子供さんが7人もいるということは、これは本当に貴重な成果だったというふうに思います。ですから、財源の確保がなかなか容易でないということでもありますけれども、これはいろいろ知恵を絞って、財源の確保に取り組みながら、ぜひ新年度取り組んでいただきたいというふうに思います。町長からそういう決意があったので、質問はこれで終わります。

○議長（円谷忠吉君） 次に、（4）原発事故による町の損害は全額しっかり東電に払わせよの質問を許します。9番、上野信直君。

〔9番 上野信直君起立〕

○9番（上野信直君） 9年前、国と東電の過失によって発生した東京電力福島第一原発の重大事故により、浅川町は、降り注いだ放射能から町民を守るため、様々な出費をせざるを得ませんでした。原発事故がなければ全く必要がなかった支出について、町は東電に損害賠償を請求しています。これに関し、簡潔に2点伺います。

1点目です。9月議会でも未払いの状況をお聞きしましたが、総額だけの答弁でしたので、改めて一般会計、特別会計を含め、東電に対する賠償請求の未払い分の詳細を伺いたいと思います。

2点目です。賠償を渋る東電に対し、福島県は10月29日、人件費約9,200万円を求め、福島地方裁判所に提訴しました。町はこれまで、東電との話し合いで払ってもらおうという立場で臨んできましたが、しかし、いつまでも加害者である東電の判断任せにして、払ってもらえない損害が残っているという状況を続けるわけにはい

かないと思います。県に倣い、訴訟など強い姿勢で臨み、請求額は全額回収するよう対応すべきではないでしょうか、考えを伺いたいと思います。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） お答えいたします。

1点目につきましては、一般会計においては担当課長より説明させていただきます。

特別会計については、全ての請求は納入されており、未納金はありません。

2点目につきましては、昨今の裁判での判決内容を踏まえ、全額回収するよう粘り強く交渉し、対処してまいります。

○議長（円谷忠吉君） 総務課長、江田豊寿君。

○総務課長（江田豊寿君） それでは、1点目に関して、その詳細について説明を申し上げたいと思います。

未回収分については、大きく7つに分かれております。

まず、1件目ですが、農政関係におきまして、検査機器の購入費用として48万8,250円。2件目としまして、同じく農政関係において、牛ふんの堆肥の検査時に畜産組合の謝礼金として立ち会った費用として5万8,000円。3件目ですが、学校教育関係における学校プール使用不可によるバスの借上料として87万円。4件目ですが、住民課関係において、軽自動車購入費としまして、93万5,800円。5件目につきましては、保健センター関係になりますけれども、内部被曝検査の時間内勤務費用として28万4,880円。6件目ですが、同じく保健センターになります。線量計配布等の通信費としまして、配布文書の送料、線量計測定結果通知の送料として1万5,470円。7件目になります。同じく保健センターにおきまして、線量計の配布のための消耗品、用紙代、封筒代、整理棚購入費用としまして2万6,030円。これら合計としまして、未回収分については、267万8,434円が現在の未回収分となっております。

また、請求額については、1,681万9,111円ですので、回収されている費用は1,414万677円、率にして84.08%が現在の回収額となっております。

また、回収額ですが、昨年度からの回収額を申し上げますと、令和元年度においては、臨時職員の人件費として235万9,000円を回収しております。また、今年度においても、臨時職員の人件費分でございますが、19万980円を回収しております。

回収未収額については、ただいま申し上げました267万8,434円というふうになっております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） 今、一般会計の分で、特別会計は全部弁償してもらったということで、一般会計で残っている7点についてご説明がありました。ちょっと私、書き取れなかったもので、こういうものは資料として議員の皆さんに配ってもらってもいいのかなというふうに思いますので、検討してもらって、その明細について議員の皆さんに配付できれば、配っていただきたいなというふうに思います。まだ267万円余りが残っているということです。

この中で、私、一番疑問に思っているのは、放射能が降って、町の学校のプールも町民プールも使えなくなったということで、体育の水泳の授業をするのに、屋内施設のある、屋根のある施設の矢祭のスインピアでし

たかね、とかを使わせてもらったんですよね。その移動のバス代さえ払ってくれないというのは、これはあまりにもひど過ぎる。私は、東電は加害者ですから、加害者と話し合って、加害者が納得した分を払いますよと、こんな話はないと思うんですよね。本来であれば、東電と被害者が話し合いが折り合わなければADRという方法があったんですけども、ADRも東電がその結果を全てことごとく無視するというようなことになって、機能していないと。全く東電のひどい対応だというふうに思うんですけども、それで県もやむなく提訴をするということになったんだと思います。

そういう点も踏まえれば、私は、いつまでも東電の言いなりになっていないで、やはりそういう強い姿勢で臨む必要があるのではないかと。これは裁判を起こすということになると、いろいろ慎重にならざるを得ない面もあると思うんですけども、町の顧問弁護士なんかと相談をしながら、そういう強い姿勢で対応していただきたいというふうに思います。それが1点目。

それと、もう一つこの際申し上げたいんですけども、今年の9月30日になりわい裁判の仙台高裁の判決がありました。原発事故による原状回復と精神損害に対する賠償を求めた裁判なんですけれども、それに対して、東電のみならず国にも責任があると、連帯して弁償しなさいという判決が下りました。ですから、我が町が今、東電を相手に請求していますけれども、これは国に対しても請求してもおかしいことではないと私は思うんですけども、今、この仙台高裁の判決は最高裁に継続して、まだ確定はしていませんから、そういう部分はあるんですけども、やはり国に対しても私は請求できる余地はあるのかなというふうに思っているんですね。その点について、ぜひ町のほうでも検討していただきたい、このように思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（円谷忠吉君） 総務課長、江田豊寿君。

○総務課長（江田豊寿君） まず、今ご説明申し上げました回収金の内訳ですが、これについては、議会からの要請があれば資料として出すというふうに対応したいと思います。

また、プールの関係ですが、強い姿勢でということで、東電との交渉についても、確かに直接、東電のほうで役場のほうに見えていますんで、そのときに交渉はしております。

この中で今、説明申し上げた、前回は申し上げたかと思いますが、軽自動車の購入費用、資産形成については、これは国の方針に基づき、賠償対象外ということですが、であれば、減価償却費とか、いろんな方法あると思いますんで、この原発事故がなかったらこういうことは発生していないというのがこれは現実ですんで、そういった基本的立場に基づいて、1回請求して、理由があつて、原因が東電の賠償というか、東電の事故ですから、基本的にはそういうことを踏まえまして、請求しているものについては、今申し上げたように、強く請求はしているということで対応しております。また、そういった資産形成で駄目だということであれば、別な算定方法で請求したいということで、いろんな形での話し合いの中では、直接話し合いをしています。今、話あったように、なりわい裁判ですか、2審のほうでも国と東電に賠償責任があるということは存じております。最高裁に上告しているということですので、これらも踏まえまして、対応策については十分検討したいと。

また、県のほうでもこういった原子力の賠償に関する法律相談事業というのを本年度立ち上げていますので、そういったところにおいても、未回収の分についてもそういった相談をしながら、裁判となればそれなりの費用とか手続もありますので、県にそういった事業がありますので、相談をしながら回収に努めていきたいとい

うふうに考えております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） 粘り強く交渉してもらうことも大事なんだろうと思うんですけども、もう事故から9年、長年こうやってきて、払ってくれないという状況を踏まえて、決断するべき時期というのはあるんじゃないかというふうに思います。

あと、この際お聞きしたいんですけども、この弁償金に対して、東電は利息をつけて弁償しているんですか。裁判で、例えばこの中通りは、原発事故後8万円払いましたよね。でも、仙台高裁の裁判所は、それでは足りない、あと9万円払いなさいという、こういう判決だったんですよ。その金額についても、年5%の利子をつけて払いなさいと、こういう判決でした。ですから、納めるべきものを延滞していれば、これ、利息をつけて町も徴収しているわけですから、東電がなかなか払わなかった部分については、当然利子をつけて払ってもらおうと、これは理屈の通る話だと思うんですけども、そういう対応になっているのかどうか、最後に伺って終わります。

○議長（円谷忠吉君） 総務課長、江田豊寿君。

○総務課長（江田豊寿君） 回収した金利については、5%というか、利子等についてはついておりません。確かにそのようなことも請求の一端かなというふうなことを言われていますんで、今後、長年にわたる未回収分の対応について、そういった利息の件についても東電との話し合いの場、また、あと県のほうにも相談をしまして、請求の手續等含めて、その分も今後、交渉をしてみたいと、対応してみたいというふうには考えております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 次に、（5）学校給食費を完全無料化し、子育て支援の強化と教師の負担軽減をの質問を許します。

9番、上野信直君。

〔9番 上野信直君起立〕

○9番（上野信直君） これまで10番議員が度々取り上げてきた問題であります。学校給食費の無償化は、保護者においては経済的負担の軽減、町においては子育て環境の向上や少子化対策、転出者の抑制や転入・移住者の増加などの効果が期待できるもので、年々実施する自治体は増えている状況であります。

福島県内では、今年の9月時点で全額補助が16自治体、6割から9割補助が3自治体、半額補助が当町を含めて7自治体、それ以下の一部補助が13自治体となっております。

我が町の学校給食費の半額助成は、平成28年度、2016年から始まり、既に実施から4年が過ぎます。もうそろそろ全額助成、学校給食費の無償化に踏み出してもよいのではないのでしょうか。現在のコロナ禍の下、子育て世代への支援策としての意義は大きく、また、学校給食費の徴収に関する先生方の余計な負担をなくす意味でも、全額無償化を速やかに実施すべきではないのでしょうか。町長、教育長の考えを伺います。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） お答えいたします。

町においては、平成28年度より半額助成をしておりますが、引き続き当分の間は半額助成で進めてまいりたいと考えております。

我が町の財源には当然限りがあります。先ほどの質問にもありましたが、スクールバスを中学生まで対象を拡大すれば、そちらにも多額の経費がかかります。教育費全体、あるいは町民全体のバランスを考慮しつつ、何を優先すべきか改めて検討していかなければならないと考えております。

また、給食費の徴収につきましては、現在は各保護者の預金口座から引き落としをするシステムで行っておりますので、教職員の負担は軽減されていると聞いております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 教育長、真田秀男君。

○教育長（真田秀男君） ただいま町長が申しましたように、他の新規事業との関係もありますので、今後、検討しなければならないと考えております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） 私は、新たな町民のニーズに応える施策に取り組むと、これは大変重要なことだというふうに思います。すごい町長だな、いい町長だなというふうに思われるためには、そのための財源を生み出すためにも一生懸命頭を使って、いろんなところから財源をひねり出していく、こういう努力も私は極めて重要だというふうに思うんですね。

以前にも提案しましたが、例えば公共施設で使う電力、これの入札、これをやれば、我が町では相当な経費を節減できると、こういう可能性もあります。これは東北電力と5年間の長期契約を結んでいる、だからなかなか難しいと、こういう答弁だったんですけども、途中でその契約をやめて入札制度にしたらば、じゃ、費用は浮かないのかといえ、これはそういう検討は恐らくなされていないんだというふうに思うんですね。私は、様々な分野でなるべく経費の節減に努めると、そして、町民のための、福祉のための費用を生み出す、これは極めて大事だというふうに思うんですね。それをやって、ぜひこれを給食費の半額助成を実現していただきたいなというふうに思うんですよ。その決意をひとつ町長に伺いたいと思います。

それから、給食費の徴収の事務に関して、以前お尋ねをしたときは、先生方の負担になっているという答弁だったというふうに思うんですよ。確かに給食費の徴収は引き落としになっているけれども、口座に残額が足りない人の分は、これはいろいろ先生方が心を砕いて対応しなくちゃならないと、こういう状況があつて負担になっていると、こういう話だったというふうに思うんですよ。負担はないんですか。前の答弁と何か違ってくるような気がするんですが。これは教育長さんに直接お尋ねをしたらいいのかな。どのように対応されるのか伺いたいと思います。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 給食費無料は、この前も言いましたが、もう少しの間お待ちいただきたいと思います。

私は、子供、若者、高齢者にはお金を出し惜しみはいたしません。子供、若者にお金を出さなければ、人口の増加はないと私は思っております。ですから、その給食費はもう少しの間お待ち願いたいと思っております。様々な検討をさせていただきます。

○議長（円谷忠吉君） 教育長、真田秀男君。

○教育長（真田秀男君） お答えします。

給食事務につきましては、町の業務としましては、学校としましては、東邦銀行、白河信用金庫、JAさんの給食費振替日が毎月17日になっていますので、その後、各金融機関に参りまして、振替結果をいただいてまいります。郵便局におきましては、毎月10日前後に振替データを作成して、ウェブ上のシステムを利用してデータを送信するようになります。振替日後に振替結果のデータを受信いたします。それから、各金融機関の振替結果を基に、振替不能者に振替できなかった分を現金で学校に納めてもらう旨の文書を配布いたします。

それで、学校の教職員の負担につきましては、この部分ですね、未納者について納めてもらう文書を配布するという、その部分が負担の部分になってくるかと思いますが、これは、学級担任はこの事務は行っておりません。事務職員です。事務職員がこの事務を行っております。以前と比べればということですが、この振込になってからは、担任の先生の負担は軽減されてきております。事務職員がそれを行っておりますが、事務職員も未納者についての文書を配布するという、その部分は事務の負担にはなりますが、ですから、完全にその負担がないというわけではありませんが、そういう意味で、以前に比べれば負担は軽減されてきているということです。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） まず、町長のほうの答弁なんですけど、もう少しお待ちをいただきたいと、様々な検討をさせていただくと。これは、財源的な裏づけが可能だったら、学校給食費の無償化にこれは踏み出す意欲はあるんだと、こういうふうに捉えてよろしいですか。伺いたいと思います。

それから、2点目、教育長のほうの答弁なんですけど、まだ未納ですよという文書を配るとというのが先生のお仕事だと。私、それだけで終わっているのかなというふうに思うんですよ。その文書を配って、すぐ納まればこれは何の問題もないんですけども、恐らく生活が容易でない方は、文書をもらったってなかなか納められないということになると、やはりこれ、催促をするということの仕事が出てくると思うんですけども、それはクラスの担任は関係なくて、これも事務職員の方が全て行っているんでしょうか。その点を伺いたいと思います。

もし、クラスの担任の先生もいろいろ煩わしい対応をしなくちゃならないということであれば、これはやはり、すぐに全額無償化が無理であれば、学校給食費に関しては、以前も申し上げたとおり、学校に任せるのではなくて、給食費の徴収は、町のほうで徴収事務を担当する公会計に移行すると、これもぜひやるべきだと、考えるべきだというふうに思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 給食費無料は、財源は当然でありますけど、私は、先ほど申したとおりに子供、若者、高齢者、そして文化とスポーツで元気な町づくりをつくるためにも、財源が必要であります。様々な検討をさせていただきたいと思います。

○議長（円谷忠吉君） 教育長、真田秀男君。

○教育長（真田秀男君） その未納者への催促についてですけども、浅川町の場合、給食費につきましては、

年度内に全員納まっております。他の町村と比べまして、本当に浅川町はすばらしいと思っております。給食運営委員会でも、議員さんの中にも運営委員の方いらっしゃいますけれども、年度内に、ここ数年は、私が関与している間は全員完納されておりますので、何度も何度もしつこく催促するような、そういう事務にはなっておりません。

それから、公会計、これについては、検討してまいりたい、視野に入れてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 次に、（6）右折レーンが新設された大名大塚地内の国道118号の側溝に蓋をの質問を許します。

9番、上野信直君。

〔9番 上野信直君起立〕

○9番（上野信直君） 国道118号の高宮葬祭前付近は、袖山入り口から地域福祉センター入り口までの区間、上り線の側溝に蓋が設置されておられません。この付近はもともと坂になっている上に、町道大名大塚背戸谷地線が接続されたことに伴って、国道118号に右折レーンが新設をされ、コンビニなど店舗もでき、交通の流れが複雑化しています。このため、雪のときなどに蓋のない側溝に車が落ちる事故を心配する声が出ています。事故を未然に防止するため、蓋の設置を県に求めるべきではないかと思いますが、考えを伺います。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） お答えいたします。

ご質問の側溝の蓋の件につきましては、町道箕輪袖山線の袖山入り口交差点から地域福祉センター入り口までの設置を県に要望いたしております。県のほうからは、予算に応じて順次設置をすると回答を得ました。

○議長（円谷忠吉君） 9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） 予算に応じて、前向きに県のほうでも取り組んでくれるということなんですね。ありがとうございます。

それで、順次設置するということなんですけれども、これ、いつ頃になるのでしょうか。予算がないのでできません、今年度もできませんということにはこれ、ならないとは思うんですけれども、大した工事じゃないですからね。具体的にはどういうふうになっていくのか伺いたいと思います。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 今年度の予算が多少残れば、まず400メートル近くありますので、恐らく200メートル、半分ぐらい今年度中にできるかなと思っておりますが、なお、補足説明を課長より説明させていただきます。

○議長（円谷忠吉君） 建設水道課長、八代敏彦君。

○建設水道課長（八代敏彦君） 県の担当のほうからも設置しますということで回答を受けて、現地も確認をしております。一番は、大名大塚背戸谷地線の新しくできた交差点付近の側溝の付近が道路の通行上、議員さんも言われたとおり変わっておりますので、まずそこを中心に、町長、200メートルと申し上げましたが、ちょっと予算の関係で、県道となるべく早く設置できるような形で要望してまいりたいなというふうに思っております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） いいですか。

9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） 予算の関係でというんだから難しいのかもしれないけれども、今年度中に予算が余れば、もう一部は着工されると、こういうふう理解してよろしいですか。

○議長（円谷忠吉君） 建設水道課長、八代敏彦君。

○建設水道課長（八代敏彦君） 申し訳ありませんが、まだそこまでの確認は取れておりませんので、県のほうに再度確認をして、早めの設置をお願いしたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 次に、（7）社保の子供医療費の窓口負担ゼロを郡山市の医療機関にも広げよの質問を許します。

9番、上野信直君。

〔9番 上野信直君起立〕

○9番（上野信直君） 福島県では、18歳以下の子供の医療費が無料になっています。この無料の意味は2種類あって、かかった医療機関の窓口で本人の自己負担分を全く払わなくてよい現物給付方式と、窓口で自己負担分を一旦支払って、後で役場に請求して払った分を返金してもらう償還払い方式があります。支払いが一切なく、役場での手続も不要なので、住民にとって便利なのは現物給付方式であることは言うまでもありません。

子供の医療費は、国保の子供に関しては県内どの医療機関でも現物給付になっています。しかし、社会保険の子供については地域が限定され、現物給付は町が医師会などと話し合っ合意した石川郡、東白川郡、白河市、西白河郡、岩瀬郡、須賀川市の医療機関だけあります。これで大方は現物給付になるんでしょうけれども、最近では郡山市内の小児科等にかかる子供が少なくなると、現物給付を郡山市にも広げてほしいという声が出ております。この問題と関連した問題で、以下3点伺いたいと思います。

1点目です。郡山市内の医療機関にかかっている18歳以下の子供はどのくらいいるのか、前年度、または今年度中途までの実績を伺いたいと思います。

2点目です。郡山医師会等と交渉して、現物給付を実現できないのでしょうか。実現するために今後、取り組む考えについて伺いたいと思います。

3点目ですが、18歳未満の障害を持つ児童には、児童福祉法に基づき、育成医療という医療費助成制度があります。これの現物給付化についても以前の議会で質問しましたが、国の制度であって、一自治体では難しいという答えだったと記憶をしております。しかし、その後、いわき市では現物給付になっているという話を耳にしました。一自治体でできないことではないのなら、我が町でも現物給付化を図るべきではないでしょうか。伺いたいと思います。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 1点目の郡山市内の医療機関にかかっている子供は、令和元年度実績で147件、今年度は11月までの実績で113件となっております。

2点目の郡山医師会との交渉については、実現に向けて協議を行ってみたいと思いますが、郡山医師会は大

きな組織であるため、郡山市内の各医療機関の調整等が難しい点であるかと思われます。

また、以前、重度心身障害者医療費についてのご質問でもお答えしたように、現物給付方式に変更する場合は、各医療機関、国民健康保険団体連合会や社会保険診療報酬支払基金等との契約が必要となり、医療費助成給付券の発行、受給者数の問題などがあることをご理解いただきたいと思います。

3点目の育成医療費につきましても、子供医療費、重度心身障害者医療費と同様、現物支給の検討を行いたいと思います。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） 実績だと大体140、前年度実績で147件と、大変多くの方が郡山地域の医療機関を受診されていると。社保の方は、一旦窓口で自己負担分を支払って、後日役場に来て、申請書を出して返金を求める、その後返金してもらおうと、こういう面倒な手続をしなければならない状況になっていると、こういうことでもありますので、ぜひ郡山市内の医療機関でも現物給付が実現できるように、社保の皆さんも一切お金を払わないで医療を受けられるように取り組んでいただきたいと思いますというふうに思います。

とりわけ、平成31年1月には郡山広域圏が誕生しました。私自身は、これは町村合併の形を変えたやり方ではないかという危惧があったものですから、賛成はしなかったんですけども、結局これができたということでもあります。何でつくったかという、住民の利便性を向上させるんだと、これが主要な目的ですよ。であれば、私たちも加盟しているこの郡山広域圏の中で、社保の医療費を共通して現物給付にしようということは、これはぜひこの広域圏の中でも主張していただきたい。浅川町が単独で医師会と話し合うのではなくて、そういう場を通じて、そういうところからも郡山の医師会に働きかけをしていただきたい、そういうふうに思うんですよ。そのほうが恐らく効果はあるんじゃないかというふうに思うんです。その点についてお考えを伺いたいと思います。

それから、郡山には確かに医療機関がたくさんあって、医師会に加入しているお医者さんの中には、なかなか難しい方もいらっしゃるかもしれません。でも、なるべくできるところからだけでも、実施できるんだつたらば、これは早いにこしたことはないの、やっていただきたいというふうに思うんです。そういう方策もぜひ検討していただきたいと思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） なお、今度、会議、集まりがありましたら、住民の利便性を考えて提案をさせていただきますと思います。

○議長（円谷忠吉君） 9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） 実現に向けて、郡山市の医師会とも話をするし、広域圏の中でも話合いの提案をしていくと、こういうことでよろしいですか。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） そのとおりです。

○議長（円谷忠吉君） 以上で一般質問は終わりました。

---

◎散会の宣告

○議長（円谷忠吉君） 以上で本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会します。

散会 午後 4時29分